

令和 4 年

国見町議会会議録

第 3 回 定例会

令和 4 年 9 月 6 日開会

令和 4 年 9 月 16 日閉会

国見町議会

令和4年第3回（9月）国見町議会定例会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

第1号（9月6日）

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
遅参及び早退議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	5
本会議に出席した事務局職員	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
福島地方水道用水供給企業団議会（東海林一樹君）	7
陳情の付託	7
議案の上程（報告第8号～諮問第1号）	7
町長提案理由の説明	8
協議会関係の報告	14
代表監査委員の報告	14
散会の宣告	15

第2号（9月7日）

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
遅参及び早退議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	18
本会議に出席した事務局職員	18
開議の宣告	19

一般質問	19
3番 穴戸武志君	19
①当町における消防団について	
②くにみプレミアム商品券の検証	
10番 渡辺勝弘君	27
①当町における災害応援受け入れ計画「受援計画」について	
5番 山崎健吉君	33
①当町における交通安全対策の取り組みについて	
②施設の統廃合等による利用方法について	
7番 村上 一君	44
①農業振興による過疎対策について	
1番 蒲倉 孝君	51
①企業誘致について	
②国見町内のガードレールについて	
6番 小林聖治君	57
①新型コロナウイルス感染拡大防止について	
②農繁期の労働力の確保について	
12番 浅野富男君	64
①安倍元首相の国葬について	
②国見町水道ビジョンについて	
散会の宣告	70

第3号（9月9日）

議事日程	71
出席議員	72
欠席議員	72
遅参及び早退議員	72
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	72
本会議に出席した事務局職員	72
開議の宣告	73
報告第 8号 健全化判断比率の報告について	73
報告第 9号 資金不足比率の報告について	73
報告第10号 専決処分の報告について	73
報告第11号 専決処分の報告について	74
議案第47号 国見町過疎地域持続的発展計画の策定について	74

議案第 48 号	国見町教育支援センター条例	83
議案第 49 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	83
議案第 50 号	国見町税特別措置条例の一部を改正する条例	84
議案第 51 号	令和 4 年度国見町一般会計補正予算（第 3 号）	85
議案第 52 号	令和 4 年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	97
議案第 53 号	令和 4 年度国見町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	97
同意第 2 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	98
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	98
	散会の宣告	99

第 4 号（9 月 16 日）

議事日程	101	
出席議員	102	
欠席議員	102	
遅参及び早退議員	102	
地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	102	
本会議に出席した事務局職員	102	
開議の宣告	103	
認定第 1 号	令和 3 年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について	103
認定第 2 号	令和 3 年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について	124
認定第 3 号	令和 3 年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について	124
認定第 4 号	令和 3 年度国見町石母田財産区一般会計歳入歳出決算認定について	125
認定第 5 号	令和 3 年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	126
認定第 6 号	令和 3 年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	127
認定第 7 号	令和 3 年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	128
認定第 8 号	令和 3 年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	130
認定第 9 号	令和 3 年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	131
認定第 10 号	令和 3 年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について	131

認定第 1 1 号	令和 3 年度国見町水道事業会計決算認定について……………	132
議案第 5 4 号	令和 3 年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について……………	132
委員長報告		
陳情第 2 7 号	シルバー人材センターに対する支援について意見書の提出を求め る陳情……………	134
追加日程の議決……………		135
発議第 5 号	シルバー人材センターに対する支援を求める意見書……………	135
議員の派遣について……………		136
常任委員会の所管事務調査について……………		136
町長挨拶……………		136
閉議及び閉会の宣告……………		138

国見町告示第110号

令和4年第3回国見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月22日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和4年9月6日

2. 場 所 国見町議会議場

応招不応招議員

・ 応招議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	3番 宍戸武志君	4番（欠番）
5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君	7番 村上 一君
9番（欠番）	10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君
12番 浅野富男君	13番 八島博正君	14番 東海林一樹君

・ 不応招議員

2番 八巻喜治郎君	8番 佐藤定男君
-----------	----------

第 1 目

令和4年第3回国見町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年9月6日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 陳情の付託
 - 陳情第27号 シルバー人材センターに対する支援について意見書の提出を求める陳情
- 第 5 報告第 8号 健全化判断比率の報告について
- 第 6 報告第 9号 資金不足比率の報告について
- 第 7 報告第10号 専決処分の報告について
- 第 8 報告第11号 専決処分の報告について
- 第 9 議案第47号 国見町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第10 議案第48号 国見町教育支援センター条例
- 第11 議案第49号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第50号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第51号 令和4年度国見町一般会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第52号 令和4年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第53号 令和4年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第16 認定第 1号 令和3年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第17 認定第 2号 令和3年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 認定第 3号 令和3年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 4号 令和3年度国見町石母田財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 5号 令和3年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 6号 令和3年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第 7号 令和3年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第 8号 令和3年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第 9号 令和3年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 認定第10号 令和3年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について

いて

- 第26 認定第11号 令和3年度国見町水道事業会計決算認定について
- 第27 議案第54号 令和3年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について
- 第28 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第29 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

・出席議員（10名）

1番 蒲倉 孝君	3番 宍戸武志君	4番 （欠番）
5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君	7番 村上 一君
9番 （欠番）	10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君
12番 浅野富男君	13番 八島博正君	14番 東海林一樹君

・欠席議員（2名）

2番 八巻喜治郎君	8番 佐藤定男君
-----------	----------

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農業委員会 事務局 長	実沢隆之君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会計課 長	阿部善徳君	教 育 次 長	東海林八重子君
学校教育課長	大勝晴美君	幼児教育課長	佐藤温史君
生涯学習課長	小野笑子君	農業委員会会長	渋谷福重君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	渋谷康弘君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	石澤 廣君		

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

本定例会は、地球温暖化対策などのためにクールビズに取り組んでおりますので、暑い場合は上着を脱いで臨まれても構いませんので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回国見町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、八巻喜治郎議員、佐藤定男議員より、入院治療のため本定例会を欠席する旨、届出がありましたので、報告いたします。また、建設課長より、病気療養のため本定例会を欠席する旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番山崎健吉君、6番小林聖治君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月16日までの11日間と決定いたしました。

なお、本定例会にあたり、町長、農業委員会会長、監査委員、関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めていますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（澁谷康弘君） 議会関係についてご報告いたします。

令和4年第2回議会定例会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

また、第2回議会定例会で可決いたしました「地方財政の充実・強化を求める意見

書」及び「被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」については、6月28日に内閣総理大臣ほか関係機関に送付いたしました。

本定例会に、町長より別紙議案提出書のとおり報告4件、議案8件、認定11件、同意1件、諮問1件が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情3件であります。請願はありませんでした。

一般質問の通告は7議員で、お手許に配付の一般質問通告一覧表のとおりであります。

例月出納検査の結果について監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

以上、報告いたします。

議長（東海林一樹君） 次に、一部事務組合関係について。

本席より私から、福島地方水道用水供給企業団議会について報告いたします。

去る8月23日午後2時より、福島地方水道用水供給企業団議会が開催されました。提出されましたのは、議案1件と報告1件であります。

議案第5号は、令和3年度福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算認定の件でありまして、これは原案どおり可決、承認されました。

また、企業団水道用水供給事業会計予算の継続費精算の件が報告されました。

詳細につきましては、お手許に配付いたしました資料をご覧ください。

以上で福島地方水道用水供給企業団議会の報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇陳情の付託

議長（東海林一樹君） 日程第4、陳情の付託について。

本日までに受理した請願・陳情は、陳情3件であり、お手許に配付した陳情文書表のとおり、陳情第27号は産業建設常任委員会に付託いたしましたのでご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（報告第8号～諮問第1号）

議長（東海林一樹君） この際、日程第5、報告第8号から日程第29、諮問第1号までの報告4件、議案8件、認定11件、同意1件、諮問1件を一括上程いたします。

なお、この25件については、本日提案理由の説明を受け、うち報告第8号から議案第53号及び同意第2号、諮問第1号までの13件については、9日に議案説明、質疑、採決を行い、認定第1号から議案第54号までの令和3年度各会計決算認定及び水道事業未処分利益剰余金の処分につきましては、最終日の16日に議案説明、質疑、採決を行いますので、ご了承願います。

書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

(書記 議案提出書を朗読)



◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 令和４年第３回国見町議会定例会を招集したところ、議員の皆様には出席いただき、ありがとうございます。

本定例会に提案した議案について説明します。

本定例会には、健全化判断比率の報告などの報告４件、過疎地域持続的発展計画、条例制定及び改正などの一般議案４件、一般会計及び各特別会計の補正予算議案３件、令和３年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定等１２件、人事案件２件の計２５件の当面する緊急で重要な案件を提案しました。

冒頭、福島県沖地震の対応について申し上げます。

まず、罹災・被災調査は終了しており、住家では全壊７棟、半壊以上１９６棟、準半壊と一部損壊を合わせて１，０４８棟、合計１，２５１棟、このほか非住家では１７９棟が半壊となっています。

次に、被災家屋などの公費解体事業についてです。

１７２件の申請があり、査定終了後に随時発注を進めます。不足する予算を本定例会に計上しています。

次に、町罹災救助給付金及び被災者生活再建支援についてです。

住家に半壊以上の被害があった１９０件１９７世帯に見舞金を交付しました。再建支援には１８件の申請があり、それぞれ申請受付と給付の対応を継続して進めます。

次に、住宅応急修理事業についてです。

現在、６４４件の申請がありますが、１１月１５日まで申請受付を延長し、１２月３１日までの完了分まで対応することとします。

次に、町税等の減免についてです。

固定資産税３００件、国民健康保険税１１２件、介護保険料２５６件、合計２０００万円弱の減免となる見込みです。

次に、公共施設についてです。

観月台体育館は、これまでこの体育館を使用していた団体にタウンミーティングを行って、利用者の声を聞いています。観月台文化センターエレベーターは、７月中旬に復旧しました。また、その他の公共施設は、順次復旧に向けた設計、工事を行っています。

次に、文化財についてです。

旧小坂村産業組合石蔵は、所有者のＪＡふくしま未来が除却を完了し、奥山家住宅はグループ補助金を申請しています。なお、グループ補助金は、１３事業所が申請をしています。

次に、令和４年６月第２回議会定例会以降の町政執行の主なものについて申し上げます。

初めに、健やかに暮らせるまちづくりについて申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

第7波の影響で7月に45人、8月には189人が感染し、感染者数は過去最高を記録しました。引き続き感染拡大の防止、感染者への支援を進めます。また、ワクチン接種事業は、4回目のワクチン接種を継続するほか、さらに5回目に向けた準備を進めるため、本定例会に予算を計上しています。

次に、保健師出前健康相談についてです。

8月24日から9月1日まで、集団健診の事後指導として各地区に出向いて健康相談会を開催しました。

次に、敬老会についてです。

各地区の役員会で調整し、9月17日に町内3か所で開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見通せないため、本年度の開催は中止としました。

2つ目、安全・安心な優しいまちづくりについて申し上げます。

まず、災害協定についてです。

7月28日、災害時の通信施設の迅速かつ円滑な復旧を図るため、東日本電信電話株式会社福島支店と災害時等における通信復旧の協力に関する協定を締結しました。

次に、防災マップについてです。

県の浸水想定区域の変更に対応するため、町防災マップの改訂版を配布し、今週末には、防災対策会議を6か所で開催し、危険エリアや避難行動の確認、避難所開設や運営についての訓練を実施します。

次に、国・県への要望活動についてです。

6月24日、中山国土交通副大臣に、伊達橋・伊達崎橋・昭和大橋の早期復旧の緊急要望書を提出しました。また、8月31日には、福島県土木部長と県北建設事務所長に、西大枝地内の歩道未整備箇所の事業促進を求める要望書を提出しました。

次に、滝川、滑川河川改修事業についてです。

県が実施している滝川築堤と滑川築堤とこれに伴う町道橋架け替えの河川改修工事は、順調に進捗しているとの報告を受けています。

次に、防染対策事業・仮置場原状回復工事についてです。

原状回復工事を順次発注し、年度末には町内全ての仮置場の返地が完了する予定です。

次に、令和4年産米のモニタリング検査についてです。

本年産米も9月下旬からモニタリング検査を実施します。町内15か所の圃場を選定し、その準備を進めています。

次に、福島県森林・林業・緑化協会表彰の伝達についてです。

内谷桐目木共同山組合がふくしま森づくり大賞を、前石母田財産区議会議長の菅野和雄さんが緑化功労者表彰をそれぞれ受賞し、町から伝達しました。

3つ目、未来につながるまちづくりについて申し上げます。

まず、結婚世話やき人についてです。

6月26日、結婚世話やき人主催交流事業のはな結びくにみが、男性9人、女性7人が参加し、開催されました。引き続き無料相談会と交流会を実施していきます。

次に、すすくももさぼ祝い金と支援品の贈呈についてです。

祝い金は今年度累計で8件に交付し、あわせて、新生児用肌着と紙おむつも贈呈しました。

次に、(仮称)くにみ学園構想策定についてです。

これまで、コミュニティ・スクール委員会、町教育研究会などでワークショップを開催し、また、9月2日には第1回くにみ学園基本構想策定委員会を開催し、町の現状と今後の教育の在り方の議論を始めました。

次に、国見町教育支援センターについてです。

不登校の児童生徒が安心して通い、学習や交流活動ができる居場所として、6月28日から体験通級を始め、週2日の開設で児童生徒4人が登録し利用しています。今後正式に開設するため、本定例会に設置条例の議案を提出しています。

次に、公営塾ハルについてです。

公営塾ハルでは、小学5年生14人、6年生23人、中学1年生29人、2年生17人、3年生22人が通塾し、学びを深めています。

次に、公営塾プロジェクト学習「フミダス！」についてです。

7月15日、フミダス！ツアープレゼンを実施し、中学2年生2人がクラウドファンディングで支援を募り、8月1日から5日に京都府宮津市でのフミダス！ツアーへ参加し、まちづくりを学んでいます。8月27日には報告会を開き、体験学習の成果を発表しました。

次に、地域学校協働本部事業についてです。

国見っ子わんぱく広場野外活動と少年仲間づくり教室キャンプの両事業ともに、感染対策に配慮して実施しました。児童の生きる力を向上させる一助になりました。

次に、青少年健全育成事業についてです。

7月23日、岩手県平泉町との児童交流事業を3年ぶりに実施しました。児童館の交流を図るとともに地震被害支援の御礼を伝えました。

次に、図書館事業についてです。

7月31日、第1回国見町ビブリオバトルを開催し、中学生3人のバトラーが参戦、チャンプ本を決定しました。

次に、スポーツ事業についてです。

7月に開催された県民スポーツ大会の壮年ソフトボール、ソフトテニス、家庭バレーボールの3種目に町代表の選手・チームが出場し、熱戦を繰り広げました。また、夏休みには、短期スイミングスクールを実施し、19人の児童が泳力を伸ばしました。

次に、有形文化財の国登録についてです。

7月22日、文化庁の諮問機関から文化庁へ、貝田地区の松田家住宅の国登録有形文化財登録の答申がありました。文化庁での事務手続を経て正式に登録される予定で

す。登録後は、所有者と連携してその活用に取り組んでいきます。

4つ目、恵まれた資源を活かしたまちづくりについて申し上げます。

まず、農業振興地域整備計画の見直しについてです。

8月22日から9月12日まで、整備計画検討委員会がまとめた整備計画案のパブリックコメントを実施しています。県との協議を経て、来春に整備計画を決定する予定です。

次に、ひょう害対策についてです。

6月2日と3日の降ひょうでモモなどの農作物に被害が発生したため、営農継続に向けた支援策として、本定例会に予算を計上しています。

次に、鳥獣被害対策についてです。

野生動物撃退装置モンスターウルフを新たに3台導入しました。昨年導入した1台を含む合計4台を被害の多い地域に設置し、鳥獣被害の防止に努めます。

次に、くにも農業ビジネス訓練所についてです。

長期、短期それぞれの研修は、計画どおり進んでいます。4人の長期研修生は、来春の自立就農に向け、精力的に研修しています。また、8月7日には、道の駅国見あつかしの郷であつかし農友会が主催する夏マルシェを初めて開催し、好評でした。

次に、風評対策事業についてです。

モモの最盛期に合わせ、7月23日岩手県平泉町、7月24日栃木県茂木町、7月30日、31日岐阜県池田町、そして8月5日、6日北海道ニセコ町でそれぞれモモのPR販売を行いました。いずれも完売でした。また、8月2日には内堀知事が、道の駅国見あつかしの郷でモモのトップセールスを行っています。

次に、中小企業・小規模企業の振興についてです。

中小企業・小規模企業振興条例を策定するため検討委員会を設置して、条例案と具体的な施策の協議検討を進めています。

次に、道の駅国見あつかしの郷についてです。

指定管理者第三者評価選定委員会では、指定管理者の国見まちづくり株式会社の令和3年度の評価を行いました。

5つ目、相互理解と共感のあるまちづくりについて申し上げます。

まず、過疎地域持続的発展計画についてです。

8月23日に開催した総合計画審議会の答申を受け、本定例会に議案として提案しています。また、併せて第6次総合計画の基本計画の一部見直しも行っています。

次に、個人県民税優良市町村に対する県知事感謝状についてです。

8月1日、本年度の知事感謝状が国見町に贈られました。国見町は、大震災の年を除き16期連続での受賞です。引き続き収納率の向上に努めます。

次に、マイナンバーカードの交付状況についてです。

7月末日現在で、町から本人に交付したカードは4,279枚で、交付率は50.5%です。月1回の日曜臨時窓口開設とともに、出張申請受付やマイナポイントの啓発を含め、一層の普及を図ります。

最後に、町として生きるまちづくりについて申し上げます。

まず、タウンミーティングについてです。

7月から8月にかけて、町内の各種団体との懇談を11回行っています。今後も多様な職種、世代との直接対話を進め、引き続き町政執行に生かしていきます。

次に、義経まつりについてです。

6月24日、義経まつり実行委員会を組織し、9月23日の開催を決定しました。3年ぶりの開催となる今年度の義経まつりは、新型コロナウイルス感染症にも配慮して、メインイベントの武者行列を継続しながらコンパクトに、楽しさをアップした内容となる予定です。

次に、くにみ蓮まつり2022についてです。

7月16日から31日までの土日、祝日に蓮マルシェ、土器づくり体験、甲冑体験などをあつかし千年公園で開催しました。多くの方が来園し、楽しみました。

次に、七夕まつりについてです。

8月6日、あつかし歴史館で大木戸むらづくりの会と共催で実施しました。七夕飾り付け体験、メダカすくい、プラネタリウムなどを行い、多くの子ども連れでにぎわいました。

次に、国見町希望の光プロジェクト2022についてです。

8月6日、国見夏まつり実行委員会が主催したこの事業では、町内3か所同時に花火が打ち上げられました。併せて、町内7店舗の特製弁当を無料宅配するサービスも行われました。

次に、官民共創コンソーシアムについてです。

7月1日、コンソーシアム参画企業から推薦された4人に委嘱状を交付し、防災、福祉、農業、教育など様々な分野で民間の高い知見や手法を町の取組に活用していきます。

次に、板橋南子育て住宅についてです。

これまでに2世帯の入居でしたが、9月に2世帯の入居見込みとなりました。

次に、桃の木オーナー制度についてです。

2年目を迎えたこの事業は、4月に摘花体験、6月に袋かけ体験、7月、8月に収穫体験を実施し、延べ180人が参加しています。

それでは、本定例会に提案した各議案の概要を申し上げます。

報告第8号「健全化判断比率の報告について」から報告第11号「専決処分の報告について」までの4件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び地方自治法の規定に基づき、議会へ報告するものです。

議案第47号「国見町過疎地域持続的発展計画の策定について」は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第48号「国見町教育支援センター条例」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、新たに制定するものです。

議案第49号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」と議案第

50号「国見町租税特別措置条例の一部を改正する条例」は、法令の一部改正に伴い、町条例の所要の改正を行うものです。

議案第51号「令和4年度国見町一般会計補正予算（第3号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10億6000万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ78億1500万円とするものです。

歳出補正の主なものは、防災関連車両研究開発事業、福島県沖地震の災害廃棄物処理事業、ひょう害対策事業、トイレ洋式化事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業などの増によるものです。

議案第52号「令和4年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」と議案第53号「令和4年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、事業費の増や繰越金の整理などによるものです。

次に、各会計の決算認定についてです。

まず、認定第1号「令和3年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について」です。

歳入決算額は80億7572万5000円、歳出決算額は73億1252万5000円で、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は5億1287万5000円の黒字決算となりました。

令和2年度決算と比較すると、歳入で0.6%、歳出で1.8%減少とほぼ前年並みとなりました。その理由は、特別定額給付金事業終了による減の一方、震災災害復旧事業や災害廃棄物処理事業が増になったことなどで、ほぼ同程度の規模となりました。

次に、認定第2号「令和3年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について」から認定第10号「令和3年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について」までの9件ですが、いずれも黒字決算です。そして、これらの決算内容は、それぞれ理事会や運営協議会で同意を得ています。

次に、認定第11号「令和3年度国見町水道事業会計決算認定について」と議案第54号「令和3年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について」です。

水道事業は、生活用水の安定供給を図りながら、経費節減や合理化など、一層の経営健全化に努めた結果、当年度の未処分利益剰余金は1663万6000円となりました。このうち、減債基金積立金に1240万円を積み立て、翌年度への繰越利益剰余金を423万6000円とするものです。

なお、この内容は、水道事業経営審議会の同意を得ています。

次に、同意第2号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、志村裕美委員が令和4年9月30日で任期満了となるため、引き続き志村裕美さんを適任と認め、任命したいので、議会の同意を求めるものです。

次に、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、赤坂正弘委員が、令和4年12月31日で任期満了となるため、引き続き赤坂正弘さんを適任と認め、推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

以上、本定例会に提案した各議案の提案理由の趣旨を申し上げましたが、各議案の内容、係数などは、審議に先立ち、関係課長がそれぞれ説明しますので、慎重審議の

上、速やかにご議決くださるようお願いし、提案理由の説明とします。よろしく願
いします。



◇協議会関係の報告

議長（東海林一樹君） 続いて、協議会関係について担当課長の説明を求めます。

伊達市桑折町国見町火葬場協議会について、住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 伊達市桑折町国見町火葬場協議会について報告いたします。

去る8月25日、桑折町役場会議室におきまして、令和4年第2回伊達市桑折町国
見町火葬場協議会が開催されました。

提出された案件は1件で、認定第1号、令和3年度伊達市桑折町国見町火葬場協議
会会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入決算額については2009万6399円、歳出決算額は1688万1776円
であり、歳入歳出差引き残金321万4623円は翌年度へ繰り越したいとするもの
であります。

歳入の主なものは、分担金及び負担金の1572万2000円であり、そのうち国
見町分は444万9000円で、負担率は28.9%であります。

歳出の主なものは、火葬場施設における燃料費、修繕費からなる需用費で687万
4385円、火葬及び施設管理費からなる委託料で957万6874円でありました。

なお、国見町の火葬場利用件数は147件であり、令和2年度の148件とほぼ同
数であります。

以上、令和3年度決算について、原案どおり認定されました。

なお、詳細につきましては、配付されております写しをご覧くださいと思いま
す。

以上、伊達市桑折町国見町火葬場協議会の報告といたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明、協議会関係の報告は終わりました。



◇代表監査委員の報告

議長（東海林一樹君） 次に、令和3年度各会計決算審査及び健全化判断比率、資金不足
比率の審査の結果について、佐藤徳正代表監査委員より報告を求めます。代表監査委
員。

代表監査委員（佐藤徳正君） 令和3年度の決算審査について報告いたします。

令和3年度の各会計決算審査及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づ
く健全化判断比率、資金不足比率について審査を行いましたので、その結果について
ご報告を申し上げます。

審査に付されました令和3年度一般会計並びに特別会計の決算、健全化判断比率並
びに資金不足比率につきまして、8月17日から8月24日までの期間の中で審査を
いたしました。

まず、審査手続につきましては、各会計決算書、歳入歳出決算事項報告書、実質収

支に関する調書など、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、さらに財政運営が適正であったかどうかを主眼として審査を行いました。

その結果、総括的には一般会計をはじめ各会計とも黒字を維持しており、計画的な財政執行により収支の均衡と健全な財政運営が行われているものと認められました。

次に、健全化判断比率、資金不足比率の審査につきましては、提出された健全化判断比率の算定とその基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

その結果、いずれも適正に行われているものと認められました。

健全化判断比率では、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに、実質収支は赤字でないので、この比率は発生いたしません。

実質公債費比率は3.2%であり、早期健全化基準である25%を下回っているので、良好と言えます。

将来負担比率は2.4%で、基準の350%を下回っているので、良好な状態であります。

公営企業の経営状況を示す資金不足比率については、水道事業会計、公共下水道事業特別会計、土地開発事業特別会計のいずれも資金不足がないため、この比率は発生いたしません。

詳細につきましては、議員の皆様のお手許に配付しております意見書をご覧くださいと存じます。

簡単であります。決算審査及び健全化判断比率並びに資金不足比率についての審査報告といたします。



◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

午前11時より本議場において、議案調査会を行います。

その後、総務文教常任委員会を委員会室で、産業建設常任委員会を中会議室北側で開催いたします。

明日7日は午前10時より本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前10時50分)

第 2 目

令和4年第3回国見町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年9月7日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

・出席議員（10名）

1番 蒲倉 孝君	3番 宍戸武志君	4番 （欠番）
5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君	7番 村上 一君
9番 （欠番）	10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君
12番 浅野富男君	13番 八島博正君	14番 東海林一樹君

・欠席議員（2名）

2番 八巻喜治郎君	8番 佐藤定男君
-----------	----------

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農業委員会 事務局 局長	実沢隆之君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会計課 課長	阿部善徳君	教 育 次 長	東海林八重子君
学校教育課長	大勝晴美君	幼児教育課長	佐藤温史君
生涯学習課長	小野笑子君	農業委員会会長	渋谷福重君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	渋谷康弘君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	石澤 廣君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇

◇

◇

◇一般質問

議長（東海林一樹君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言願います。

なお、この際申し上げます。

各議員の発言は、答弁も含めて60分までは認めることといたします。

最初に、3番宍戸武志君。

宍戸武志君。

（3番宍戸武志君 登壇）

3番（宍戸武志君） マスクを外させていただきまして、質問をいたします。

事前通告した内容により質問を行います。

まず第1番目、当町における消防団について。この件については、今月、防災の日も併せて、もう一度消防団、我々知っていて知らない消防団ということで確認の意味も含めまして、質問させていただきたいと思っております。

これに参考資料としまして、「消防団120年史」（財団法人日本消防協会）、「消防団の源流をたどる」（近代消防社）、この2冊を主な参考文献としまして、質問をさせていただきたいと思っております。

昨今の消防団は気象異常等により、非常に広範囲かつ重要な役割を果たしています。当町消防団は、町民の生命、身体、財産を保護しています。従来にも増して、なくてはならない存在となっております。

1番目としまして、消防団の課題の一つとしまして、団員不足ということが最近話題になっております。当町における消防団員の基準定数は何人か、どのように決められているのか。例えば、人口割等、または面積、または人口と面積。

当町には3月末時点で消防団員は何名か。近年では、女性消防団員の活躍が報じられております。男性団員とは異なる知識、経験や人的ネットワークを持っております。特徴を生かす団員の役割が期待できます。ところで、当町では女性消防団員が組織されていると伺っています。組織されていれば何人か、お伺いしたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 3番宍戸議員のご質問にお答えいたします。

国見町の消防団の定数につきましては、国見町消防団設置に関する条例で266名と定められており、現在の団員数につきましては230名です。定数についての国の

基準というのは、特に設けられておりません。

また、女性消防団員については現在2名という状況です。このほかにも、女性防火クラブがございまして、こちらについては282人が所属して家庭での火災予防を中心とした活動を進めている、以上でございます。

答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 次に移ります。

全国の消防団員の数は、現在約80万人。年間1万人前後のペースで急速に減り続けております。当町も同様であると察します。

団員離れの一因に、報酬、出勤報酬の支給方法にも原因があるとされております。これは、毎日新聞で、5月だったと思うんですけども特集を組んでおります。また、3年前、時事通信社でも特集を組んでございまして、このような問題が取り上げられております。一部には、今なお個人に支給すべき報酬を飲み食いや旅行代などに充てる慣習があると報じられております。当町においては、報酬、出勤報酬の支払いはどのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 答えいたします。

支払い方法につきましては、副分団長以上につきましては個人ごとに現金で、部長以下につきましては部ごとに現金で支給しており、受領印については個人ごとにいただいております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） これについて現金でお配りしている、それで多分、領収証を取っていると思うんですけども、これ個人の銀行口座に一本化したほうが、いろんな面で誤解を生じないかなとは私は思うんです。多分、銀行口座から振り込むというのは大変だと思うんですけども、その辺、現金支給というのは今どきちょっと、我々、給与も全て銀行口座でないなんて考えられないので。

それと、もう一つは、消防団員は特別職の地方公務員なんですね、私、これについて、やはり公務員については、民間以上にお金のやり取りに厳しいと思うんですよ、監視体制が。だから、この辺も含めまして、銀行口座に振り込むというような考え方をしないのか。また、なぜしないのか。

それと、もう一つ、ここには報酬等出勤報酬の支払い方法って、これ両方とも現金支給なんですか。ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 支払い方法については現金ということで、個別ごとに受領書を頂いているので、現在のところ問題ないと考えておりますが、公金の透明性、さらには安全性、そういった意味からのご指摘であれば、それにつきましては消防団とともに今後協議して進めたいと考えております。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） ぜひ、これ何かあったのではちょっと遅いんです。例えば、領収証なんかは印鑑、三文判で押して出せば、全てその消防団に集まってくるということで、この辺も含めまして、やはり行政主導で監視体制を整えていくというのがやっぱり重要なんです。この辺、しっかりお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

異常気象の影響で、集中豪雨等の風水災害の頻発、大規模災害が発生しています。それに対処するために、消防設備装置の近代化により用具も充実されていると推察いたします。当町では、どのような設備装置、用具があるのかお伺いします。例えば、救助活動用資機材を組み込んだ消防団多機能車両とか、防火服、耐熱服、空気呼吸器、無線機、カッター、ボート等のような設備装置があるのかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

消防団につきましては、5分団14部から成っておりますが、それぞれに消防屯所、さらには防災センターが設置されております。消防車両については15台、うちポンプ車が6台、積載車が9台という内訳になりますが、さらには可搬用のポンプを配備しているというのが基本的なところでございます。

装備品の関係でございますけれども、こちらにつきましては、大型のエアータントが1張り、折りたたみのテントが5張り、投光器2台、発電機3台、簡易ベッド5台、さらには無線機等についての配備、そして担架や機材を裁断するエンジンカッター、そしてチェーンソーなどがございます。加えて、水難対策として救命ボート1艘と、それに伴う救命胴衣等一式を装備しており、これが装備品の主なところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） ありがとうございます。

4番目ですけれども、消防団員は日常の訓練のほか、高度な災害対応に団員の教育も必須であります。教育が体系化されたのは、平成16年、基礎教育、専科教育、幹部教育、特別教育。当町では3月末時点で、1年に何の、何人教育を受けたかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

昨年度、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため全て中止というようなことで、訓練には取り組んでおりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 新型コロナウイルスの関係でないということで、今後はもし新型コロナウイルスが解消されるというか、なくなれば、元に戻って教育を充実していただきたいと思います。

次に質問いたします。

昭和39年、消防に必要な水利の確保と管理のため消防水利の基準が定められました。消防水利の基準、これは人工水利と自然水利がございます。当町の人工水利、これ私、パソコンで間違っただけですけども人工水利（消火栓、防火水槽、プール等）についてお伺いいたします。消火栓、防火水槽は何か所あるのか。主に、防火水槽の管理はどこで行っているのかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

国見町の人工水利につきましては、消火栓が148か所、防火水槽が152基、そのほかに井戸水利ということで5か所ほどございます。

防火水槽の管理につきましては、基本、消防団が行いますが、開渠等の場合については、町内会と一緒に管理する場合がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） ありがとうございます。消防団の特性としまして、消防署との違いとしまして、地域密着力、それと大きな動員力、それと即時対応力があると思しますので、この辺しっかりお願いしたいなと思っております。

次に、2番目としまして、くにみプレミアム商品券の検証ということで、当町では、プレミアム商品券の発行が2回行われております。令和2年8月、これ6,000セット、令和3年12月、8,600セット、いずれもプレミアム率50%と高率であります。以下についてお伺いします。

第1回、第2回、おのおのの販売事業目的をお伺いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

1回目、2回目ともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済の活性化と町内の消費拡大を図ることを事業の目的として実施しました。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私、調べましたけれども、令和2年度は、新型コロナウイルス対策中小企業等緊急対策事業とあります。事業目的、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業活動に多大な影響を受けた中小企業等を緊急支援するものとなっておりますけれども、これは私の読み間違いか、おかしな解釈をしているのか、もう一度、販売目的をお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

国見町で実施しましたプレミアム商品券、おととしと昨年、2回実施してございます。それぞれ実施する際に、町でプレミアム商品券の実施要綱を定めて実施してございます。実施要綱の第1条に目的を記載してございますが、その目的については先ほ

ど答弁したとおり、地域経済の活性化と町内の消費拡大を図ることを目的に事業を実施したところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） これ、中小企業等の緊急対策事業と、これは盛り込んでいないという事なんですね。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

プレミアム商品券とは別に、地元の中小企業、小規模事業店舗などを支援するための補助については、別途、個別に実施してございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 再度、自分たちがつくった決算結果についてのあれをちょっともう一度見てもらいたい。それと、計画の内容について、もう一度見ていただきたいと思います。必ず中小企業等の緊急対策事業と載っておりますので、この辺も外さないようにお願いしたいなと思います。

では、次、聞きます。

おのおのの商品券の取扱い割合をお伺いしたいと思います、第1回目、第2回目の。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

1回目、2回目のプレミアム商品券の実績になりますが、まずコープ、ハシドラッグ、ウエルシア、コメリ、この4店を大型店、藤田病院内の売店と道の駅内のミニストップの2店をコンビニ、それ以外の店舗を地元店といたします。

なお、国見町内のセブンイレブン1店及びファミリーマート2店の合計3店につきましては、プレミアム商品券の取扱い店舗に申込みがありませんでしたので含まれていません。

それでは申し上げます。1回目、大型店が71.7%、コンビニが0.4%、地元店が27.9%でした。2回目は、大型店が66.7%、コンビニが0.6%、地元店が32.7%でした。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 商品券販売にあたり、事前にマーケットリサーチ、商店主等からの要望、聞き取り、調査アンケートを行ったとお聞きしております。具体的に、いつ頃、誰が、どのような形で、どんな内容で、誰に行ったかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

プレミアム商品券事業の実施前に商店街の実情を把握している国見町商工会と緊密に打合せを行い、実施したものです。

なお、事後のアンケートはこれまで3回行っていきます。1回目と2回目につきましては、いつ頃、それぞれのプレミアム商品券事業が終了後に。誰が、国見町商工会が。どのような形で、記名によるアンケート調査で。どんな内容で、満足度、感想など7項目を。誰に対して行ったかについては、プレミアム商品券の利用店舗に対して行いました。

次に、3回目については、いつ頃、今年の5月から6月にかけて。誰が、国見町が。どのような形で、無記名によるアンケート調査で。どんな内容で、購入の有無、事業の評価など7項目を。誰に行ったか、無作為抽出をした町民1,000人を対象に実施しました。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） この点につきまして、昨年度の議会の中でも質問したと思うんですけども、その後、私が10月だと思うんですけども、商店街一軒一軒回ったんです。これについてどう思いますかということで回った結果、アンケート等または聞き取り等を行った形跡がないというよりも、受けませんでしたという回答が結構多かったんです。それは私の間違いなんでしょうか、または言っている方が忘れたのか、どうなんですか、それ。ちょっとお聞きしたいなと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

1回目と2回目のアンケートにつきましては、国見町商工会が会員のところに郵送あるいはファクス等でお送りしたということかと思っておりますので、一戸一戸個別訪問をして、アンケート調査を聞き取りしたわけではないことをご理解いただければと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私、昨年度10月に話したんですけども、課長が答えたんですけども、一軒一軒回ると、それと商工会任せにはしないと、だから声なき声の人からも聞いてくださいと私は質問したと思うんです。この辺が、いや、商工会でやって、それをうのみにして反映させましたということでは駄目だということで、昨年、私もこの件については何度も言ったと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えをいたします。

国見町のいわゆる商店街を含めて商工業の振興ということで、一番その実情に精通している国見町商工会が実施したアンケートになりますので、町としては非常に重く受け止めてございます。1回目と2回目については、店舗側にアンケートを実施しましたが、3回目については、町が店舗ではなく消費者にどういった事業の効果があつたのかを含めて、アンケートを行わせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） この事業につきましては6000万円くらいの税金が入っているんです。そういう形の、いや、商工会に任せておりましたということでは、私は、では商工会がこの事業を主体的にやっているのかというと、これは町を通しての税金が投入された商品券販売なので、これについてもうちちょっと厳しくやってもらわないと駄目なのではないかなと思いました。よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。

商品券の利用先は従来の消費パターンから大規模店での使用率が高くなることは明白であります。よって、ある市町村では、地域中小店舗に配慮して、地域中小店専用券と全店共通券をセットに販売しているところもございます。当町では、そのような配慮はなかったのか。なかった場合、なぜなかったのかお伺ひしたいと思います。

私、丸森町のプレミアム商品券、ここも2回ほど行ってまして、今、プレミアム商品券行っているんですけども、ここではA券、B券とありまして、A券は地元小規模店舗専用5,000円分、B券は2,500円分、全店取扱いということで、これ地元商店、店舗に大分配慮しているんです。ここも第2回だと思っただけですけども、その前はこの反対なんです。今回は、地元商店店舗専用券の比重が5,000円分と2,500円分、だから5,000円分になったんです。

それと、福島市では今、エールクーポン券が多分、商品券として通用していると思うんです。ここも分けています、使える店を。配慮しています。国見町はなぜ配慮できなかったのか、またはネットでPRを店ごとにしたとか、あと国見スタンプがちょっともらえるとか、それとあと商品券を500円券にしたとか、そういう配慮があると思うんですけども、それでは消費者行動があまり変わらないのではないかなと思います。その辺どうだったんでしょうか、お伺ひしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

商工会と協議し、その意向を踏まえて、消費者が混乱せず利用しやすいよう大型店と地元店の線引きは行いませんでした。また、2回目については、地元店でも利用しやすいように、先ほど宍戸議員おっしゃられたとおり、500円券を封入するとともに、プレミアム商品券を契機としたお得な売出しキャンペーンを国見町商工会で取り組んだことにより、2回目では地元店の使用割合が5%上昇して、全体の3分の1程度が地元店で使われたという結果が出てございます。

なお、プレミアム商品券とは別に、町は利子補給の補助金、設備導入の補助金、店舗改修補助金、新商品開発補助金、さらには飲食店支援補助金など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地元店に対し、様々な支援策を直接講じています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私は、そのようなほかの支援等についてはお聞きしておりませんが、この商品券についてなんですけれども、混乱が生じるというのはどういう混乱が

生じるんですか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

大型店舗と地元店を分けた取り組みについては、当然、他市町村でも、宍戸議員おっしゃるとおり実施をしている市町村、多数ございます。その際、やはり初めてやる際、それを買われた消費者の方が大型店で使えると思って使用しようと思ったら、これは地元店舗でしか使えませんよということで、レジのところで、ちょっとトラブルなども発生するのではないかとということで、あくまで事業の目的にも沿って、国見町全体の地域経済の活性化を図るということで、使用する店舗については消費者側に選択をいただく形で対応させていただいたところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 私は、プレミアム商品券につきましても、もうちょっと地元の中小店舗に配慮が必要ではないかなと。何かお客さんが間違うからとか、だったら大きなポスターをどこでも貼っていますよ、入り口のところに。それと、販売するときにも十分に話ししておりますよ。だから、この辺もうちょっと中小店舗に配慮した商品券になるべきなんではないかなと私は思っております。このままでは国見町の商店街、ますます廃れる。これが特効薬だとは私は思いませんよ、一時的な一時しのぎかもしれないんですけども、そのようなこつこつとした、やっぱり具体的な援助というんですか、それがなくなかなか難しいなと思います。特効薬はないと思うんです。ですから、この辺も配慮していただければなと思います。

最後に、今後も、形を変えて同じような補助事業が行われると推察します。もし、反省点があれば、今後の課題と改善点をお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

仮に、同様の事業に取り組むときの課題と改善点は3つです。1つ目は、財源の確保です。2つ目は、事業の目的です。そして3つ目は、魅力ある商品やサービスの提供です。この3つが課題と改善点と考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） これに限らず、やはり町としては、町の中小企業、中小店舗、これを町として守っていかなきゃならないと思うんです。ですから、いろんな施策の中に、守るような形の施策を入れていかないと駄目だと思います。だから、このプレミアム商品券一つについても、ただ単にプレミアム商品券を販売すればいいんだというような感じでは、町の中小企業、店舗等を育成はできていかないと思いますので、この辺厳重に、もう一度、反省をしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

議長（東海林一樹君） 次に、10番渡辺勝弘君。

渡辺勝弘君。

(10番渡辺勝弘君 登壇)

10番(渡辺勝弘君) 令和4年第3回国見町議会定例会にあたり、さきに通告しておりました質問をさせていただきます。

内容は、当町における災害受入れ計画、俗に言う受援計画についてであります。

実は、7月16日付の民報新聞報道によると、大規模災害発生時に自治体応援職員らが受け入れる体制づくりや手順を決めておく受援計画を策定すべきであるというように報道がありましたけれども、当町においては、どのようにその報道を見ているのかお尋ねしたいと思います。

議長(東海林一樹君) 住民防災課長。

住民防災課長(羽根洋一君) 冒頭、受援計画につきましては、防災計画を補完する計画でありまして、災害対策本部での運営体制を定めるということを理解いただきたいと思います。

この報道によりまして、策定期未定とあるのは、総務省からの照会があった時点では確定的な時期を明確にできなかったことでの新聞報道だと理解しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) 渡辺勝弘君。

10番(渡辺勝弘君) では、国では東日本大震災で混乱を受けて、平成24年度に防災基本計画に策定努力規定が盛り込まれておるようですが、今までどのような動きがあったのか、その点についてお尋ねいたします。

議長(東海林一樹君) 住民防災課長。

住民防災課長(羽根洋一君) お答えいたします。

本計画につきましては、努力義務ということでありますので、必ずやらなければならないという業務ではございません。東日本大震災等の復興の事業のほうに、全力で取り組むということを優先したということでございます。防災計画の一部見直しのほかについては、大きな動きはなかったということです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長(東海林一樹君) 渡辺勝弘君。

10番(渡辺勝弘君) つまり、やはり必要性は十分認識はしているが、そのために当然、人の力、マンパワーが足りず、策定にまで至っていなかったというように理解してよろしいでしょうか。

議長(東海林一樹君) 住民防災課長。

住民防災課長(羽根洋一君) お答えいたします。

既に、国見町においては3回大きな震災や水害を経験して、その都度、災害対策本部としてやるべき最善の体制を図ってきたということで考えております。マンパワーにつきましては、足りていないというよりも、あくまでも業務の優先順位で進めたということで考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 職員の業務の逆に通常の業務も併せて、今ほど言ったように、災害によって新たな業務が増えたということの中でやっていたんだということでありましたね、では分かりました。

この策定について質問させていただきます。

策定においては、先ほど言ったように強制ではないということであり、任意であるということでありましたから、任意であることから自治体で決めるべきだということになりますけれどもどのように考えているのか、その点お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 本計画につきましては、県下でも多くの市町村が未着手ということがございまして、福島県において計画策定の支援研修というものを現在進めております。国見町についても、その研修に参加しておりまして、スケジュールに基づいて、本年度中に計画案の作成を進めるということで取り組んでおります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長が言われたように努めていると。

防災基本計画に策定努力規定が盛り込まれていると、これ先ほどからも聞いておりますけれども、当町においては2023年以降の策定期間が未設定と報道機関になっておったので、悪く考えれば、受援計画は全然進んでいなくて、むしろやっていないというように町民がとらわれてしまうと。逆に、悪い言い方というか、町民がそういうふうを受け取ってしまうのではないかとということなんですが、その点についてはどう考えているかお伺いします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 新聞報道によりまして、2022年、本年度に策定できるか、2023年度に策定できるか、そこが未確定だったために不明確という事になりました。全く着手していないということではなくて、その意味では誤解されることについては危惧しております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） やはりマスコミの新聞だけでとられるというか、あれを見るとマスコミ報道だけが先行いたしまして、ほかの市町村はどうして、このようにでも比較してしまうと。あえて言えば、隣の町あるいは市町村でも確実につくっている市町村もあると思います。だからといって急いで、先ほども言っているように、努力義務ということなものですから、そこは必要と限度あるようにやりたいと思っておりますけれども、安易な受援計画を策定して、とんでもないことになってしまうと思うんです。しかしながら、ある程度、策定期間を示すべきではないのかなと、町民に対して、このようにやりますよというようなもの示すべきではないかと思うんですけれども、その点についてはどのように考えていますか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

本計画につきましては、あくまでも庁舎内の内部の執行計画でありますので、計画の内容で関係部署との調整が整えば、決裁の手續によりまして、早ければ新年度の配置計画、執行体制に組み込むことができるかなど、考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 課長から答弁をいただきまして、その方向に向かってよろしくお願ひ申し上げます。

では、次の質問に移らせていただきます。

岐阜県池田町、北海道ニセコ町、栃木県茂木町と3町との災害時相互協定を締結しておりますが、今後はその市町村との対応はどのように考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

3月の地震におきましては、災害時の相互応援協定を結んでおります3町、さらには友好関係にある平泉町、この4町、そして福島県から人員、さらには物資の支援を受けました。協力をいただいた4町に対しましては、6月、7月にかけて町長が訪問し、感謝の気持ちを伝えたということでございます。

なお、引き続き連携について強化していきたいと考えております。以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 災害時相互協定と受援計画とでは、多少、内容に違いがあるとするれば、今後こちらの3町との視野を入れた受援計画を推し進めるのか、それとも新たな市町村との自治体との連携を考えているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

まず、受援計画におきましては、具体的な市町村を挙げての策定というようなことは行いません。あくまでも業務でということになります。

さらに、新たな自治体については相手があることでありますので、今後、個別に検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 答弁ありがとうございます。

東日本大震災において一日も早く復興できたのは、応援してくださった職員の皆さんの支援によってできたことだと思っております。災害時においては、やはり何よりも町民、早く進めなくてはならないのかと。内容を十分経験している3町等の存在は

欠かせないのかなと思っておりますけれども、その点は3町にはどういう考えをしているか、再度お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 今年3月の地震に際しまして、4町より被災家屋の調査業務についての協力要請に対して快く対応いただき、業務に対応し得る職員について派遣をいただいたということです。これまでの良好な関係を引き続き継続していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 大変いい関係を持っていらっしゃるということをお聞きしまして、安心しておりますので今後ともよろしくお願い申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。

受援計画を策定する上で、職員の受入れではなく、職員の派遣も考えなくてはならないということになりますけれどもどのように考えているのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

特に、災害時応援協定等を結んでいる4町からの要請のあった場合については、最大限の支援を行っていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 最大限の努力をするということは、皆さん分かっているとは思いますが、災害時におきましては、職員の人員不足は避けられない状況になると思います。ただ職員を派遣することだけではなく、やはり必要とする業務の専門職、相手方がこういう職員が欲しい、手伝ってもらえればいいなど、あるいはこういう人たちが来てもらえればいいなどということになりますので、そういうふうに職員を送り出した後、つまり残ったときに地元の通常業務を、早く言えば、滞りなく進めていかなければならないと思っておりますけれども、その点についてはどのように考えておりますか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 人員の配置の関係なので、私のほうから答えさせていただきますが、国見町におきましては、過去の体制構築の事例を踏まえて、今年7月に国見町の業務継続計画、要するにBCPを策定しております。この中では、被災地における業務の優先順位を定めておきまして、それに基づき対応することとなります。

職員を派遣する場合におきましても、この抜けた穴を埋めるためには、当然、人員の配置によるものか、業務継続計画による優先順位によるのか、それも含めながらの判断となりますが、災害の時期、規模、そのような状況に応じて臨機応変に対応してきたつもりでもありますし、今後そのように対応していきたいと考えているところで

ございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 総務課長から答弁いただきまして、ありがとうございます。やはり、派遣される職員は、町の代表として派遣するんですから、残った職員でやっていくことですね。それは頼もしい限りです。業務を滞りなくやっていただきたいと思いますっております。

では、次の質問です。

受援計画を実効ある計画にするためには、防災担当のみならず、職員全体で共有するために今後どのように進めていくのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

国見町地域防災計画においては、年度初めに配置計画を示しております。災害の種類や発生規模によって、対策本部において具体的に対応を決定するということとなります。このことについては、全職員に共有されていると考えております。

答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 全職員にその意識があると、あるいはそのように共有はしているんだということで分かりました。

やはり、災害はいつ来るか分かりません。やはり今、このようにやっている状況の中でも起こるということもあり得ます。防災訓練などのように、日常に対する対応力を考えていかなければならないと思います。

また、担当職員が異動になったら的確な動きができなくなってしまうように、さらなる職員教育も必要となるが、そういう点についてはどう考えているのか、再度お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

人事異動、さらには新入職員について、辞令交付後のそれぞれに防災計画についての研修等を行うような形になっております。また、各課におきましては、これまでの経験ある上司とか、同僚からの指導の下に対応を進めていくと、そんな素地ができていますものと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長が言ったようにやってあると。もし、万が一、災害が起きたときに何か失敗が起きたら、また再度、その計画をもう一回書き直せばいいと思いますので、今後はその状態のまま続けていただければと思います。よろしく願いいたします。

では、最後の質問に移らせていただきます。

今回の受援計画を策定することが最大の目的ではなく、やはりこの計画を活用して、町民全体がどのように災害に備えていくのか、改めてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

冒頭に申し上げたとおり、受援計画については防災対策本部の運営について定めているものでございまして、町民の災害の備えにつきましては、国見町地域防災計画により推進することになりますので、防災計画を基に着実に進めてまいりたいと考えております。

答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 具体的に今、課長から言われたのは、言葉は悪いですが、こういう方向でいって、そういうことをやっていきたいということなので、基本的にやはり町長にお答えいただきたい。やはり、受援計画だけではないと思うんですが、これを基にして、安心できる町をつくりたいと町長が訴えているのであれば、改めてその部分を町長の声でお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

まず、防災計画は町の防災関係の最上位のものですが、それよりも町全体の計画でいえば、第6次国見町総合計画、これが町の憲法のようなものです。その中に当然、住民の安全・安心を担保するための事業というものを総論的に記載をしています。まず、それをきちんと実現するということが、それが一番なのかなと思っています。町の防災計画と併せて町の第6次総合計画、これをご覧いただくのが一番分かりやすいかなと思います。

それと個々の町の職員であれば、その業務の中でいろいろと心配事を問合せいただくということもあります。ましてや今週末から防災関係の事業を行います。その中で、町民一人ひとり、そこに出席をされる、参加をされる町民の方々と直に触れ合って、引地は意見の交換ができればいいかなと思っています。

備えというのは、多分どこまで備えても安心できるものというのは、なかなか見つけにくいものだと思います。ましてや、近年の災害を見ますと、我々が想定をしている以上の被害が出ているということを考えれば、天井知らずなところもございませぬ。行政もしっかり頑張りますし、消防団にも協力をいただきますし、あとは消防署であったり、警察署であったり、そういった関係機関との連携もそうですし、最終的には自衛隊というところもございませぬ。そういった関係機関との連携をうまく取りながら、我々ができることはしっかりやる。

それと、もう一つ肝腎なのは、町民一人ひとりがそれぞれ災害に対してきちんと意識を持って備える。それは、個々人の感覚的な差異というものもあるんでしょうけれども、しっかりと避難できるような品々を自らきちんとそろえておくということも必要

なのかなと思っています。行政は頼っていただいて構いませんけれども、ただ本当に核となるのは、やはり個人個人の備え、これによるところがあるのかなと思っています。そういったことを第6次総合計画の中にも、総論的に記載していますから、どうぞ、そのところをご理解いただければと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 町長からの考え方、素晴らしいものをいただきまして、ありがとうございました。やはり災害を経験した町だからこそ、町民と関係団体や職員が一体となり、災害に強い町をつくっていかねばならないと思います。そのためにも、受援計画を策定して活用していくことをお願い申し上げて、私からの質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 11時5分まで休議いたします。

（午前10時58分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前11時05分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、5番山崎健吉君。

山崎健吉君。

（5番山崎健吉君 登壇）

5番（山崎健吉君） さきに通告しました件について質問いたします。

議長（東海林一樹君） マスク取ってやってください。

5番（山崎健吉君） 改めて、さきに通告しました件について質問いたします。

今年3月の定例会で、町長の施政方針がありました。その一つに、「命を守る。安全・安心、優しい国見町」の中で、危険な道路や水路の維持管理、藤田駅前の再整備、公共交通の充実等を掲げており、それらの進行状況について伺いたいと思います。

1件目は、当町の交通安全対策の取組について伺います。

当町管内の交通事故件数は、関係機関や町民の努力により、国道4号線の大動脈を抱えながらも、令和元年12月13日までに約13年間にわたり5,000日以上を超える死亡事故ゼロを達成しました。令和元年の死亡事故は、道の駅開業の2年目の交差点での事故であり、覚えている方も多いと思います。その後も、交通安全協会や交通安全母の会など町民の交通安全の意識等もあり、明日の9月8日20時をもって死亡事故ゼロ1,000日を達成する予定であります。しかし、まだ当町には危険な箇所があり、その具体的な取組について伺いたいと思います。

まず、当町の概要から伺います。

1つ目として、当町の10年前の軽自動車以上の登録台数と現在の登録台数を伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 5番山崎議員の質問にお答えいたします。

東北運輸局福島運輸支局によりますと、国見町の自動車の登録台数については10年前の平成24年3月末、普通車が3,872台、軽自動車が3,859台、合計7,731台です。令和4年3月末で普通車が3,833台、軽自動車が4,317台、合計8,150台でございます。この10年間で419台増加であります。内訳として普通車は39台減、軽自動車は458台の増となりました。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ありがとうございます。これを見ましても、福島県国見町の自動車状況というか、やはり足がないと、車がないと通勤にも通えないと、こういう状況であるということは一目瞭然であります。

では、続きまして、2番目に移らせていただきます。

2014年の福島県の運転免許保有者数は130万人と、こういうふうに記載されておりますが、当町では18歳以上の所持者は何人か伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

福島県警によりますと、国見町の16歳以上となりますが、16歳以上の運転免許保有者は7月末現在で、男3,286人、女2,782人、合計6,068人です。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ちょっと男の件、もう一回教えてください。すみません、外しました。

住民防災課長（羽根洋一君） 7月末現在で、男3,286人、女2,782人、合計6,068人です。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 3番に入りたいと思います。

警察庁の調べによりますと、1998年返納制度導入期間が始まって、2019年の全国で最高の年間60万人が返納したと言われております。しかし、2020年からコロナ禍により、公共交通機関を利用しないでマイカーを利用していることもあり、返納者は減少しているということでもありますけれども、国見町は、免許返納者は令和2年度並びに令和3年度については何人くらいいたか教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

国見町の運転免許返納者について福島県警察によりますと、令和2年度が37人、

令和3年度が27人です。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） そうしますと、国見町には平成31年に国見町高齢者運転免許証自主返納支援事業、こういう要領があります。それで、令和2年度が37名、令和3年度が27名返納したと言われますけれども、この自主返納の支援にあたった人は何人か教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

国見町高齢者運転免許証自主返納支援の事業につきましては、令和2年度の申込みが34件、令和3年度が20件、令和4年8月末で7件の申請がございました。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ありがとうございます。

それでは、この内容についてはご存じのように、タクシー券が5,000円とまちなかタクシー利用券ですか、これが5,000円、合計1万円と、こういうふうに記載されているんですけども、それで結構ですか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

令和3年の途中から、まちなかタクシーのタクシー券のほうは発行せずに、タクシー会社の券のみ発行しております。

タクシー券につきましては、年間1万円で、発行日から有効期限につきましては1年になります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、今説明のあったとおり、タクシー券1万円一律になったと、こういう理解でよろしいですね。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） そのようになっております。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、4番に入らせていただきます。

これもそうなんですけれども、当町の交通安全協会並びに交通安全母の会が地区ごとにあるんですけども、その会員数と活動状況について教えていただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

交通安全協会は、藤田、小坂、大木戸、森江野の4方部体制で部会員92名です。

日頃から危険箇所の確認や交通安全指導、啓発用の看板、のぼりの設置やカーブミ

ラーなどの安全施設の清掃、点検、管理などを行っております。交通安全運動期間中につきましては、主要交差点で子どもたちの通学指導をはじめ、各種事業における交通整理などを行っております。

また、交通安全母の会については、方部ごとに役員が中心となり子どもたちの通学路、スクールバスの停留所などの見守り、さらには高齢者世帯の訪問など、交通安全啓発活動をしているということでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ありがとうございます。

5番に入りますけれども、今、言ったのとちょっとダブるかもしれませんが、当町には大分カーブミラー、それから交通安全に関する看板ですか、それがいっぱいあると思うんですけども、これは今ちょっと課長のほうからお話あったんですけども、この数を今、教えてもらおうんですけども、誰が管理をしているか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

カーブミラーにつきましては、全部で347基設置しております。その設置場所の選定、さらに清掃や管理というものについては交通安全協会が行い、設置場所の関係については交通安全協会とともに協議しており、設置と撤去については町が行いますが、管理は交通安全協会が行っていただいているというところです。

看板につきましては、町の製作分30枚ほどございますが、そのほかに協会独自の看板やのぼり、こちらについては安全協会で設置、管理していただいているということでございます。

答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、カーブミラーが347基、看板が30枚ほど設置されていると。

しかし、その中でも確認していないとか、危険だと思う箇所がやっぱり町民の方から、町内の方からいろいろあると思うんですけども、このようなときにはどのようにしてルートというか、どのようにして直していくか、ちょっとお伺いしたい。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 町民の皆様から町に連絡をいただいた場合については、交通安全協会の方と共にカーブミラーの状況を確認しながら角度の調整、さらには清掃、そして撤去と更新等について現場で相談すると、そのような流れになっております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、交通安全協会とか、交通安全母の会、これについては大分活動が活発に行われていると、このように我々は思っているんです。しかしながら、昨年度、コロナ禍によって大分影響があって活動できないと、そういう期間があったと聞

いております。そんな関係で、今年度の補助金が未支給だというような指摘がありましたので、今後、交通安全の要でありますので、これは引き続き検討していただきたいと思います。返答は結構です。

議長（東海林一樹君） いいですか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、交通安全関係の国見町の流れをちょっとおさらいではないんですけれどもお話しさせていただきました。

それで、6番に入りますけれども、今、皆さん国見町役場に来るときについても、役場の交差点、これ現在、私は仮設だと聞いております。しかし、いつ事故が起こってもおかしくないのではないかなど、こういうふうな危険を感じる町民は大分いると思うんです。これを本格的というのか、きちっとするというのか、ちょっと表現は分かりませんが、その辺はどうされるかお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） 担当課長欠席しておりますので、私から答弁をさせていただきます。

当該道路については県道でございますので、今後の整備見込みにつきまして福島県に確認しましたところ、一部地権者の同意が得られていないということで、整備時期については未定という回答をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 未定ということはいつになるか分からないと、こういうことなんですけれども、ちょっと副町長の声聞こえなかったもので、私も同じ町内会なものですから、藤田駐在所から交差点に向けての用地の線引き、これは誰が見てもなっておりますねと、こういうのは分かると思うんですよ。

また、今日もそうなんですけれども、役場の出入口のある、たかはし衣料店の前です、あの塀、本当に素通しで見づらい。真っすぐ行ってもおかしくない、こういうようなことですので、いつ衝突してもおかしくないと思うんです。未定ということではなくて、早急にその辺を県道だ、国道だと、こう言わずに、何とか前に進めるようお願いしたいなと思っております。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） お答えをします。

当然、道路を拡幅するためには用地買収が必要になってきます。交差点改良ということになりますので、収用法の対象外の事業ですので、あくまでも地権者の同意が得られて買収できなければ、工事に着手はできないということです。そのために県としては、当面の対策として交差点の手前に、ご存じだと思うんですけれども、電光掲示板と路面に速度を落とせというペイントと、それと中央分離帯や路側帯に、破線で注意喚起の表示を行っている状況です。将来的にいつになるかは明確には回答できませんけれども、そのような対応の中で事故のないように注意して通行いただければと考

えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） では、なるべく事故の起きる前によくお願いしたいと思います。

では、次に7番に入りたいと思いますけれども、これも同じなんですけれども、藤田駅前のロータリーですね。これは朝夕の通勤、それから通学、送迎車が停車しております、特に夕刻の時間帯は一般車両への通行も妨げ、道路の横断にも危険を感じております。3月の施政方針で駅前の再整備と併せて、道路の改良を掲げているということから、この進捗状況についてお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） お答えします。

町では、駅前の送迎車待機スペースと円滑な車両運行を確保するために、町道改良を伴う新たなロータリーの整備を計画しています。現在、一部の用地の先行取得を行い、規模について、現在検討を進めている段階です。来年度から測量調査などを行いたいと考えているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） そうすると、具体的には駅前を若干広げるというか、ロータリーをぐるっと回すか、そういうふうなことを考えていると、こういうことでよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） 規模によってもいろいろと変わってくるんですけれども、当然、町道の位置なども変えなければならないというようなことも想定できますし、現状のまま先行取得した用地を使って、ロータリーを造るという手法がいいのか、いろんなプランがあると思いますので、その中でベストの、費用的な部分も含めて検討していきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、いろいろお話しいただきましたけれども、来年度にはやってみようというか、検討してみたいと、こういうような話でしたけれども、参考までに藤田駅の1日の乗降人員ですね。これはJR東日本の情報によりますと、現在は上りが21本、下りが20本、1日の乗車人員は2019年の情報では、上下合わせて1,300人前後。しかし、残念ながら、コロナが去年、おととしから始まりましたけれども、これによって若干減っております。この減ったというのは、マイカーによる通勤が増えているということはお存じのとおりです。

しかし、鉄道の利用は10年前から約4、50名は減少しているんですけれども、国見町にあっては、藤田駅、これはなくてはならない交通機関であると思います。ですから、通勤、通学者の負担を減らすためにも、駅前のロータリー対策を先ほど終わ

りましたけれども早急にご検討をいただきたいと思っております。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今2つほど申し上げましたけれども、特に今言った役場の前、駅前、この2点については私が感じているところでありますけれども、特に役場側として、これ以上にここも危ないんだよなど、こういうようなことを考えてあるならば、ちょっと教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） 今、質問いただいたほかに危険な箇所があるのかということですが、現地などを確認しますと、いろいろ危険な箇所はあると考えられます。例えば通学路であれば、学校やPTAの方で毎年検証していますので、そういう部分につきましては費用的な部分もありますが、優先順位をつけて整備をしていきたいと考えているところです。具体的にどことどこと申し上げられませんが、そのようなことで答弁とさせていただきたいと思えます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ありがとうございます。

それでは、2件目に入りたいと思えます。

2件目については、施設の統廃合による利用方法についてであります。

6月の定例会で、時間の関係もありまして、公共施設等総合管理計画の利用計画については今回の定例会で向うと、こういうふうにあらかじめお示ししてありますので、再度伺えたらと思えます。

基本的なことですけれども、用語の解釈なんですけれども、統廃合、それから更新ですね。長寿命化、用途廃止と4つあるんですけれども、この具体的な位置づけについて若干お伺いしたい。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 計画の全体的な中身ということで、計画に書いてある項目の順番ごとにご説明いたしますが、具体的な位置づけとして、まず更新というのがございます。更新につきましては、老朽化が進んだ施設を建て替えるということです。これについては、建て替え後の床面積は計画上、原則として縮小、100%未満になってくるということになります。

2つ目、長寿命化がございます。これは耐用年数を超えて使用できるよう改修を進める方法ということになります。

3つ目、複合化、多機能化というものがございます。1つの施設に異なる複数の機能を保有させて、運用や維持管理の効率化を図る方法として複数の機能を保有した施設を新設するか、もしくは既存の施設に機能を移設するか、移管というんですか、そのような方法が考えられます。

なお、施設を新設する場合につきましては、複合化する施設の床面積の合計より、これも縮小することが原則となっております。

4つ目です。これ統廃合ですね。余剰施設を同じ機能の施設に統合して、保有量を

最適化していくという方法となります。

5つ目、用途変更というのがございます。使い方を変える、機能を廃止して、新たな機能を保有させることによって利活用を図っていくという方法になります。

最後、6つ目になりますが、譲渡ですね。用途を廃止した上で、地域や民間でマッチングする方々に現状で譲渡する方法というのがあります。これが計画に記載をした具体的な位置づけ、説明ということになります。

以上のような方法によって、単に施設の必要性の有無だけではなくて、それだけで判断するのではなくて、施設で行われている事業の必要性等、併せて検討を進めながら、詳細な現状評価と十分な議論を踏まえて優先順位を見極めながら、今後の計画、各年度の予算の中で検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、ちょっと分かりづらかったのですが、私ちょっと言われたことを簡単にまとめると、統廃合は合併、統合、複数のものを二つ三つあるやつを一つ二つにまとめると、簡単に言えば。そして、あと更新というのは、新しく縮小して、建物を大きくしなくても新しく建て替える。それから、長寿命化というのには、当然長持ちさせるために工事を行う、延命化を図るというんですか。あと、用途廃止は、将来ともわたって必要ないと、これは廃止したいと、あと売却したりしたいと、そういう理解でよろしいんですか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議員おっしゃるとおりでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） それで、2番に入るんですけれども、教育関係機関は12か所あると、この間から言われているんですよ。私のほうから、具体的に個別改修についてどうするか、10年間のプランですから、また途中で変わることもあるというのは承知の上で、今の計画案を教えてくださいたいと思います。

まず、この間は、保育園等については認定こども園として統合するという話がありましたので、これについては6月に統廃合するという事で聞いておりますので、これについては省略しますが、国見文化財センター、これはどこで統合するのか。また、今度、体育館の話ですけれども、観月台公園については地震の影響で、そのときは金がかかり過ぎるから解体しますよということだったんですけれども、それは今後検討したいということで修正されました。それから、柏葉体育館、森江野体育館、東部高齢者等活性化センター、あとくにみもたん広場、これについても廃止対象になっているんですね、5つ。この辺の将来的なことも含めて順序はあるでしょうけれども、利用方法について考えをお示ししていただきたい。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（東海林八重子君） お答えいたします。

教育関連の12施設のうち、まず体育館につきましては5施設になります。基本的に、上野台運動公園に集約する方針となっております。ただし、観月台文化センターの体育館につきましては、現在、利用者の声を聴いているところです。時期につきましては、議員おっしゃるとおり、時期を見てということになります。また、くにみ幼稚園と藤田保育所、あと国見子どもクラブも入りますが、こちらは先ほど議員からお話あったとおり、くにみ学園構想の中で検討することとなっております。また、屋内遊び場につきましては、用途廃止、これは耐用年数の関係でそのような計画になっております。また、グリーンアリーナ923と観月台文化センターは長寿命化、文化財センターにつきましては、統廃合を方針としております。あと、どこを統合するかにつきましては、今後、検討の中で進めていくようになります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今は廃止の部分だけをお聞きしたんですけれども、全部言われちゃったのでちょっと縮小しますけれども、この間、子どもクラブは現状維持だというふうに多分書かれていましたよね。現状維持ということは、同じところでそのまま使うというふうに、私、理解しているんですけれども、これは認定こども園と一体化と含めて子どもクラブもちょっと移すというか、検討すると、こういう理解でよろしいんですか。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（東海林八重子君） 議員おっしゃるとおり、くにみ学園構想の中で本来どこにあるのが一番いいかということも考えて進めていくようになります。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、次長からお話あったように、結果的には上野台体育館、これは更新だと言われてますから、多分新しくするか、大きくしないでという話ですから。それで、あとグリーンアリーナですか、これも延命化するという事ですから、結果的に国見町には小中学校は別ですよ、今まであった5つの体育館は全て削除というか、壊しちゃって、上野台運動公園1つにするという方向で検討しているということですよ。

議長（東海林一樹君） 教育次長。

教育次長（東海林八重子君） そのような方針としているところです。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今お話あったんですけれども、上野台運動公園だけが残るということですよ。そして今、先ほど渡辺議員からも、宍戸議員からも防災のことについてもいろいろ話があったんですけれども、防災時の避難場所が今度は小学校だけ、中学校だけ、今は、移転する前は。なんですけれども、その辺はちょっとどうなのかなと思ってるんですよ。

というのは、話が曖昧なんですけれども、国見町防災マップというのがこの間出て

きたんですよ、8月頃。そうしたら、ご存じのとおり観月台文化センター体育館も避難所としてなっているんです。そのほかにも、みんな避難所となっているんです。そうすると、今の話でしょうけれども、5年後、10年後には当然これ変わるかもしれませんが、そうした場合、今の人たちは、今というか将来なくなったときについての避難場所、これで間に合うのかなど、こういうふうには私たちが思っているんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

各地区にはそれぞれ集会施設がありまして、小坂については小坂農村総合管理センター、森江野については森江野町民センター、大木戸については大木戸ふれあいセンター、大枝については東部高齢者等活性化センター、これについては避難所として確保しているというところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今の答弁によりますと、まだ10年先のことから、今のところはそのまま使っていきますよというように聞こえるんですけども、分かり次第、防災マップも更新されると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、最後になります。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 先ほども、消防関係の話については、お二人からいろいろ質問があったんで、私のほうからは簡単にしますけれども、施設関係についてはご存じのように、17か所、更新とか用途廃止というのは消防関係にもあるんです。それで、時期についてはスパンがあるんでしょうけれども、どのような段階で時期を見計らって、こういうような更新とか用途廃止をしていくのかお知らせいただければ。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

消防施設についての確認だということによろしいかと思ひます。

消防屯所並びに防災センターについては、これまで計画的に改修しておりまして、現在のところ老朽した消防屯所が3か所ございます。これらにつきましては、年次計画により改築することとし、具体的に進めていきたいと考えております。

答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、交通事故防止対策は、町民の命に関わる問題であります。また、施設統廃合につきましても、福利厚生に関する問題であり、町民に分かりやすく説明し、理解をしていただくというのが最優先になってくると思うんですけども、それで最後になりますけれども、町長のほうから、役場前、それと駅前、この件について何か一言お話を願ひたいと思ひます。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

まず、役場前の交差点ですね。これは、管理権限者というのは福島県なんです。答弁にあったとおり、まず地権者がうんと言わない。県の職員が自宅を訪問した際に、いろいろとトラブルがあったと。それ以来、県の職員が怖がって行かないといった話も聞いています。ですから、これは主体者が町ではなく県ですから、県はしっかりしろと。役場前の交差点の利用者の安全・安心のために、しっかりと働いてくださいという要望はしたいと思います。

県道関係では、行政報告の中でもお話をしましたが、西大枝地内の歩道未設置の県道の部分は県の土木部長に直接会ってお話をし、その後、県北建設事務所長とも話をし、要望書を手交してきました。その際に、県側から伝えられたのは、歩道を造るという事業はすぐにできるものではないので、経過措置として、車を運転する人への注意喚起のための措置を路面に施すということ、設計のための測量を今年度実施をしたという、そういった前向きな話をされています。

県も限度がある予算の中で、県全体のことを考えなくちゃいけないというところもあるんでしょうけれども、国見町の安全・安心を担保する優先度合を上げてもらう、その順位を上げてもらうという努力は、引地がやらなければいけないことなんだろうと思っています。

駅前の交通渋滞、交通安全の観点からいった再開発に関しては、朝の7時台の通勤、通学列車に乗る人たちの混雑、それを送るための車の混雑がものすごいです。10分か20分の間なんですけど、ものすごい。今まで交通事故が起きなかったものだと呆れるほどの混雑ぶり。それを見て、混雑の緩和を図りたいと思っています。

これも地権者の半分の土地を町が購入しました。まず、それを基にロータリーがいいのか、あるいは町道を付け替えるのがいいのか、そういったことを今、担当課が考えています。これは、町の単独事業としてやるには、かなりの負担がかかってしまいますから、国の交付金をもらうための算段もしています。交通に関する安全・安心に関しては、ある程度、町も積極的に働かなければいけないなと思っています。

また、施設の統廃合、整理という今まであった施設をなくしてしまうのかという懸念を必ず持たれます。一方、今の施設を未来永劫、維持管理をしていって、それでいいのかという対極の議論というのも当然出てきます。統廃合は、総務課長が答弁したとおり、幾つかあるものを1つにまとめることです。今まで各地区にあったものがなくなる。ただ、その代わりにしっかりとした施設を造るということです。今すぐそれをやるのかどうかという議論はまた別にして、行く行くはというところでの管理計画です。

では避難場所をどうしてくれるんだという議論には、それに代わる新しい施設でどうでしょうかという、そういった議論もきちんとしていかなきゃいけないのかなと思っています。8,500人全員が避難できる場所を設けるのは不可能です。くにみ学園構想の中でも、1つの教育施設を造ったときに、今までの小学校や中学校はどうするんだという議論も出てきます。これらを避難所として使うという可能性もなきに

しもあらず。これからの議論です。そういったことを幅広く考えるための材料として、今回の公共施設の見直しというのを打ち出しました。

個人的なことを申し上げれば、引地はこれをやりたくない。なぜなら、選挙に影響するから。今までの町政がこれを避けてきたのはそこなんです。ただ、あったものをこれからもずっと使うのは、それは一番いいことかもしれませんけれども、町の行財政を考えたとき、あるいは町民、利用者の利便性を考えたとき、あるいは幸福度を考えたときに、本当にそれでいいのかといった議論も当然しなければならないと思います。過疎地域の指定を受けましたから、ある程度の財源確保というのはできるものと思っています。それも頭に入れながら、国見町の公共施設をどうしていったらいいのかという議論を今やらないと手遅れになるという危機感を持って、ご提示をしました。

もう一度申し上げますが、あったものを壊す、それはつらい決断ですから、引地はやりたくありません。ただ、これから10年、20年、30年の国見を考えたときに、今、決断をしないと手遅れになるという、そういった緊迫感を持って決断をしたということをご理解ください。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ありがとうございます。今、我々、私が2件の交通安全関係の問題、あと施設問題についてもいろいろ提案、お話しさせていただきましたけれども、町長も同じような認識で、我々と一緒に進んでいるなということを確認しました。大変ありがとうございます。

以上で私の質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午前11時50分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、7番村上 一君。

（7番村上 一君 登壇）

7番（村上 一君） 先に通告した質問を行います。よろしくお願ひします。

農業振興による過疎対策事業についてであります。

農業を取り巻く環境は厳しさを増し、人口減少や高齢化が進み耕作放棄地の増加などによる農業生産活動が停滞し、地域経済全体の疲弊が進むと考えられる。

農業は食料の安定供給と国土保全、緑のダム機能となる水源の涵養など多面的な機

能を持つが、このまま衰退すれば集落機能や地域資源の維持に影響が生じることが危惧される。

町の基幹産業である農業の振興は、地域資源を活用することにより都会と農村を行き交う田園回帰の流れをつくることで、農村の活性化につながると思われる。

さらに、多様な人材が都市部から農村へ移住定住することにより過疎対策につながるのではないかと考える。

そこで、伺います。

農業振興のために今まで様々な対策が講じられてきた。今回、国見町農業振興地域整備計画の見直しが示されたが、結果を見据えた長期ビジョンを立てる必要があると考える。町の見解を伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 7番村上 一議員のご質問にお答えします。

現在、町では、これから10年間人材の育成を進めながら守るべき優良農地をしっかりと維持することで農業の健全な発展と資源の合理的利用を図ることを目的に、国見町農業振興地域整備計画の見直しを進めています。

農業振興に向けた取組としては、総論としての第6次国見町総合計画と今定例会に議案として提出している各論としての国見町過疎地域持続的発展計画の着実な推進が重要です。

さらに、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により人・農地プランの実質化をベースとした地域計画と次の耕作者をあらかじめ決めておく10年後の目標地図の作成が令和7年3月まで求められています。

村上議員お質しのとおり農業振興に向けた長期的ビジョンの策定も重要ですが、町では、目標地図の作成が最優先事項と考えています。

今後、生産者との話し合いの場をしっかりと確保しながら期限内の計画作成に取り組んでまいります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 今まで持続可能な農業確立に向けた話し合いが集落・地域で実施されてきましたが、人・農地プランの進捗状況を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

国見町における人・農地プランの策定状況ですが、令和3年度までに国見町の全地区で人・農地プランの実質化について、策定済みになってございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） この対策は息の長い対策をよろしくお願いいたします。

次に移ります。

町では毎年数名の新規就農者がいるが、就農の受皿や資金面、就農後の指導等課題がある。近年、新規就農者の推移と部門を伺いたい。

お願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

直近5年間の新規就農者数と営農部門についてお答えいたします。

まず、平成30年度は2人で、共にモモを中心とした果樹部門になります。

令和元年度については、いませんでした。

令和2年度は1人となり、モモを中心とした果樹部門になります。

令和3年度も1人で、キュウリを中心とした野菜部門になります。

最後に、令和4年度、今年度ですが、5人になりまして、モモを中心とした果樹部門が2名、キュウリ、アスパラを中心とした野菜部門が3人という状況になってございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 新規就農者に対し農業開始資金、農業用機械補助がなされておるが、手厚い資金補助が必要と考えるが、内容について伺いたい。

よろしくお願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

新規就農者に対する支援については、大きく国と町でございます。県でもありますが、大きなもののみお話をさせていただきます。

まず、国では、年間150万円の給付金を最長3年間給付する制度がございます。これと併せて、農業を新規で始める場合に、やはり一番最初課題になるのが設備投資になりますので、機械の補助あるいはハウスなどの農業施設補助、こちらについて最高1000万円までの事業費に対して4分の3、最高750万円までの機械補助が今年度から国で新設されてございます。

さらに、町では今までも町単独の貸付制度がございましたが、今年度からはその貸付制度を今までの70万円から最大150万円まで貸付制度の拡充なども図ってございます。こういった新規就農者に対する国、県、町の支援を有効に使っていただいて新規就農者の初期段階の支援を引き続き進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 次の質問に移らせていただきます。

都会の若者は、職業として農業に魅力を感じる者が多いと聞かすが、町として都市部との農業交流の機会をつくっていくべきと考えるが、町の見解を伺いたい。

よろしくお願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

都市部との交流の推進は、人・もの・情報の行き来を活発にし、都市と地方のそれぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、理解を深めるために重要な取組です。

また、都市と地方の交流は、都市住民にゆとりや安らぎのある生活をもたらすほか、郷土食、伝統文化、のどかな田園風景等を通じた農村地域の魅力の再発見とその利活用により、地方の活性化にも重要な役割を果たし、交流人口、関係人口の増加にもつながります。

都市部の若者で農業に魅力を感じている人がいれば、くにみ農業ビジネス訓練所の長期研修生としての受入れなどを推進してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 都市部との農業交流の発信を実施しているのか伺いたい。

よろしく申し上げます。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

都市部への情報発信ですが、大きく2つが考えられます。

まずは、くにみ農業ビジネス訓練所でフェイスブックを立ち上げてございますので、こちらのほうで都市部の方々への情報発信をしていきたいというのが一点。

それから、もう一点については、農水省の補助事業になりますが、全国農業会議所で運営する「農業をはじめ. JP」というサイトがあり、こちらにくにみ農業ビジネス訓練所の取組事例を掲載することによって都市部だけでなく、全国の方々に国見町で新規就農を目指す方々の取組みを情報発信しているところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 町としての農産物のブランド化が進められているが、今後の課題と展望について伺いたい。

よろしく申し上げます。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

ブランド化の課題は、高品質な農産物の継続生産であると考えてございます。

消費者に喜ばれる高品質な農産物を継続して生産することがブランド化には必要です。良いものを生産すれば付加価値がつき、販売価格が上がります。販売価格が上がれば、生産者の所得確保につながるとともにやる気も向上し新たな農業者の確保にもつながる好循環が生まれます。

ブランド化は、生産者側ではなく消費者側が決めるもので、消費者の心をつかむ必要があります。今日、明日でできることではなく時間を要する取組だからこそ、ブランド化には若い生産者の力が必要だと考えています。

町では、9月中旬に東京銀座で開催するくみ物産展や農産物のPR事業で若い生産者の農産物を積極的に販売し消費者にアピールするとともに、できる限り若い生産者にも同行いただき来場いただいた皆さんに対面販売することで、顧客の確保にも取り組んでいます。また、9月26日には若い生産者との意見交換会も開催する予定となっております。

国見の農産物のブランド化に向け、町は若い生産者の声をしっかりと聞き、そして、対応することで、若い生産者の熱意と日々の苦勞がしっかりと実を結び、ひいては消費者に喜ばれる農産物の生産が継続できるよう今後も進めてまいります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 産業振興課長の答弁を補足します。

高品質な農産物の継続生産は、本当に重要なことですが、ブランディングの要因の一つでしかないと捉えています。農業に限ったことではありませんけれども、ブランディングに必要なのは計画と戦略です。

そして、国見町が考える国見町の農産物のブランディング計画と戦略のその大事な根本というのは、4つあると考えています。

1つ目は、認知度を上げて価値を高めること。2つ目は、他の農産物との違いを明確にして差別化すること。3つ目は、国見町の農産物と生産者が消費者の信用と信頼を得ること。そして、4つ目は、何といても情報発信だと思います。行政側の発信も必要ですが、最終的に国見町の農産物を食べるその行為そのものが消費者の満足度を上げる、そういったことになる。その結果、消費者自身が口コミやSNSで国見町の農産物のすばらしさを拡散する情報発信源となる。消費が増える、そして、それが生産者の生きがいになるといったことだと思っています。この4つが核になると思います。

まだ不完全ですが、こういった取組を東日本大震災と原発事故からの復旧復興を進める中で、この国見町は実践をしています。その成果は、この取組に協力をしているまだ一部ではありますけれども、生産者の農業所得向上という実利で表れています。

ですから、協力者の拡大と併せて今後も継続をしていきます。

そして、これからが補足の本旨になりますが、ブランディングは農産物に限ったことではなくて国見町のまちづくりや行政運営にも言えることだと思っています。

国見町は、農業以外にも福祉、子育て、教育、産業、環境保全、空き家、防災といった様々な行政運営の面でも町をデザインする、ブランディングする取組をしなければならないと思っています。

かつてのような人口を維持することが難しいこれからを考えて、国もこのことに気づき始め、政策に取り込もうとし始めています。

そういった考え方をベースに国見町も論理的な判断ばかりではなくて、わくわくするような期待感であったり国見のこのパストラルな中にあるおしゃれ感、上質感といった、形がなくて目に見えない感覚的なことを根拠に、それを可視化して暮らしやす

い国見町をデザインする、再開発する、そして、ブランディングすることをまちづくりや行政運営に取り入れることとしています。

この究極の目的は、農産物と同様に4つあります。

1つ目に、国見町が国見町であるために認知度を上げて国見町の価値を高めること。2つ目は、他の市町村との違いを明確にして差別化すること。3つ目は、国見町は住み良い町、住みたい町といった信用と信頼を得ること。そして、最後4つ目は、やはりこれも情報発信だと思います。行政側の発信と併せて、今、国見に暮らしている人たちの満足度を上げることで、国見町に暮らすこと自体が人間らしい良質の暮らしを保障されるという情報を発信する源、口コミやSNSといった様々な手段で情報を拡散する原動力にすることだと思っています。

国見町はこういった潮流を先読みした第6次国見町総合計画を策定しています。

今年度はCI、コーポレートアイデンティティ、地域活性化起業人事業、こういったことに挑戦をしています。今後も国見町をデザインする、選ばれるためのブランディングといった新たな分野への取組、これを進めることとします。

以上、補足答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） どうもありがとうございます。

町でやはりブランド化された農産物というのは、あれば伺いたいのですけれども。

よろしくをお願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

国見町の基幹産業は農業になりますので、国見町で生産された農産物全般が当然、町としてはブランドということで考えています。

川内であれば野菜などもございますし、それぞれの地域でしか取れないようなおいしい農産物がありますので、それがまずはブランド化につながっていくと思いますし、あとはそこから6次化することで新たな販路を開拓することが重要になりますが、商品の開発が現在課題かなと思っていますので、その辺は今後しっかり進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 以前、モモによるブランデーづくりの6次化が進められてきたのですけれども、それが現在実施されていないというようなことで、やはりこれから、国見の場合、基幹の作物がモモだというような中で6次化を進めるべきと考えるのですけれども、そういう町の考えがあるか伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

これまでも、町で6次化に取り組んでまいりましたが、なかなか商品を開発して販売しても継続しないで途中でなくなってしまうことが正直あったかと思いますが、今

後の進め方としましては、やはり町民の皆さんで6次化に対するアイデアをたくさんの方がいろいろ持っているかと思しますので、そういったものを少しでも何か具現化できるようなそんな仕組みを考え、加工施設などもございますので、その辺も利活用しながら何とか6次化について、一步二歩前進できるように進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） では、次の質問に入らせていただきます。

農業振興のために、農村民泊（グリーンツーリズム）や今年実施された桃の木オーナー制度（体験型農園）の推進を図っていくことが肝要と考えられるが、町の見解を伺いたい。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

農業振興のためには減少し続ける農業従事者を確保することが必要であり、そのためには農業の魅力により多くの人に体験してもらうことが重要と考えています。

体験型の農業ツアーで農業の魅力に触れあってもらうこと、さらには、農家民泊で郷土料理を振る舞うなど国見のおもてなしの心を感じてもらうことが大切と考えていますので、これまでの実績を踏まえ、しっかりと事業継続できるよう進めてまいります。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） 今年実施された桃の木オーナー制度、この事業は4月に摘果体験、6月に袋掛け体験、7、8月とは収穫祭が実施され延べ180人が参加し体験型農園が実施されましたが、成果として得られた内容について伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

桃の木オーナー制度は、国見町のおいしい桃をきっかけとして生産者と消費者の新しいつながりをつくるために、地域おこし協力隊と国見町が一体となって令和3年度に開始したところでございます。

現在、あかつき、川中島白桃、伊達白桃のオーナー制度を実施しており、年2万8000円を負担していただくと年3回3キロの桃が届きまして、楽しんでいただけるというような制度でございます。

また、特典といたしまして定期的な育成のレポートや加工品、また、体験ツアー、議員おっしゃったとおり摘果作業とそういうようなものの参加ということなどがございます。

実績では令和3年度延べ15人の方、こちらはコロナウイルス等で行動制限があったためでございますが、令和4年度は180人の参加をいただいています。この

180人につきましては、7割程度が町外の方ということで町外の方から多くの支持を得たところでございます。

また、今年度につきましては、りんごの木オーナー制度についても実施予定でございます。引き続き、認知度の向上や情報発信に努めていければと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） このオーナー制度というのは、25年前から飯坂町湯野でやっているのです。その中で実際に実績を挙げているのですけれども、やはりある程度そのやっていることを見習うべきだと思うのですけれども、今回やったことをそういう事例を参考にしたのかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

飯坂とかでもオーナー制度あるということですのでけれども、国見町型のオーナー制度を目指して地域おこし協力隊と町が試行錯誤し、このオーナー制度を確立したところでございます。

国見町に合ったオーナー制度をつくることによって、町外もしくは首都圏の方の顧客を確保しまして交流人口の増加につなげたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 村上 一君。

7番（村上 一君） どうもありがとうございます。

過疎対策は農業振興の重点策と捉えて推進を図っていくことをお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（東海林一樹君） 次に、1番蒲倉 孝君。

（1番蒲倉 孝君 登壇）

1番（蒲倉 孝君） 令和4年第3回国見町議会定例会にあたり、さきに通告をいたしました質問をさせていただきます。

質問の前に、先ほどからの一般質問で答弁いただいている内容もあると思いますが、改めて質問させていただきますのでご答弁よろしくをお願いします。

2つございますが1つ目、企業誘致について。

第6次国見町総合計画に、企業誘致と経営基盤の強化とありますが、以下のことについてお伺いいたします。

まず1つ目、国見工業団地の現状についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 1番蒲倉 孝議員のご質問にお答えします。

都市計画法の用途地域となる工業地域は、山崎地区にございます。

面積は、19.9ヘクタール、企業数は14社となり、現時点で町保有の土地はありません。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 町保有の土地はないということですが、中には販売されていても誰か所有者がいて売りに出ているとかという土地はあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

町保有の土地は現時点ではありませんが、町からある企業に売却した後、今、企業が売りに出している土地あるいは売りに出している建物等については数か所ございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） ありがとうございます。

この工業地域以外にも準工業地域で企業が運営されているところもあると思いますが、すみません。これ小さいのですけれども、ほとんどの方、皆さんご存じだとは思いますが、用途地域の地図なのですから、工業地域がこの水色の部分で準工業地域がこの紫、こことここです、この準工業地域とちょっと離れている部分もありますけれども、ここでも企業、工場等が運営されているのかどうかお聞きしたいです。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

都市計画法の用途地域となる準工業地域につきましては、ただいま蒲倉議員がお示しをしたとおりとなりますが、改めて答弁させていただきます。

準工業地域については、国見町に2か所ございます。藤田字沢田及び藤田字天上田地内の藤田地区とJR藤田駅周辺から国見インターチェンジ周辺までの小坂地区の2地区があります。

面積については、合計で12.3ヘクタール、企業数が9社になりまして、先ほど答弁させていただきました工業地域同様、現時点で町保有の土地はございません。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） では、先ほどの工業地域同様、所有はないにしても物件はあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

準工業地域が2か所あると先ほど答弁させていただきましたが、その中にも町保有の土地はありませんが、企業の所有する土地で売りに出されている箇所はございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） その工業地域と準工業地域に建てていらっしゃるところで売りに出ている物件というのは、どのように公表していらっしゃるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

売りに出されているところにつきましては、当然現地に、いわゆる看板が立っているところもあります。あと、町から県に情報提供し、県のホームページに掲載されることで、企業の皆さんが見て選べるような形になっています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） では、お願いもあるのですけれども、ホームページ検索をすると、国見工業団地で検索すると団地は出てくるのですけれども、今、言ったような情報は検索されないのです。

ですので、もし売りに出ているのであれば、何かにリンクできるような仕組みが欲しいと思いますのでよろしくお願いします。

併せてですが、以前山崎議員が質問しておりましたけれども、国見インターチェンジや国道 4 号線、この優位な立地性から国見町に土地を求める方もいらっしゃると思うのです。今、解体中のホテルが 4 号線にあると思いますが、ここは第二種住居地域となると思うのですけれども、ここに倉庫は建てられるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

ただいま蒲倉議員からお話のあった土地につきましては、都市計画法の用途地域としては第二種住居地域になってございます。こちらにつきましては、建築基準法上、倉庫業を営む倉庫については建築できない上位法での規制がかかってございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 調べていただいてありがとうございます。

では、この土地は売却はできるのでしょうか。買うという、売却ではなくて。購入という。もし更地になった場合に。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

ただいまの土地は旧プリンストンのところでよろしいですね。

当然、民民での土地の売買は可能かと思えます。一番大事なことは、新しく買われる方がその土地で何をするのが一番大事かと思えますので、あらかじめ町に相談というんですかね、このような形での用途で考えているのですが、そういった建物は建てられるかどうかをぜひ事前にご相談いただきたいと思います。とさせていただきます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

人口減少の対応について、自然減を補うため現状の人口を維持するため、新たな企

業に国見町へ来ていただく施策というのはあるのかお伺いたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

令和2年12月議会での山崎健吉議員の一般質問に対する町長答弁、さらに令和3年6月議会での八巻喜治郎議員の一般質問に対する企画調整課長答弁のとおり、町では新たに工業団地を造成することは考えていません。

そして、企業から問合せがあった場合に対しましては、都市計画法等の法的規制などを踏まえながら、先ほど答弁したとおり個別具体的に対応、相談に乗ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） ということは、改めて大きなところは開発するつもりはないということだと思っておりますけれども、例えば、先ほどから出ています国見農業振興地域整備計画、これで遊休地、要するに後継者の方もいらっしゃらない今後そこは何か考えなくちゃならない小さな土地というのですか、そういったものを農地転用等々で企業が進出できるようにできるものでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

農振地域の網がかかったところについては、基本的には引き続き農地として利活用していくこととなりますので、農地転用は難しいですが、まずは、どういった規模でどんなものを考えているのかという部分を相談に乗ることは可能かと思えます。

その相談に対して法的に可能かどうかという部分は、それぞれ個別に相談をさせていただければと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） 分かりました。個別相談という形でします。

次の質問に移ります。

令和4年度予算には、今ほど答弁いただいておりますが、企業誘致に関する計上がないように見えますが関連する何か計上というのはあるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

企業誘致に関する予算措置はありませんが、町では、新型コロナウイルス感染症の拡大により新しい働き方の取組がより一層注目され、テレワークやサテライトオフィスなどの需要が高まっていると認識しています。

よって、多様な働き方や新しく起業する方を支援するため、大坂住宅1棟をテレワークに対応した住みながら働けるオフィスへのリノベーションに係る事業費などを予算化しています。

また、今年度から新たに起業するときの利子補給補助金についても新規事業として

予算化をしています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 分かりました。

では、第6次国見町総合計画の施策4-2-2に、今のお話ですと新規創業者数の、2025年度中間目標が3件と、多分記載されていると思うのです。百何ページだったかと思うのですけれども。

これは少ない目標でも、今のリノベーションではないですけれども、何かアクションを起こしていかないと絵に描いた餅にならないのかなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

第6次総合計画の101ページに、ただいま議員おっしゃられたとおり新規創業者数が、2025年目標として3件と記載してございます。

確かに、昔であれば工業団地を造成して大きい企業が来て、そこで雇用がたくさん生まれて町に固定資産税なり住民税が納税される仕組みが多かったかなと思いますが、現段階では、正直言いましてパソコン1つあれば起業できるなど、働き方も大分昔よりは変わってきていると認識してございますので、この3件は、新たに個人で創業する方も含めた幅広い件数と捉えてございますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 分かりました。確かに、形は変わっていますね。

次の質問に移ります。

2つ目の大きな2つ目ですが、国見町内のガードレールについて質問させていただきます。

除雪作業について質問した際にもお願いしておりますが、国道でも県道でも町道でも町民にとっては生活道路です。その生活道路のガードレールの修繕対応についてお伺いいたします。

1つ目。県道107号線（赤井畑国見線）、インターチェンジのほうに向かう道路です、失礼しました、藤田駅に向かう道路です。こちら通学路にもなっていますが、いまだにガードレール等の設置がされておられません。対応についてお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） お答えをします。

県道ということですが。

それで、ガードレール等を設置した場合、車道と歩行者が通る路側帯が狭くなり、車両及び歩行者双方に通行の支障が出るというようなことから、町としては抜本的な対策として道路拡幅と歩道の設置について県に要望しています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） すみません、写真なのですけれども、今の歩道というお話もありましたが、例えばよく見られるこう、町長、いつも駅のほうで見てらっしゃいますけれども、子どもが本当にはみ出しているのです。こういうオレンジのポールを間隔を空けて、車が待避できるぐらいの間を空けて歩行者を守るような、そういった片側だけという施策も考えられるかなど。

もう一つ、生活道路用柵というのが、要するに狭いところ用のガードレールみたいなのですけれども、こういった具体的な要望というものは何か県には出しているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） お答えします。

具体的なそういう工法まではお願いをしていますが、ただ、県から最近お話がありまして、つくだや交差点から60メートル駅のほうまでのところですが、そこについて本年度中に拡幅と歩道整備のための現地調査を実施したいという話が出ていますので、その調査の進捗状況を見ていきたいと考えています。

以上答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 分かりました。

そういう計画があるのであれば、事故が起きる前に早めに対応のほうを要望をお願いいたします。

次の質問です。

県道46号線、先ほど言いましたが白石国見線、インターチェンジに向かう道路のガードレールですが、塩カル等によって腐食してもうなくなっているところもございます。これもすみません、写真撮ってきたのですけれども、皆さん見ていらっしゃると思いますけれども、こんな状況なんですね。さびて腐っちゃっている状況。恐らく十何年、二十年たつのか分かりませんが、立体交差に開発したときからなのかちょっと分かりませんが、こういったものも県に要望というのは出しているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） お答えをします。

こちら、当然県に要望しています。

それで、県としましては、順次修繕を実施したいという回答をいただいています。

当面来年度の予算として、延長400メートル分を要求したいという回答をいただいているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 来年度ですね。

今、写真見ていただいたとおり、インターチェンジ下りて道の駅に来町された方が、

本当に安心安全優しいまちづくりとじてくれるかどうかというのが一番気になる
ところだと思いますので、ぜひ先ほど町長からもありましたが西大枝地区の歩道
のように強い要望を出していただけるとありがたいと思いますのでよろしく
お願いします。

以上で質問を終わります。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後2時まで休議いたします。

（午後1時50分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後2時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 一般質問を続けます。

次に、6番小林聖治君。

（6番小林聖治君 登壇）

6番（小林聖治君） 令和4年第3回定例会にあたり、さきに通告しておりました内容
について質問いたします。

まず、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策についてであります。前回、第
2回定例会一般質問でも答弁をいただきましたが、その後のオミクロン株、B
A.2からBA.5への置き換わりによる流行第7波での爆発的な感染により、県内
では感染者が拡大しました。

そこで、7月以降、町内の感染状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。
議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） 6番小林聖治議員のご質問にお答えいたします。

町内の感染状況ですが、7月には45人、8月には過去最大となります189人が
確認されました。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） やはりこの国見町においても過去最大の感染者が出たというこ
とです。そこで、再質問をいたします。

最近の感染状況については理解いたしました。この第7波は第6波と比較しまし
てどのように違うのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

第6波と第7波との比較についてでございますが、第6波については、本年の1月
から6月までの約半年間、6か月間発生しております。その間、6か月間で115人
の感染が確認されております。しかし、今、お話ししましたとおり8月は1か月で

189人の感染が確認されました。たった1か月で半年分の感染者数を超える感染が起きているということでございます。

特に、7月28日以降は町内での陽性者が毎日確認されているという状況で、かつてない感染状況の中にあると考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 分かりました。

次の質問に参ります。

こういった感染者数の拡大の中で、町内の感染者に世代の特徴は見られるのかお尋ねをいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

国見町の第6波では、30代以下の方の感染が全体の6割を占めるという状況で、児童生徒や若者を中心とした感染でございました。ただ、今回の第7波の状況を見つみますと、世代ごとに感染者数の大きな違いはなく、幅広い年代に感染が広がっているというのが特徴であります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） それでは、性別による感染の差はあるのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

国見町の性別による感染者の状況ですけれども、人口比で比較しましても、ほぼ同数でございます。性別の差はほとんど見られない状況と考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

新型コロナ感染防止対策の中で、現在、様々な対策が講じられておりますが、私はワクチン接種が現時点においては非常に有効な手段、対策であると考えております。

そこで、4回目のワクチン接種の進捗状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

ただいま、4回目の状況でございますが、現在、該当する4,281人の方に接種券を送付いたしまして、そのうち82%に当たります3,570人の方が予約をしております。

9月中には接種対象者の8割の方の接種が完了する見込みとなっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） それでは、9 月中にはほぼ完了するとのことなんですけれども、そこで改めてお尋ねいたします。

その 4 回目のワクチン接種に際して私のところにも問合せがありましたが、この 4 回目を一度予約してキャンセルする方がいたかと思えます。そのキャンセルの理由としては、今回 4 回目を打ってしまうとオミクロン株対応のワクチン、いわゆる 2 価ワクチンと言われるものですが、それを打てるのが 5 か月以上先なので来年になってしまうということでありました。

現行では、接種の予約は 9 月末以降の予約はできないとされています。

そこで、10 月以降のスケジュールはどのように考えているのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

現在、進めておりますワクチンの接種は、9 月末でスケジュールを終了する形になっておりますが、国においては、昨日自治体説明会ございまして、令和 4 年度末まで延長する方向ということで通知を出しているところでございまして、町としても早急な大臣命令の改定を待っているところでございます。

したがって、大臣命令が改定されて、それから、2 価ワクチンの配分について明らかになった段階で医療機関や医師会との調整を進めましてスケジュールのほうをお示ししてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） 大変よく分かりました。

それでは、次の質問へ移ります。

先ほどの再質問でも少し触れましたけれども、今後 5 回目のワクチン接種が実施される場合、これまでと異なる対応はあるのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

5 回目のワクチン接種でございますが、これまで対象外でありました 5 歳から 11 歳についてもワクチン接種の努力義務が課されるということで、これは、昨日の閣議で政令の改正が行われたところでございます。

そこで、新たにワクチン接種の努力義務が課されるのが 5 歳から 11 歳でございますが、ほかについては今まで同様でございます。現場については大きな変更はないものと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6 番（小林聖治君） ただいまの答弁によると、5 歳から 11 歳についても、ワクチン接種の努力義務が課せられるということで、町としてはこれ強く接種を推し進めること

を考えたりしておりますか。お聞かせください。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

ワクチンの接種につきましては、これまでも今後とも強制されるものではありませんので、昨日の国の自治体説明会におきましても、努力義務となっても学校等の集団接種は推奨できない、なじまないと国のほうで説明をしております。

事実上の強制にならないように引き続き留意するようにとということでございますので、町では、公立藤田病院の小児科と連携して対応しますとともに、また福島圏域でも共同でワクチン接種をまた進めるためのいろいろ検討を開始しているところでございます。引き続き保護者の皆様への説明等、それから接種機会の確保に向けた努力を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） よく分かりました。

それで、関連して再度お聞きしたいのですけれども、この5回目の接種となれば、次のワクチンはオミクロン株対応のワクチンとなると予想しておるのですが、現在保有している従来型のワクチンは全て廃棄することになるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

現在保有する従来型のワクチンでございますが、実は初回接種、初めてワクチンを接種する人は2価ワクチンを打てないことになっております。初めて接種をする人は、ノバボックスか従来型のワクチンを打つこととなりますので、そういった方まだ若干おりますので、有効期限があるうちは大切に保管をしていきたいと考えております。

また、有効期限が来たものについては国では回収しないということですので、適切に廃棄することになるかと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

この5回目のワクチン接種の開始時期をいつ頃と見込んでいるのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

一部報道では、9月中に前倒しで接種するというようなことで報道がなされておりますが、今のところ国から具体的な配分計画に基づいたものが国見町にいつ届くかというのがまだ来ておりませんので、関係する機関と十分協議しながら接種体制を構築するのですが、まだ具体的な時期はちょっと見通せない状況でございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 今ほどのこのワクチンの配送計画で明らかになっていることというのはありますか。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

このオミクロン株対応ワクチンですけれども、薬事承認がされ次第輸入がなされるということで、恐らく来週政府のほうで薬事承認に向けた具体的な動きがなされるということは聞いております。

それに基づいて早ければ9月中には全国に配送していくということでございますので、早ければ9月中に藤田病院の薬局に薬が届く可能性があるということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 分かりました。

それでは、次の質問に移ります。

これから、冬場に向かう時期に接種が本格化すると思われませんが、季節性インフルエンザの接種と重なることはないのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

今回からワクチンの同時接種が認められる見込みでございます。

集団接種で特に影響はないと考えておりますので、季節性インフルエンザと重なることがあっても特に影響はないと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） ということは、コロナワクチンとインフルエンザワクチンを同じ日に2本打ってもいいということになりますか、極端な話ですけれども。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

昨年までは確かにほかのワクチン接種と2週間間隔を空けるということになっておりまして、接種の調整が必要だったのですけれども、今回からは同時接種が可能ということで、今、議員お質しのとおり今回からは当日でも翌日でも接種の調整は不要ということになりますので、先ほどの答弁のとおり特段影響はないものと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） それでは、最近のマスコミ報道によりますと、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いの見直しについて議論されているとのことですが、この感染症法上、危険度が2番目に高い2類から季節性インフルエンザと同等の5類

に引き下げられた場合、どのような影響が出るのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

現在、2類でございます新型コロナウイルス感染症を5類に変更してしまいますと、現在、全て国の負担で実施しておりますワクチン接種、それから、感染した場合の医療費について、今、2類ということで国が負担をしているところですが、国が負担する根拠が5類になるとなくなってしまいますので自己負担が発生する可能性があります。そうすると、感染した場合の受診控え、あるいはワクチンを打たなくなる接種控えが起きるのではないのかというようなことを危惧している状況にあるということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 今の課長の答弁のとおりだと思います。

自分で自己負担が出ると恐らくコロナウイルスのほうはちょっとどうかなという感じが私もいたします。

あと、一説によればウイルスが弱毒化していると言われておりますけれども、町内に医療機関ではどのような評価をしているのか、もし把握しておればお聞かせください。

議長（東海林一樹君） ほけん課長。

ほけん課長（安藤充輝君） お答えいたします。

これまでのワクチン接種にあたりましては、公立藤田総合病院と定期的に打合わせを実施してまいりました。その中でのお話ですが、当初のアルファ株と比較して確かにオミクロン株が弱毒化しているとは言われておりますけれども、コロナに感染すれば症状によってはやはり40度近い発熱が発生する、下痢とか様々な症例も出る中でいまだに特効薬がないという状況でございますので、通常風邪と同等に論じることにはできないだろうというのがやはり先生方のお考えのようです。

また、家族内の感染が非常に多く出てきておりますことから、引き続き厳重に警戒が必要であるというような見解でございますので、弱毒化しているということである一方、まだまだ警戒が必要な感染症であると考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 私もそのように思っております。

それでは、次の質問に移ります。

新型コロナウイルス感染拡大で、減収した世帯に生活資金を公費から特例で貸し付ける制度がありますが、返済が厳しく自己破産や債務整理の手に追い込まれる利用者が少なくない数でいるとのこと、町内でそのような情報はつかんでいるのかお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えします。

特例で貸し付ける制度として緊急小口資金、総合支援金貸付制度があり、町社会福祉協議会が受付をしています。

緊急小口資金は、令和2年度については20件、令和3年度については5件の受付をしており、令和4年度については今のところ申請等はないということでした。返済につきましても、県社会福祉協議会が直接対応するため、個人ごとの返済状況、返済開始時期などは、町と町社会福祉協議会では把握できません。なお、制度利用者から町に対して返済についての相談はありません。町社会福祉協議会からも返済が大変との相談はないと報告を受けています。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） これ、小口の借入れから身を持ち崩すというような方もおられるので、心配しておりましたが安心いたしました。

それでは、次の質問に移ります。

農業従事者の高齢化によって、農繁期の労働力確保が農家にとって喫緊の課題となっております。

そこで、農業振興のため、何らかの対策を講ずるべきと考えますがいかがでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

持続可能な農業経営体の育成に向けて町では、JA福島中央会が運営する求人サイトについて労働力を必要とする農業者、さらには仕事を探している町民に広く周知すること、また、農福連携、企業等の農業参入など、あらゆる手法を検討し農繁期の労働力確保に取り組んでいきます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） これ、私の周りでは、シルバー人材センターに労働力を依頼している農家が年々多くなってきております。

ところがこのシルバー人材センターも人手不足でなかなか作業に来てもらえないとの声を多く聞きます。ですので、シルバー人材センターが拡充強化を図られるよう町としてもフォローしてもらえればと思うところであります。

これは答弁要りません。

では、次の質問に移ります。

県では、農繁期の労働力の確保に向け、農作業請負システムを新たに構築することですが、町においても同様の取組ができないかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えします。

県が進めようとしている農作業請負システムとは、県の委託を受けた民間企業が農

業法人などから必要な農作業を請け負った上で民間企業が短期雇用した求職者を農業法人に派遣するもので、まずは営農再開に向けて労働力不足が顕著な浜通り地区において今後モデル事業として取り組むものでございます。

町の基幹産業である農業が衰退しないよう官民連携も含め、まずは、この県のモデル事業の成果を見極めたいと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 町の考え方は分かりました。

ただ、もう一度質問いたしますが、福島市などは基幹産業の振興とか地域貢献ということで、自らの業務に支障のない程度で公務員の副業を認めております。ぜひとも国見町においても、これら導入を図っていただきたいと思いますがどうでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 公務員の副業についてのお話しということで、公務員の副業につきましては、地方公務員法の縛りもありましてなかなか難しい状況になっている。

ただ国見町におきましても、農家をしながら役所に勤めている、これについては当然兼業許可を出せる状況がございます。

福島市は、比較するのはあれなんですけれども、都市部ということでなかなか兼業でやっている公務員の方が少ないのかなと。なので可能だと思うのですけれども、議員ご承知のとおり私もそうですし、この中にも多分いると思うのですけれども、自分の家でさえもままならない状況、あとは町外から勤めている状況も踏まえると、なかなかこの国見町に勤めている人間が地元の農業に土日にまた参画していくというのは大変厳しい状況にあるのかなということもありますし、今後、将来的には検討していかなければならないことかなとも思いますけれども、そのほかにも多々業務はありますので、現時点では、前向きにという回答はできないのですが、検討に値するものであるとは考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 小林聖治君。

6番（小林聖治君） 確かに、公務員の方々の業務がそれぞれ持っておりますから、なかなか大変なんでしょうけれども、一応頭の中に片隅に置いておいてもらえればと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） 最後に、12番浅野富男君。

（12番浅野富男君 登壇）

12番（浅野富男君） 令和4年第3回定例会における一般質問であります。

まず初めに、安倍元首相の国葬についてということであります。

安倍元首相が凶弾に倒れるという事態がありました。このようなことは、あってはならないことであり、いかなる理由があろうと許されない行為であります。このことについては弔意を表するものであります。

今、こうした事態にあつて国は国葬を行うことを閣議で決定したことが報じられています。戦前には、国葬の規定があつたとのことでありますが、現在ではこのような規定は存在しないとされています。

安倍元首相の業績についても世論は二分しています。また、国費を使つての葬儀が行われようとしていることに対し、現時点では反対が賛成を上回っております。私は、言論の統制まで行われた過去に逆戻りしているようで恐怖すら感じております。戦後の民主主義とは相容れないことであると思っております。

政府は、弔意の強要はしない旨の発言はしておりますが、国葬に合わせて役場庁舎、学校など公共施設での半旗を掲げることや弔意を示す黙禱などは組織として行わないことが現代の民主主義に沿った考え方であると思っております。各個人の内心の自由に任せられるものであると思ひます。

このような考え方に対して、町長、教育長の所信を伺うものであります。

なお、この質問通告は先月23日時点での内容となりますが、その後状況はいろいろ変化していることを承知の上、所信を伺うものであります。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） 12番浅野富男議員のご質問にお答えします。

まず、安倍元首相に国民の一人として哀悼の意を表します。

対象が安倍元首相に限らず暴力によって自分の意思を遂げようとする事、また、死に至らしめることは、いかなる理由があつてもこの民主主義国家、日本で決して許されざることだと思ひています。

安倍元首相の国葬について岸田首相は、8月31日の記者会見で4つの理由を挙げています。

1つ目、憲政史上最長の8年8か月にわたつて首相を務めたこと。2つ目、東日本大震災からの復興や経済再生、日米関係を基軸とした戦略的な外交を主導したこと。3つ目、各国で様々な形で敬意と弔意が示されていること。4つ目、選挙活動中の死で暴力には決して屈しないという国としての毅然たる姿勢を示すこと。この4つを理由に挙げました。

この4つの理由はさておき、国葬そのものを見ますと、国葬令が公布されたのは戦前の1926年でした。伊藤博文、山縣有朋、東郷平八郎、山本五十六、こういった人たちの死去の際に国葬が執り行われていました。

この国葬令は、戦後日本国憲法が施行された1947年に廃止になりましたが、この廃止後に国葬が行われたのは、吉田茂元首相だけです。

このときの佐藤栄作首相が戦後の日本の再建に尽力した業績を踏まえて国葬にすることを閣議で決定しました。

安倍元首相の国葬は、吉田元首相の例を基に判断されたと考えるのが妥当かもしれませんが、もともと国葬令が廃止されていることを考えれば国葬を実施する根本的な法的な根拠、これが曖昧。また、閣議のみでこの国葬を決定するという事は、国会の軽視とも言えます。法治国家、民主主義国家であればなおさらその思ひは強くしま

す。

こういったことから、安倍元首相の死については、国民それぞれが強制ではなく個人の自ら心の内でのこの死を悼むことのほうが大事かと思えます。

なお、国は、黙祷や弔旗の掲揚を自治体への要請はしないとのことですから、国見町としては、何ら検討する余地はないものと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 同じ質問になりますけれども、教育現場を統括する教育長についても所信を伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えします。

まずは、凶弾に倒れた安倍元首相に対して哀悼の意を表明します。また、いかなる理由があろうとも、暴力を用いて解決しようとすることは大きな誤りであり、何も生み出しません。このことを、改めて強く訴えたいと思います。

さて、所信についての質問に、信ずるところの一端を述べます。

憲法には思想及び良心の自由がうたわれています。心の中でどんな思想を抱こうと自由に誰にも制限したりできない、犯すことの許されない重要な人権の一つです。私は、これを尊重します。

また、教育基本法には政治的中立がうたわれています。私は、教育に携わる者として、政治的中立を犯すような行為には特に慎重であるべきと考えています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 町長、そして、教育長、所信ありがとうございました。

あくまでもこうした今度の安倍首相の件につきましては、個人の自由に任せられるものと考えております。

次の質問に参りたいと思います。

国見町水道ビジョンについてということになります。

先般、国見町水道事業ビジョンとして昨年度から2030年度までの水道事業基本計画についての冊子が示されました。これによりますと、平成25年3月厚生労働省が示した新水道ビジョンに沿って向こう10年間の水道事業について計画したものとされており。

現在は、蛇口をひねると上品な水が限りなく供給されています。これをどのように継続していくのかについての計画であります。

新水道ビジョンでの基本方針として、1に安全、2に強靱、3に持続、4に環境という4項目の要素から計画を推進していくものとなっております。

1番目の質問であります。この中の一番目では、安全でおいしい水の供給というものを課題としておりますが、そのためには技術者、人材が不足である旨の説明があります。このこと自体が私にとって驚きであります。水を供給するためには機械的な

設備を必要としその管理をすることの意味かと思いますが、なぜこのようなことになったのでしょうか。まずはお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 1 2 番浅野議員のご質問にお答えいたします。

現在、水道事業では人員不足にはなっておりません。

水道技術員 1 人が水道施設管理を担っており、職員への知識、技術の継承、育成に取り組むとともに各種研修会へ積極的に参加し、技術の向上を図っています。

また、これまで水道職員には順次、水道技術管理者の資格を取得させておりました。有資格者を増やす取組を進めてきました。

なお、水道は、土木、建築だけでなく、設備管理、経営など多面的な知識が必要となるため、今後も職員研修等の充実を図るとともに、さらに高い技術力を有する職員を適正に確保していきます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 技術的な職員といますか、そうした人材については、教育しながらどんどん補充しているということでありませうけれども、そうしますと、この中で出てきた不足するという説明が入ってしまったといますか、どういう経緯からこういう計画ということになったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

ビジョンでうたっている技術者の不足という説明についてでございますが、高度経済成長期に建設されました水道が更新期を迎えまして、今後、更新事業の増加により技術者の職員が不足することが予測されるということで、記載されているということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） そうしますと、現時点ではこの人材の不足は特に考える必要はないという理解でよろしいですね。

それでは、2 番に参ります。

2 番目に災害に強い水道の構築、いわゆる 2 番目の強靱化ということになるかと思っておりますけれども、バックアップ機能の強化など供給のための物理的要素の構築が重要視されるのは当然かと思っております。

また、災害対策として確保した水の非常用飲用水供給拠点の充実を検討することになっておりますけれども、広域化された現在の水道施設ではそもそもの水の確保が困難だったのが 2011 年の災害でした。バックアップ機能の強化だけでよろしいのでしょうか。身近なところに水源があることは、水の確保ということでは容易になるかと思っておりますけれども、この広域化の視点で進めるということではよろしいのでしょうか。お伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

国見町では現在、88%を福島地方水道用水供給企業団から受水し、12%を唯一残る自己水源から送水しています。東日本大震災では、企業団の送水管が破損し送水が停止、町内のほとんどが断水となり大きな被害をもたらしました。このことを踏まえれば、自己水源は災害時における重要な資源と考えます。

国見町につながっている企業団の送水管につきましては、地震に強い耐震化を企業団に働きかける一方、ビジョンで示すように町内の水道管についてはバックアップ対策を検討し、自己水源の活用も含めて災害時における重要給水施設である病院や避難所への水の確保に努めたいと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 12%が自己水源というふうなことで答弁がありました。

少し安心したかなと思うところではありますが、この施設については、そうしますと今後も丁寧に管理をしていくというようなことの受け止め方でよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

そのように考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 水道について、今はまだ広域化の話は出てはいないのだろうとは思いますが、この法律の中では広域化も進めるという内容のことにもなっているかと思えます。そうした話について、広域圏も検討される、そういったことが話題としてといたしますかなるような状況にはないということでもよろしいでしょうか。現状のままでこの水道事業は進めていくというようなことでもよろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

摺上川ダムを水源としました企業団からの受水につきましては、長期的な展望に立ちまして水源の確保のために当時いろいろと議論がなされまして、行われて決定された経過がございます。

良質な水源の確保と安全安心な浄水の安定的に受水できるメリットは非常に大きいものと考えております。

広域化されました企業団における災害対策につきましては、昨年7月に企業団で水道基本計画策定しております。管路全体の耐震化を目指すこととしております。

いずれにしても、企業団の構成市町であります3市3町が相互の連携を密にしまして災害対策に取り組んでいきたいと、取り組む必要があると考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 現時点では現状のままということ、この後、広域化に向けた話し合いはないということで現時点では受け止めたいと思っております。よろしいでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 今後、こういう機会について検討していきたいと考えております。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 広域化へ進めるということになりますと、いろいろ検討する必要がいっぱい出てくると思っております。

例えば、今、12%自己水源だということもありましたけれども、これだけのことを広域化の中でこれを維持することができるのか。あるいは広域化になりますとそれぞれの自治体の意思だけでこの水道の施設管理するということがかかなり難しいことになってくるのではないかと思います。

このようなことも含めて、どのようなことで今、話し合いが行われているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

町としましては、給水人口の減少、給水収益の減収に立ち向かうためには、近隣市町村との広域化が重要と考えております。

現在、県では、福島県水道広域化推進プランが策定中でございます。さらに、ふくしま田園中枢都市圏ビジョンにおいても広域連携の推進が進められております。

今後は近隣市町村と連絡を密にしまして、広域化の推進を図っていく必要があると考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 広域化の推進を図っていくというようなことでありますので、これについては、また質問させていただきたいと思っております。

それで、3番目の質問に入りますけれども、今、広域化の話まで出てきたのですが、先ほど申しました水道ビジョンについては、事業の運営について民間委託の推進も検討していく必要があるとされております。

官民連携の運営も可能となったことから、コンセッション方式の導入もできることになりました。このことについては、平成30年9月定例会でも私質問しましたけれども、そのときの答弁はまだ検討の時期ではないとのことでした。

水は商品ではありません。営業の対価として扱われるようなことは命の水にふさわしくありません。この計画の中では、官民連携、コンセッション方式についても視野に入っているというようなことでの理解でよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

先ほどの答弁とちょっとダブってしまいますが、民営化につきましては、民間企業が介入することは利益向上を優先させた経営になることが考えられます。

現在のところ、町では民営化についての考えはありません。

民営化以前に近隣市町村との広域化が重要と考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 少子化、それから、広域連携、そうしたことが今、少子化の中で進められようとしておりますけれども、先ほども言いましたけれども、やはりこの水は商品として扱う、もうけの対象として扱うということになっては安全な水は供給されないということになる可能性が大きいと私は感じております。

ですので、その辺りについては、今後慎重な検討が進められるよう申し上げて質問を終わるものであります。

議長（東海林一樹君） これで一般質問を終わります。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

午後3時より広報常任委員会を委員会室で開催しますので、ご参集願います。

明後日9日は、午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後2時49分）

第 3 日

令和4年第3回国見町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年9月9日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 報告第 8号 健全化判断比率の報告について
- 第 2 報告第 9号 資金不足比率の報告について
- 第 3 報告第10号 専決処分の報告について
- 第 4 報告第11号 専決処分の報告について
- 第 5 議案第47号 国見町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第 6 議案第48号 国見町教育支援センター条例
- 第 7 議案第49号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第50号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第51号 令和4年度国見町一般会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第52号 令和4年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第53号 令和4年度国見町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第12 同意第 2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第13 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

・出席議員（10名）

1番 蒲倉 孝君	3番 宍戸武志君	4番 （欠番）
5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君	7番 村上 一君
9番 （欠番）	10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君
12番 浅野富男君	13番 八島博正君	14番 東海林一樹君

・欠席議員（2名）

2番 八巻喜治郎君	8番 佐藤定男君
-----------	----------

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	安藤充輝君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農業委員会 事務局 局長	実沢隆之君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会計課 課長	阿部善徳君	教 育 次 長	東海林八重子君
学校教育課長	大勝晴美君	幼児教育課長	佐藤温史君
生涯学習課長	小野笑子君	農業委員会会長	渋谷福重君
代表監査委員	佐藤徳正君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	渋谷康弘君	書 記	中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	石澤 廣君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

◇ ◇ ◇

◇報告第8号 健全化判断比率の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第1、報告第8号「健全化判断比率の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 報告第8号、健全化判断比率の報告についてご説明します。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第9号 資金不足比率の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第2、報告第9号「資金不足比率の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 報告第9号、資金不足比率の報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） 本報告は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第10号 専決処分の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第3、報告第10号「専決処分の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 報告第10号、専決処分の報告についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） この報告は議会の委任による専決処分につき、報告のみにいたします。

◇ ◇ ◇

◇報告第11号 専決処分の報告について

議長（東海林一樹君） 日程第4、報告第11号「専決処分の報告について」の件を議題といたします。

本報告について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 報告第11号、専決処分の報告についてご説明します。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） この報告は議会の委任による専決処分につき、報告のみにいたします。

◇

◇

◇

◇議案第47号 国見町過疎地域持続的発展計画の策定について

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第47号「国見町過疎地域持続的発展計画の策定について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 議案第47号、国見町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） この件について何点かお尋ねしたいと思うんですけども、この過疎法は当初10年間の時限立法で、過疎地の解消を目的にするということがあるんですよね。あくまでも、過疎は過疎のままでいいということではなくて、その市町村に脱却を求めると。その間、住民のサービス低下を招くので、それを財政的に国・県が補填するという形の過疎法だと思います。その点から、全国一律の住民サービス、県等の住民サービス、これが国の指針ではないかなと思います。ですから、過疎になった地域については、若干、財政的な支援が必要だという形で過疎法が生まれたと思います。

この件について、来月、北海道の別海町に視察に行くんですけども、ここでも過疎地域に再度指定された。一回、脱却したんですね。また指定されたということで、ここは脱却するのに大胆な施策が必要と。やっぱり大胆にすべきだということで、それに立って、過疎法のいろんな……

議長（東海林一樹君） 簡潔にお願いいたします。

3番（宍戸武志君） 交付金とかを有効に活用するという事なんです。

ここで、中で、ここには載っていないんでしょうけれども、やはり財源がないと何もできないというところちょっと語弊があるんですけども、この辺の問題がやっぱり大きいのではないかなと思うんです。人口の問題はあるんですけども、それをどう考えているのかということと、あと過疎債の発行と交付金です。4年間どのくらい……

議長（東海林一樹君） 一問一答でお願いいたします。

3 番（宍戸武志君） はい。

議長（東海林一樹君） 一問一答で。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 財源というお話しですので答弁いたしますが、基本的には地方交付税というのがございますね、普通交付税。普通交付税につきましては、全国一律に市町村が同一のサービスを受けるための算定がされているという状況があって、それが制度的にはある程度しっかりした制度ということで、交付税で賄われていると。そのほかに何かあった場合には、特別交付税というものが対応されると。

その上で、過疎地域については、国土保全やら何やらの多々やらなければならないことが多分にあるということで、過疎法という時限立法が定められており、そこで起債を充当した上で、それが事業に対して担保されると考えておりますので、現時点で財源が不足するとか、そういったものについては基本的にはないのかなと。

また自主財源については、町の努力においてそれなりに対応していきますので、現時点では、そのような心配はないと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3 番（宍戸武志君） 財源が足りないということは、やはり町の財政の問題が私はあると思いますので、この辺を直さないと永遠に改善できないのではないかと思います。

それと、ちょっとお聞きしますけれども、過疎債の発行額と交付金、どのくらい4年間で見込んでいるのかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 過疎債としての金額ということですが、これについては年度ごとの予算編成で、事業に対して充当されるものがどのぐらいあるかという積上げになりますから、ここですぐ明言できるような内容にはなっていないと。あとは、県との協議、国との協議によりまして、過疎の限度額が決まってくると考えておりますから、これについては次年度の予算編成に向けて、今年度については補正予算で対応できる分には対応すると。青天井で借りられるというものはございません。当然、財政規模やら全国的な過疎債の配分額によって決定をされるということになっていますから、これに応じて毎年度の過疎債に対する充当額が決まっていくと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3 番（宍戸武志君） 最後に、この件につきましては、住居環境の整備という形でうたっているわけなんですけれども、空き家対策も同時に住居環境の整備ということで、あるところに行きましたら、同一敷地内に住宅が建っているんですけれども、息子の住宅を建てたいということで申請しましたら、なかなか難しかったと。分筆で最後には建てたということなんですけれども、やはりこの辺、柔軟に対応してもらいたいと思うんですけれども、農業委員会の会長が出席しておりますので、この辺の見解をお聞

きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 家を建てる話ですので、都市計画法上と建築基準法上の問題だと考えております。この辺については、主管は県になっておりますので、県に対してできるかどうかも含めてその都度調整させていただきますので、個別の案件については、建設課を通して県のほうにお尋ねいただくしかないかなと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） これを上げるのは、国見町農業委員会なので、その辺の前段、決定するのは県かは分からないんですけども、この辺、順序はまずは市町村、国見町と。それで、農業委員会という形になるので、この辺をまずそういう最終決定は県なんですけれども、この辺を上には上げるのは国見町ということで私は質問したつもりなので、誤解ないようにお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） ちょっと過疎から違う話になっているんですけども、原則は都市計画法と建築基準法があって、その上で宅地がまず建てられるかどうかの判断をする。農地がもし隣接してあって、それが農地転用可能であれば農業委員会のほうに許可をもらうという形になるので、原則は都市計画法と建築基準法だということはご理解いただきたい。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑はありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 私から、過疎地域の持続的発展の計画書の中身につきましてお尋ねいたします。

まず、この計画書によりますと、令和4年から令和7年までということなんですけれども、当町においては、過疎債を利用して令和4年から令和7年までの間に脱却をやるのか、あるいは違う市町村ではもう脱却は早めに、前倒しではないですけども早く脱却をしたいと。普通の自治体に戻りたいというような考えをやりながらやっている市町村もあるんですけども、町としてはどちらの方向でやっていく考えをしているのか、まずお尋ねしたい。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 10番渡辺議員のご質問にお答えいたします。

まず、過疎からの脱却というところだったんですけども、この質問に関しましては、令和4年3月議会においても、宍戸議員のほうから過疎の脱却についてお質しがございまして、答弁しております。

その中身ですけども、この計画につきましては、過疎地域を持続的に発展させる計画というものです。そして、この国見町の過疎地域持続的発展計画は、町の柱であ

る第6次国見町総合計画を基本としております。

よって、優先されるべきは、国見町に暮らす人々が幸せになると、幸福になる、幸福度が向上するというのが一番重要と考えています。このような施策をすることによって、結果的に過疎指定の要件から外れるということになると考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 結果的に町民が全部幸せになるということで、この2番の分ですね、移住・定住の地域間交流の人材育成ということであっております。ただ、この中でいきますと、私は移住・定住を促進するため、いろいろな農業関係とかに力を入れるということに対しては私は賛成です。それはやっていきたいと思っております。

ただ、先ほど宍戸議員からも、重複するようになるとは思いますが、魅力を発信することは必要なんですけれども、既に国見町の魅力を感じている、つまりUターンして帰ってきたい、この町に住みたいという人たちはいらっしゃると思うんです。その方に対しての施策、方策がここにはうたっていないように私は思えて、つまり外部から来る人間に対しての育成、住居と色々なものは出ておりますけれども、本当に国見町を好きなんだと、国見町の親と一緒に生活をしたい、親と同居をしたいという方々の期待も、当該部分からすれば後で話すようになると思っておりますけれども、そんな感じで逆に、そういう方に対してのものが入っていないように感じられるんですけれども、その点はどうなんでしょう。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

この計画の中で、移住・定住もしくは住みたい方がいらっしゃる場合どのような受入れをしていくのかというようなお質しと思っております。

こちらにつきましても、6月の定例会で一部答えている部分がございます。国見町に住みたいと思っても都市計画法上の制限がありまして、なかなか難しいと。しかし、この部分については、しっかりと対応していきたいと答弁しているという部分もございます。これによりまして、過疎計画におきましても移住を増やす、定住者を増やすというところで、リノベーション事業だったり、過疎地域の移住・定住を促すために、世話やき人事業もしくは生活環境整備において、藤田駅前の整備及び藤田地区の住宅の整備等も記載しているところがございます。ソフト事業では、東京ふるさと国見会等の事業を展開しまして、国見町のファンを増やしていくというようなソフト的な事業も記載しているところがございます。これらを実施することによって、結果的に移住・定住者増、人口増ということが望めるのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 最後の質問になります。

今、課長から答弁いただきまして、移住・定住ということになりますけれども、先

ほど宍戸議員からも提案がございました。つまり、こちらに住みたいという移住というよりもUターンしてきたけれども、言葉で言えばアパートがなかった、土地はあるんですけども土地に家を建てられなかったと。そして、最終的には、桑折町あるいは伊達市にアパートを借りた、あるいは家を建てたという事例がございます。

つまり、私たちが今この中で、過疎地域を脱却する考えをして、人口を増やしましょうというようにうたっているにもかかわらず、現実には、ここに魅力ある国見町に住みたいという人を手放しているこの現実には避けられない。この現実の基に関して、どのように変えていくのか。ただ土地を売ればいい、何よりアパートを造ればいいのかいということではないんですけども、そういうことも含めながら、人口を増やしながらプラスアルファ交流人口を増やしていく、そしてそこに夫婦ができ、そこに子どもができれば、教育のほうもだんだん増えてくるという一つのビジョンがあるとは思いますが、その辺に関して、最後に町長の言葉から聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

今、随分と例を挙げてお話をいただきましたけれども、その件については計画書の中に記載をしています。深くお読み取りいただきたいと思います。ご指摘をいただいた件、住みたくても住めない、土地がない、住む場所がない、そういったことで国見町から出ていってしまう人たち、あるいは戻ってこられない人たちがいるということは十分に承知しています。それに対応するためのこの計画です。十分にお読み取りいただきたいと思います。それが答弁です。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） この発展計画案ということで頂きました冊子の10ページになりますけれども、この計画の達成状況の評価に関する事項というふうな中で、外部有識者会議、国見町総合計画審議会を設立するというようなことが書いてあります。この外部有識者会議のメンバーですね、どういう方々が有識者会議の中に入ることになっているのでしょうか。例えば、外部の方として、国などの機関等も入るような仕組みになっているのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 12番浅野富男議員のご質問にお答えいたします。

10ページに記載があります達成の評価に関する事項の中の国見町総合計画審議会につきましては、第6次国見町総合計画の審議会ということになります。メンバーについては、計画書案の後ろに記載しております。資料編のほうに載っていますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 43ページ、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉、向上及び増進の中の2番目の（2）の計画が46ページに出てきます。実は、私この計画の審議委員になっておりまして、計画書に反対するものではなくて、賛成して認めておりますので、ただ、今回議会でございますから、もう少し詳しく説明を願いたいなと。

46ページに、計画の中に（2）認定こども園というのが出てきまして、くにみ学園整備事業というのが出てきます。そして、53ページには、学校教育関連施設の計画の中で、くにみ学園整備事業というのが出てきます。

よって、教育長に、くにみ学園構想そのものと、それからこの計画、それからこれが実現、達成するおおよその年度等が分かりましたら、現在分かる範囲内で結構でございますから、よろしく願います。というのは、53ページの計画の中に、小学校、中学校、給食センター、その他のクラブの施設までも整備していくというのは、今の学校を使わないで、あるいはそれを改築して新しくしていかなくちゃならないのか、その目標というか、大体こういうことなんだよということが分かったならば、学校教育課長とか次長よりも教育長がおりますので、教育長のほうから説明願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 13番八島議員のご質問にお答えをいたします。

過疎計画の中に記載のくにみ学園の整備事業あるいはくにみ学園整備構想の部分ですが、現在、検討しているという段階であります。今の検討の在り方というのは、子どもたちに将来を生き抜くための力をつけてもらうためには何が必要なんだろうかということから、議論をしています。

基本的には、この子どもたちがこういうふうに育ってほしいというところ、そのためにはこんな教育が必要だ、あるいはこんな機能が必要だということをしかりと立てて、それを建てるための部分についてはこれからという形になります。なので、現在の小学校あるいは中学校を新しく建て替えてしまうということになるのか、一部利用するのか、場所がどこになるのかということについても、整備構想の中で検討していくということで考えてございます。

さらに、整備の年度についてでありますけれども、これは従前の議会でお話をさせていただきましたが、令和9年あるいは令和10年ということ考えているということでご理解いただければと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 申し訳ございませんけれども、今回の計画は令和4年度から令和7年度までなんですよ、実は。とすれば、ここに載っている計画はあくまでも計画で、完成年度はまだ分からないと、いつまでやるんだとか何か分からないということなんでしょうか。

というのは、実は昨日の伊達市議会の質問の中でやはり出てきて、伊達市の答弁で

は、新入生は増えていると。新入生が増えた原因はほかからの転入なんだと、それで増えて、実際の中では減っているんだけども転入があったんだと。とすれば、国見町もその辺、今回4戸の子育て住宅が町長の報告で、今2戸入っていますけれども、あと2戸も入る予定だということですのでけれども、もう少し具体的というか、いわゆる子どもたちを育てるには国見町は最高な施設を誇っているし、給食費も全額負担しているような宣伝をして、増やす工夫はこの4年間というか、令和7年までにはもう少ししなくちゃならないんじゃないかと思ってはいるんですよ。このまま黙って見ていると減る一方なので、その辺を教育長はどう思っているんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをさせていただきます。

まず、先ほど私が申し上げた目指す年度については、令和9年あるいは令和10年ということで申し上げましたが、くにみ学園の基本構想を作成をしている途中であります。全体の流れを検討していくと、やはり令和9年度あるいは令和10年度ということになるのかなというのが、今のスケジュールということで理解をしてもらって構わないと思っています。

ただ、この過疎計画の部分については、県の計画に合わせるというところがあるので、令和4年度から令和7年度で一旦切っているというような事情がありますので、年度の部分については、あくまでもそのようなことで理解をいただければと思っています。

それから、実際に、くにみ学園基本構想で、子どもたちにより良い教育をとということで検討をさせてもらっていますが、その検討をやっていくにあたって出てくるのは、今の子どもたちだけで国見町の教育が完結するということになるのか、国見町の教育をしっかりとすることで、人を呼び込むことということもできるのかという議論は確かにあるかと思っています。ただ、大事なのは、今住んでいる今の子どもたち、あるいは将来の子どもたちに、しっかりと生きる力を育てあげることだと思っていますので、そこをしっかりと議論をしながら進めていきたいと。結果として、国見町の教育はいいなということで、移住してくれる方が増えていただければというところだと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 同じ内容なので、これで終わります。

今度は町長にお尋ねします。

人口減少、いわゆる持続的発展計画の令和7年度までに、何としても国見町の人口の減を最小限に抑えて、あるいは増やすような方法を考えなくちゃならないと。それをやっぱりこの計画の中で行うような形を取らないと、本当に人口減少が進んでしまうのかなと。とにかく一番は、私も審議会の中でも話してはいるんですけども、今いる国見町の子どもたちに、将来も国見町に戻ってきて生活したい、勤めも住宅は国

見町に置いて、勤めはここから通うみたいなの、そういったことを具体的に進めないと、とんでもないことになっていくのかなというようになります。

よって、そういった具体的な対応をもう少しこの計画に盛り込んでいかなければ、なかなか実現するのは大変なのかなと思っていますけれども、例えば福島市に通うのならその定期代、福島市に住まないで国見町に住んでもらって、その通勤費を補助するとか。そして、国見町から通ってもらって、国見町に住んでもらうと。いわゆる国見町の住民を減らさないような形の具体的な施策は、これからいろんな面で必要になってくると思うんですけれども、町長、一体どう思っていますか。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

今、一部、具体的なお話をいただきましたけれども、この令和4年度から令和7年度にかけての計画、この4年間で、令和4年度ももう半分終わっていますから、これから3年半で、実際に人を増やしていくのはかなり至難の業だと思っています。住む場所を造るにしても何にしても、1か月、2か月でできるものではありません。ただ、残された3年半の中で、そういった受入れ体制をしっかりとつくり上げる、これはハード的ところが主になってきますけれども、それをこの計画に沿って行ってきたいと思っています。

一昨日の一般質問の中でも、国見町のブランド化という話がありました。その中で、引地が答弁したことは、農産物だけではなくて、国見町のブランド力を上げるという意味で答弁をしています。そのための一つ一つの施策というのが、具体的な施策が過疎計画に入っているとご理解いただきたいと思います。

まだ、この場でははっきりと言えないところが歯がゆいところですが、この計画に沿ったいろんなシミュレーションをしています。端的に言えば、駅前の交通緩和、交通渋滞あるいは混雑の緩和、これに併せて、駅前の地区の再開発というのもありなのではないかと、今、考えているところですし、家が建てやすいというのは都市計画法上、市街化区域内ですから、未利用の土地があるのであれば、町が買い上げて、住宅を建てられるような環境を整備するというのも一つの考え方なのかなと思っています。

市街化調整区域に関しては、都市計画法上かなり厳しい制約があります。農業をやらないと家が建てられないとか、そういった国が決めている法律、これは過疎計画の中ではないかとも難しい。法律を変えてまでやれるような、そういった権限を町は持っていません。国の法律ですから。

ただ、市街化調整区域であっても農業委員会が随分と耕地の下限規制の緩和をしています。農地は今10アールですか、事務局長。下限面積は10アールですか。

（「そうです」の声あり）

町長（引地 真君） 農家要件として、今、国見町農業委員会が定めているのは、10アールの農地を持てば農家と認めるといった規制の緩和をしています。であれば、趣味的なところで農業をやりながら空き家をうまく使うとか、そういった対応の仕方も柔軟にできるのかと思っています。

あとは、教育長が答弁しましたけれども、まず子どもの教育をしっかりやると。今、国見町に暮らしている子どもたちの教育をしっかりやるということで、教育は東京ではない、国見町だと思ってもらえるような、そういったブランディングをしていく。そういった施策で、国見町に子育て世代を呼び込むと。その上で住む場所もしっかりと町が整備するといった複合的な対応をしていかないと、議員おっしゃったように、成果はなかなか見えてこない。

ただ、冒頭にもお話をしましたけれども、あと3年半で本当に人口を増やせるのかといったところでは、かなり厳しいものがある。しかし、この3年半の間でその環境をしっかりとつくり上げる。それ以降に人をどんどん呼び込むという、そういった継続的なことを始めないと厳しいかなと思っています。後ろ向きなことではなくて、次につなげるための3年半だにご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 議案第47号について討論を行います。

本議案は過疎指定を受けたことにより、作成が必須とされる計画案であります。今、過疎地指定は国内の多くの地域で起きております。農村部のある自治体ほど、その割合が高いものとなっています。その根底にあるものは、都市部への一極集中の影響によって、少子化・高齢化による人口減少が進められてきたことによるものです。このことは、一つの自治体として解決できることでもなく、自治体に責任を負わせることでもありません。少子化・高齢化、都市部への一極集中などを改めるには政策の転換が必要であり、国が責任を持って行うべきことであります。

本計画案について、私は、町としての運営の自主性が損なわれる方向にあるのではと受け止められる部分もあります。このことは、住民への行政サービスが削られるということにつながると思います。このようなことはあってはならないことであり、容認されることではありません。しかし、今後、過疎地としての自治体にはどうしても必要な計画とされていることから賛成を表明するものであります。

以上です。

議長（東海林一樹君） そのほか討論ありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第47号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第48号 国見町教育支援センター条例

議長（東海林一樹君） 日程第6、議案第48号「国見町教育支援センター条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） 議案第48号、国見町教育支援センター条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） ただいまの説明で大賛成なんですよ、実は、この条例制定には、遅きに失したくらいだと思います。

それで、公布の日から施行すると、施行日がまだ決まっておりません。大体いつ頃、細目が決まって施行できるんでしょうか、お伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 学校教育課長。

学校教育課長（大勝晴美君） 13番八島議員のご質問にお答えいたします。

施行については、本日議決をいただいた日に公布し、施行日とするものです。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第48号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第49号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長（東海林一樹君） 日程第7、議案第49号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第49号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す

る条例についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第49号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第50号 国見町税特別措置条例の一部を改正する条例

議長(東海林一樹君) 日程第8、議案第50号「国見町税特別措置条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

税務課長。

税務課長(佐藤光男君) 議案第50号、国見町税特別措置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第50号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 11時まで休議いたします。

(午前10時52分)

◇

◇

◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午前 11 時 00 分）

◇

◇

◇

◇議案第 5 1 号 令和 4 年度国見町一般会計補正予算（第 3 号）

議長（東海林一樹君） 日程第 9、議案第 5 1 号「令和 4 年度国見町一般会計補正予算（第 3 号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第 5 1 号、令和 4 年度国見町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

松浦常雄君。

1 1 番（松浦常雄君） 1 6 ページの下のほうなんですけど、委託料、防災関連車両研究開発とありますが、これをもう少し具体的に説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 1 1 番松浦議員のご質問にお答えいたします。

この防災関連車両研究開発費 4 億 3 2 1 0 万円につきましては、防災関連の車両、具体的には救急車ということになるんですけども、その開発、研究及び製造、実証事業を防災力向上、新産業創出を目指して実施する委託料となっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

1 1 番（松浦常雄君） 2 3 ページの上のほうの説明の欄です。

果樹ひょう害対策緊急支援事業とありますが、具体的にはどのような支援をするのか説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

2 3 ページの上段に果樹ひょう害対策緊急支援事業を記載してございますが、こちらにつきましては、今年 6 月 2 日と 3 日に国見町内の一部でひょう被害が発生したことで、農作物に傷がつくなどの被害があったことから 1 0 アール当たり 1 万 9 0 0 0 円の補助金を支出する県の補助事業に取り組むものでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 1 7 ページなんですけれども、1 7 ページの戸籍住民基本台帳費、この中で委託料 1 2 でコンビニの交付導入業務として 8 0 0 万円ちょっとかかっている

るんですけれども、この間の説明でも4月から導入するということがあったんですけれども、コンビニは藤田に4、5軒あると思うんですけれども、それを全部に対処するのか、1つでこんなにかかるのかという疑問なんですけれども、その辺をよろしくお願いします。

これは1年限りかそれとも通年を通してかということも含めて。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

このコンビニ交付に係る経費につきましては、実は、自治体基盤クラウドシステムというのが全国の公共団体で管理しているのがございまして、そこに国見町も入っております、その中にコンビニ交付用の連携システムというのがございます。

そこに国見町の今の住基情報についてそのコンビニ交付のところに連携することによってコンビニ交付が進められるという形になりますので、その経費が今年度導入経費として今回補正をお願いしています806万3000円です。

そのコンビニ交付、自治体基盤クラウドシステムの持っているコンビニ交付については、コンビニ等との連携により、コンビニのキオスク端末から発行できるようになり、国見町でコンビニが現在、4店ほどあるかと思えますけれども、そのコンビニにあります端末機で発行できるようになるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） そうしますと、今、800万円ちょっと。こういう数字なんですけれども、今、ちょっとお話ししたように、これは初期投資として八百幾ら。そして、あと、毎年に幾らかかるのか。それから、もう一つについて、これ続けてになっちゃうので大変申し訳ないんですけれども、国見町で今、多分印鑑証明書とか住民票とか何通というか何種類をコンビニで出すのを目的としているか、ちょっとお知らせいただきたい。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

ここで掲げております委託料のコンビニ導入経費の806万3000円は初期投資でございます。

そのほかに、この自治体クラウドシステムの中に、国見町の分を設ける関係での連携ということで月額10万円ほどがかかりますので、これからランニングコストとしては年間130万円ほどの経費がかかるということをまずお伝えしておきたいと思えます。

さらには、交付に関してコンビニ事業者への委託手数料、それから、この自治体クラウドシステムに払う手数料のほうの関係がございましてそれが全部で297円かかります、1通の発行について。

今回のコンビニの導入については住民票、それから、印鑑証明、その2通について発行できるよう進めるということでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） といいますと、今、国見町の住民防災課で今、その2通りを発行しているんですけども、年間大体何ぼくらいの収入があるんですか、これで。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 現在、令和3年の決算概要がある程度出てきておりまして、住民基本台帳の手数料の関係で令和3年度については98万円ほど。さらには、印鑑証明等の発行について71万円ほど令和3年歳入が計上されているところでございます。

議長（東海林一樹君） 同じ質問ですか。3回になりますけれども。

5番（山崎健吉君） 関連質問で。

議長（東海林一樹君） はい。

5番（山崎健吉君） 結果的に、今の業務委託というかコンビニを通すと今ここで実際職員の方がやっているよりも経費が相当持ち出しになるというようになるんですけども、その辺の考え方というのはどう整理しているんですか。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） ご指摘のとおり手数料の関係が減額されるということでございますし、さらには月額の毎年の経常的な経費がかかるということでございますが、あくまでも住民サービスの向上だと、そういうことでぜひこのコンビニ交付について進めさせていただきたいと考えております。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） ページは12ページになります。

17款の寄附金。企画調整課長にお尋ねいたします。

17款の寄附金、2目の指定寄附金ということで、節には企業版ふるさと応援寄附金ということで7500万円の補正増となりますけれども、この7500万円の補正増になった根拠は何があったのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 10番渡辺議員のご質問にお答えいたします。

この指定寄附金、いわゆる企業版ふるさと応援寄附金につきましては、2社から7500万円の寄附があったところでございます。なお、内訳や企業名につきましては、企業の希望により公開を控えてほしいということでございましたので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今の課長の説明では、一応予算が決めてあった補正前では、7500万円増えたということは、今の2社が新たに追加したということの考えでよろしいですか。

では、続けてよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 別の質問ですか。

10番（渡辺勝弘君） はい、別の質問です。

議長（東海林一樹君） どうぞ。

10番（渡辺勝弘君） 同じく企画調整課長にお尋ねいたします。

先ほど松浦議員から16ページ、12節の委託料ということで防災関連車両研究開発ということで4億3210万円ということで内容を聞いたんですけども、その中身についてはちょっと分かりづらかったんですけども、もうちょっと詳細に教えていただけないでしょうか。お願いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

この企画費における委託料、防災関連車両研究開発につきましては、まず、防災関連の車両ということで救急車を開発するというところで先ほど答弁させていただきました。

まず、なぜ救急車なのかというところでございますが、救急車につきましては、直接生命に関わる重要な車両ということで考えております。

また、長年この救急車の仕様については変更が加えられてございませんので、時代に合った救急車の開発ということが非常に重要であると考えまして、この救急車の開発を、そして寄附をした企業の考えです。それらに基づきまして、今回委託料として計上させていただいたということになります。

この緊急車両を開発することによって、町では、まず防災力の向上のための車両の開発と新産業の創出というものを図りたいと併せて考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 今、課長から救急車両の開発ということなんですけれども、この救急車両を開発することに関してはいいんですけれども、救急車両というものはそもそも自治体で所有するもの、申し訳ないですけれども、自治体で所有するためにその開発をお願いするのか、この開発をしたことを誰かに情報を送るのか、何かここから見ると国見町で車両を買ってその開発のためにこういうものがあったほうがいいねこういうのやったほうがいいねという形のものなのか、ちょっと意味が分からない。

ただ、開発するということで開発した後はどう使うのか、どう町民に対してその開発したものを4億3200万円というお金を使って開発した後はどう利用するのか、ちょっと明確に教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

この救急車、開発した後どうするのかというようなお話しと思います。

まず、この救急車につきましては、現在10台程度の開発、研究、製造を予定しております。加えまして、その活用方法につきましてでございますけれども、近隣また

は県外での自治体及び消防組合等にリースを現在検討しているというところでございます。

現在、伊達消防組合等に聞き取り調査等を行っているというような状況でございます。

それによりまして、新しい産業といいますかさらなる開発を目指して実証を加えながら、この緊急車両が本当に役に立つのかどうかということも踏まえて、考えながら開発を進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） すみません、同じ質問で申し訳ないですが、渡辺議員と内容が同じなんですけれども、ちょっとまだ中身が分からないんですが、救急車両で億もかかるんですか。何台買うんでしょう。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 1 番蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

先ほど申しましたとおり、救急車の製造につきましては10台を見込んでいるというところでございます。

金額ですけれども、救急車は大体相場で言いますと3000万円から5000万円ということになりますので、10台程度ということになっております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） 高額なものなんだろうけれども、ちょっと一つ私、分からないんで聞きたいんですが、この委託料、項目、防災関連車両研究開発というのは当初予算では項目すらなかったと思うんですが、途中から出てきた計画に4億も使うんですか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

まず、企業版ふるさと納税寄附金の経過についてご説明いたしますと、令和4年の2月に企業より3億5700万円の最初寄附があったというところでございます。今回、令和4年7月末、8月末にそれぞれ寄附がございまして、合計で2社から7500万円ということになりまして、合計で4億3200万円というような数字になったというところでございます。

それで、この企業から寄附を受けたというところでございますが、町としては防災力の向上に向けて、いわゆる企業と官民コンソーシアムの契約を結んでおります。また、株式会社ワンテーブルと包括連携協定、防災に係る包括連携協定を結んでいるというところでございます。防災力を高めるというような事業を令和3年度は取り組んでいるというところございまして、今回企業から寄附があつて緊急車両の開発というような流れになったというところでございます。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 同じく関連なんですけれども、この救急車の話、先ほどから聞いていました。

そうすると、この消防組合にリースするという答弁がちょっと一言あったんですけれども、消防組合それぞれに救急車の年次更新とかやっていると思うんですけれども、そういったこととの関連では、ここに町として研究開発するというようなことについては、いわゆる消防組合と町との関係はどういうことになるんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 伊達管内におきまして、いわゆる消防署というものが5か所あるというところで伺っております。

それで、各消防署に2台ぐらいずつ救急車があるということでございますので、10台程度あるのかなというふうに考えているところでございます。

現在、消防組合につきましては、協議中ということになるんですけれども、町としては直接リース業とかそういうものをやるのではなくて、関連会社、リースを行う会社等をお願いして町が所有となる救急車につきまして各消防組合に使っていただくというものを考えているというところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） いいですか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） そうしますと、今、現在、伊達消防組合あって、先ほど言いましたけれども、救急車については年次の更新を計画的にやっているというふうに思うんですけれども、そうしますと、消防組合はこの救急車についてはもうそういった計画は立てないという形で進んでいくことになるんですか。

何かいまいち分からないところがあるんですけれども。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

住民防災課として、すみません、その点について消防組合と十分に協議しておりませんので答弁は控えさせていただきたいと思います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） 私のほうから答弁させていただきますが、今回の事業については、伊達地方消防組合に限った事業ということではございません。

全国各地の消防組合で、町が開発した緊急車両をリースしたいということであればそちらにお貸しをするということで、伊達地方消防組合でも更新計画に基づいて更新する際にマッチングすれば当然それを貸し出すということもあろうかと思えますし、それと消防組合に限らず例えば病院とかでも緊急車両を持っていますので、そういうところへのリースなども想定をしているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） よろしいですか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 副町長、今、お尋ねしたい。今の車両のことなんですけれども、消防組合のほうには、これから話を持っていくということなんですか。それとも、事前にある程度こういうものを開発しているのです。そういう更新の車両があったらお貸しますよというような打診を既にそれなりのことは話はしてあるということ。理解してよろしいんですか。

というのは、消防組合議会のほうでは一切そういう話は1回も出ておりません。そして、そういう形のもの全然ないところに既にこちらではこうなっているんだとなってくると、組合議会のほうと何か連携していないのではないかなという感じに見受けられるんですけれども、その辺について不明点ですからちょっとお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） お答えします。

今回、町のほうで開発する車両を伊達地方消防組合でリースをすると決まっているわけでもございませんし、その事前というんですか、例えば年次更新計画もこちらとしては詳細に把握してございませんので、例えば町で開発した場合に、消防組合で採用をする余地があるのかというそういう意見交換というのですかね、そういう段階です。まだ、消防組合の議会にお話しするか管理会で議論をするかという段階ではないとご理解いただいてよろしいかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） すみません、財政担当課長として知り得ている情報ですが、西分署の建て替えの件もありまして、今持っている救急車についてはなるべく長寿命化にしているというお話は聞いています。

なので、本当は更新したいんですけども更新できない状況もあるやには聞いています。買取にするのかリースにするのか、その辺の部分については管理者会なり議会の皆様とご相談しながら、先ほど副町長が言ったとおり伊達消防だけではなくて福島消防もありますし全国にいっぱい消防署あるので、その中でマッチングしたところに貸すということ。いいかなと考えております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質問。

宍戸君。

3番（宍戸武志君） もう一度お聞きするんですけれども、この防災関連車両研究開発、この件なんですけれども、企業版ふるさと納税とリンクしているんですか、これ。

ここで納税するから、こういう開発をしてほしいという形で引き受けたと。それをリースでお貸しするというようなスキームになっているんですか。そうすると、リースでお貸しするというのは、では、普通はリース会社ですとリース料取りますよね。それはきちっと取るという前提でいいんですか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 3番宍戸議員のご質問にお答えいたします。

もちろんリースということになりますので、リース料を取るということになりますけれども、それらについては、町は研究開発目的ということでなりますので町に直接お金が入るということでは今のところないということでご理解いただければと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸君。

3番（宍戸武志君） それでは、そのリース料というのはどこに入るんですか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

このリースをやるということになりますと、最初にお金をたくさん取るということはないですけれども、基本的にはこの民間業者がリース業のお金を回収というかもらいまして、これは維持管理費に充当する、そちらのほうの金額に回るというようなことでスキームと考えているというところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 宍戸君。

3番（宍戸武志君） そうするとこの防災関連車両研究開発を何でこの国見町が。メリットないですね。やるメリットというのはあるんですか、これ。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） まず、このメリットといいますか、この緊急車両の開発をすることによって町としては防災力の向上ということも一応目指しているということでございます。

また、関連事業でいわゆる救急車の製造、リース業をすることで新しい産業が生まれるというふうに思っているところでございます。また、それに付随するいろいろな産業について町で根づくような形になればと考えるところでございます。

また、緊急車両の使用で得たノウハウもしくは、このやり方といいますかそういうものについて研究を、町にもそういうノウハウについては提供いただけるということで考えておりましたので、そういった面でいわゆるメリットがあるのかなと考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

村上君。

7番（村上 一君） 話を変えて、23ページの農林水産費の中で、補助金というようなことで新規就農者育成総合対策ということで208万8000円ですか、計上されているんですけれども、この内容について伺いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 村上議員のご質問にお答えします。

予算書の23ページ。新規就農者育成総合対策事業として208万8000円の補正増をお願いしてございます。中身としましては、当初予算で1500万円の予算をご議決いただいております。それを進めていく中で、今年度のこの補助金の該当者の総額が1708万8000円になる見込みなものですから、その差額の208万8000円を予算計上したものでございます。

具体的な1708万8000円の内訳として、新規就農者に対する年間150万円の国からの補助金の該当者を今年度5人で想定してございます。これで750万円。それから、2つ目として、機械補助。こちらの補助に該当する方が2名交付決定をいただいたこととなりますので、その機械補助の合計が958万8000円となりますので、この合計が1708万8000円で差額分を今回計上させていただいたところ です。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） しつこいようで申し訳ありません、商売柄。最初3000万円から4000万円、先ほどのことなんですけれども、購入というふうに捉えたので納得したんですが。

すみません、というのは、例えば国見町が委託業者につくらせました、車両ができました、その代金というのは業者に払います。リースということはリース会社に売ります形になります、普通は。そのリース会社は買って、リース料を算出して例えば消防組合のほうで使うという形になる。だから、普通つくらせた金額でそのままリース会社に売ったならば費用はかからないはずなんです。実際リース料を払うのは使う方だってあれば、リース料は国見町が負担をするのであればまた違ってくると思うんですけれども、その辺いかがでしょう。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

まず、この救急車につきましては所有は町が所有ということになります。町が所有した緊急車両を全国にリース等をする場合、町が直接するのではなくてこの車両を管理している会社に町からお願いしてリース業をやっていただくというような形になります。

その上がった収益については、維持管理等に充てるというような形になります。また、その一部、研究開発とかの成果については、町に提供するというような形で今、考えているところです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） リースの仕組みというのは、所有者は国見町になると言っていましたけれども、普通、リース会社が所有権を持つんです。リスクありますから。なので、その委託業者がリースを請け負った場合、リースを請け負った業者というのは、リスクまともに食らうんです。つぶれることはないから、大丈夫なんだろうけれども、

普通はそういうことをやらないんですが、そういうのを受けてくれる業者というのはあるんですか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、リースの仕組みにつきましては、民間のノウハウについてはお話しいただいたとおりだというふうに思っております。

それで、今回のいわゆるリースにつきましては1社を予定しています。リース業を請け負っていただけると、やってもいいよというような会社が、打診されているというか、そういう目星のついているところがあるというところで、そういうノウハウでやることはできるということで一応了解を得ているというところがございます。

まだ確定事項ではないんですけれども、こういうスキームであればやってもいいだろうという会社があるというところでお答えさせていただきます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） では、そういう仕組みでやるということでしょうけれども、先ほど話しましたときに国見町で作らせた金額は払います。リース業者はただ単に車のリース料だけ払うのか、どういう仕組みですか。

普通はその車を売ってその車の代金で払うはずなんですけれども、先ほど言ったように国見町として払う必要なくなる、この予算は必要なくなるのではないかと思うんですけれども、違うんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、この委託料につきましては、企業に緊急車両をいわゆる救急車をつくっていただくというのがあります。それは、町が契約したことになりますので町の所有ということになります。

それで、この救急車を全国に広めるためにどのような形でやろうかといった場合そこに企業が入ってお願いをするというような形になっています。

それで、その企業につきましては、貸した場合に上がってくるリース料を維持管理、手数料等に充てていただきたいというような形をお願いをしているということになっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

小林君。

6番（小林聖治君） 今の3番議員と1番議員の関連なんですけれども、今ほど課長の答弁によると、リース業者というのは、私専門ではないんで分からないんですけれども、簡単に考えると何かリース業者が維持費を払うだけで丸もうけになってしまうのではないかと思うのですが、国見町では何かリスクだけが残るようなイメージなんですけど、

その辺は。もう一回課長、説明いただけますか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 6番小林議員のご質問にお答えいたします。

先ほど申しましたとおりなんですけれども、まず、国見町と契約を結んで救急車をつくるというところ、それはあくまでも町の所有ということになります。

事業者に対して実証研究を名目として無償貸与すると。これを使って実証実験をしてくださいと、本当にこの車両でいいんでしょうかと、改良点があればまた改良しますよというようなことでお願いすると。そのパートナーシップを結んだいわゆる企業は、実証実験とこの救急車の需要を見込むために各自治体、各団体にいわゆる貸付け、いわゆるリース的なものをやると。そして、そこから利用料をいただくと。

その利用料は町が無料で貸与し、その事業所がお金が入ってくるということで、町としては、そのノウハウいわゆる救急車両の本当にこれが市場にマッチしているのかとか、使用勝手はどうなのかというようなものを町に集約しまして新たな研究開発費、新たな研究をやる場合についてその資料として備蓄して今後展開させる。

そこに新たな新産業が生まれるような形になればというようなことで今、考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） これまでの議論を整理させてください。

もともとこの事業は、官民コンソーシアムという事業の関連の一つなんです。この官民コンソーシアム事業は、民間企業と町と一緒にいろんなことに取り組む事業で、町にすればまちづくりに役立てましょうということなんです。

13社の企業がこの官民コンソーシアムに入っています。その中で、資金を持っている企業は、国見町に企業版ふるさと納税をします。一方、資金はないけれども技術がある企業は、国見町に納税されたふるさと納税を原資に、技術革新を進め、自立するという流れを作ります。今回の件は、コンソーシアムに関係する企業の1社から、企業版ふるさと納税がありました。その後、よそにはない高規格の救急車を開発している防災関係の企業から、国見町に寄附された企業版ふるさと納税を原資にしたいので活用させてほしいと申し出がありました。申し出をしたのは、福島県内に事業所を持つ企業です。

国見町は、申し出のあった企業に企業版ふるさと納税を原資に資金を提供する、委託料として支出することにしました。

国見町のメリットは何かということですが、お金がどうのこうのと随分、企画調整課長は答弁に四苦八苦していますが、町は寄附された企業版ふるさと納税を公金として処理をする、支出の際はしっかりとチェックすることは当然ですが、この事業で国見町にいくら入ってくるかといったことではなく、国見町が一番欲しいのは、官民コンソーシアムに参加した13社と連携して、高い技術力を持った様々な分野の企業を町が仲立ちして結びつける。その結果、製品が完成し、評判が上がれば、その製品開

発には企業版ふるさと納税を国見町が活用して支援したと、国見町が関わっていると全国にアピールすること、これが国見町にとって官民コンソーシアムという事業の一番の目的なんだと思います。国見町が一番欲しいのは、企業と連携して国見町を宣伝する、国見町の名前を広めること、ネームバリューを上げることです。これが一番のメリットです。国見町と企業が一緒に開発した製品ですよという名前の打ち出しが欲しいのです。官民コンソーシアム事業というのは、かなり面白い事業なんだろうなと思います。

7月だったでしょうか、プロトタイプの救急車を見たんですが、通常の救急車よりも車内での作業がしやすい、装備もグレードアップしたものを入れ込んでいるのを見ています。

国見町は営業をしません。しませんが、この救急車は国見町と企業が一緒に開発したものですよ、ということ企業にアピールしてもらって国見の名前を広めることが、この事業の目的だということを理解いただかないと、議論は平行線のままなんだろうと思います。よろしくお願いします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑。

小林君。

6番（小林聖治君） 今の町長の説明で私は理解したつもりでございます。

それで、次の別な質問なんですけれどもよろしいですか。

議長（東海林一樹君） 別の質問なら出してください。

6番（小林聖治君） 23ページの6款農林水産業費の6目の農地費の14節1523万6000円の施設修繕工事というのがあるんですが、これ大枝排水機の修繕工事の件なんですけれども、そのどこをどういうふうに修繕するのか詳しくちょっと教えてくださいませんか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 小林議員のご質問にお答えします。

予算書23ページ、工事請負費で施設修繕工事として1523万6000円計上してございます。内容につきましては、小林議員ご指摘のとおり大枝排水機場のポンプ修繕工事になります。大枝の排水機場には合計でポンプが4基あります。その4基のうち2基が今年度に故障しまして、その2基故障したうちの1基は既存予算の中で何とか応急復旧工事を行って、今現在、4基のうち3基が動く状態になっていますが、壊れたままの1基分について緊急の修繕工事が必要で今回補正予算をお願いしているところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第51号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第52号 令和4年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第10、議案第52号「令和4年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 議案第52号、令和4年度国見町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから議案第52号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第53号 令和4年度国見町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議長(東海林一樹君) 日程第11、議案第53号「令和4年度国見町介護保険特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長(黒田典子君) 議案第53号、令和4年度国見町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第12、同意2号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 同意第2号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、同意第2号は原案に同意することに決定しました。

◇

◇

◇

◇諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（東海林一樹君） 日程第13、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題といたします。

書記に議案を朗読させます。朗読。

（書記 諮問第1号を朗読）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから諮問第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案はこれを適任とすることに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、諮問第1号は適任とすることに決しました。

◇

◇

◇

◇散会の宣告

議長（東海林一樹君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

午後1時より議案調査会現地調査を行いますので、玄関前にご参集願います。

9月12日は、午前9時より委員会室にて議案調査会を行います。

9月16日は、午前9時より議会運営委員会を、午前9時15分より全員協議会をそれぞれ委員会室で開催しますので、ご参集願います。午前10時から本会議を開きます。

これで本日の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前11時58分)

第 4 日

令和4年第3回国見町議会定例会議事日程（第4号）

令和4年9月16日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 認定第 1号 令和3年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第 2号 令和3年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 3号 令和3年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 4号 令和3年度国見町石母田財産区一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 5号 令和3年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6号 令和3年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7号 令和3年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8号 令和3年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 9号 令和3年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第10号 令和3年度国見町湧水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第11号 令和3年度国見町水道事業会計決算認定について
- 第12 議案第54号 令和3年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について
- 第13 委員長報告
陳情第27号 シルバー人材センターに対する支援について意見書の提出を求める陳情

（追加日程）

- 第14 発議第 5号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書
- 第15 議員の派遣について
- 第16 常任委員会の所管事務調査について

・出席議員（10名）

1番 蒲倉 孝君	3番 宍戸武志君	4番 （欠番）
5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君	7番 村上 一君
9番 （欠番）	10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君
12番 浅野富男君	13番 八島博正君	14番 東海林一樹君

・欠席議員（2名）

2番 八巻喜治郎君	8番 佐藤定男君
-----------	----------

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	福 祉 課 長	黒田典子君
産業振興課長	佐藤智昭君	農 業 委 員 会 長	実沢隆之君
建 設 課 長	村上幸平君	事 務 局 長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会 計 課 長	阿部善徳君	上 下 水 道 課 長	東海林八重子君
学校教育課長	大勝晴美君	教 育 次 長	佐藤温史君
生涯学習課長	小野笑子君	幼 児 教 育 課 長	農 業 委 員 会 会 長
代表監査委員	佐藤徳正君		渋 谷 福 重 君

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	澁谷康弘君	書 長	記 中條伸喜君
書 記	榊 英則君	書 記	八島 章君
書 記	石澤 廣君		

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

議長（東海林一樹君） 本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、ほけん課長より忌引のため本日の会議を欠席をする旨届出がありましたので、ご報告いたします。

◇

◇

◇

◇認定第1号 令和3年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第1、認定第1号「令和3年度国見町一般会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定については、町長提案理由の説明に際し、令和3年度個別の主要施策の成果として資料が配付されておりますので、質疑に先立ちましての説明は省略いたします。

おはかりいたします。

本認定に限り、歳入と歳出を区分し、歳入については全般に、歳出については款の順序に従って一問一答方式により質疑を行い、最後に全般的な質疑をいたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

なお、質疑にあたっては、議席番号、質疑事項のページ及び答弁者を告げて、1件ずつ質問されますようお願いいたします。

それでは、初めに、歳入について質疑を行います。

歳入については、第1款の町税から第21款町債までであります。質疑ありませんか。

蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） 歳入の17款、総務課長にお伺いいたします。

ページ数でいきますと21ページ。

1項2目2節ふるさと国見応援寄附金、ふるさと納税ですが、6月議会でも質問し、報告については長の専権事項のため必要ないとの答弁をいただいておりますが、今回実績が確定して令和2年度対比で見ますと57.8%という結果になっております。

これを踏まえまして、現在の対策、チェック法というのをお聞かせ願いたいと思いません。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

詳細につきましては、6月議会でも述べたとおりですが、その後の対策といたしましては、既契約の委託業者に対してそのような齟齬のないように対策を進めることを

確認した上で、本年度につきましては、各ホームページ等に載せる条件も日々確認をしておりますし、最終的には前にも申し上げておりますが、12月が一番、適切かどうか分かりませんが書き入れどきとなりますから、そこに向けてきちっとした対策を進めてまいりたいと考えております。

現状で申しますと、昨年よりは順調に伸びている状況、取りあえずエアウィーブさんについても順調に伸びている状況ということになっておりますので、そこを注視しながら年末に向けて頑張りたいと考えております。

以上答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、歳入については質疑を終わります。

続いて、歳出について質疑を行います。

初めに、1款議会費について、28ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、2款総務費について、28ページから44ページです。

質疑ありませんか。

蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） すみません、4点ほどございます。

2款のページ数で言いますと34ページ。

1項6目10節防犯活動事業、安全施設台帳管理システム更新という項目がありますが、事業全体では当初予算743万4000円、最終予算が1487万円と倍になっておりますが、申し訳ございませんが再度この補正予算はどういう内容で行われたかお聞きしたいと思いますよろしくお願いします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

防犯活動につきまして、まず、安全施設のシステムの更新ということで約500万円につきまして12月補正で計上させていただきました。このシステムにつきましては、ガードレールですとか防火水槽、カーブミラー等の管理するシステムでございますけれども、これにつきましては、経年でOS等のほうの更新もあったために大幅な更新経費を計上させていただいたということです。

なお、この項目におきましては、9月補正で防犯との増設の関係、カーブミラーなどの増設もしまして当初予算743万4000円から1418万円ほどの倍の増額となった次第でございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） ありがとうございます。

次の質問です。

企画調整課長にお伺いたします。

ページ数で言いますと36ページ。1項8目12節に新産業プロジェクト官民コンソーシアム構想です。補正予算にて4000万円から2000万円に減額になっておりますが、実際この事業の内容についてお伺いたします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 1番、蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

官民コンソーシアム事業につきましては、いわゆる平成26年度から始めました地域創生事業ということで、町では様々な事業に取り組んできたということでございます。

令和3年度より地方創生推進交付金を利用しまして町が直面する、例えば人口減少であり雇用産業の問題、農業振興等に対応するために多種多様な民間業者と連携によりコンソーシアムを13社とともに立ち上げたというような中身になっております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 分かりました。

では、この2000万円というお金、どういうふうな流れで誰に流れているのかお聞きしたいと思うんですが。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

令和3年度につきましては2000万円の支出ということですが、まず、この事業費の中身につきましては、1点目につきましては、まず、国見町に新産業を創出するために戦略の検討及びスキームの確立というようなことで、いわゆるコンサルタント料という部分がございます。

まず2点目としまして、コンソーシアムの設立に必要な企業の選定及び調査、そして、具体的な交渉、打診等になっております。プレゼン等も行っているということでございます。全国の70社余りの個人、もしくは企業に参加の呼びかけを行って交渉を行っているところ、それに係る人件費と交通費ということでございます。

また、3点目につきましては、コンソーシアム設立に達する運営費ということになっております。専属のスタッフおります。また、ホームページ等の作成も行っているということで、この3点に主な経費がかかったということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） それを踏まえてちょっとホームページを確認を取って見たらば、町長、素晴らしいホームページにアップされて、町長の写真も載っていらっしゃいましたけれども、ここに「力を貸してください。そして一緒に楽しみましょう」というコメントも入っていらっしゃるの、こういうの、申し訳ありませんがこういうことをやっているよというのを随時報告いただくことは、町長、可能でしょうか。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、このコンソーシアム事業、今もう現在走っております。事業を行っているというところがございます。

それで、内容につきましては、議員懇談会や報告等の会議等がありましたとか、あとはホームページ等で随時情報発信については行っていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） では、次の、住民防災課長にお伺いいたします。

ページで 37 ページ。

2 款の 1 項 8 目 18 節地域公共交通支援事業生活バス路線維持補助金なのですが、当初予算にはなかったようですが、これはどのような経緯で福島交通に補填することになったのかお伺いいたします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

福島交通で生活路線バス、現在のところ藤田線 1 路線開設しておりますけれども、その営業をする上でどうしても赤字が出るというふうなことでございますので、その補填について、福島市、伊達市、桑折町、国見町で補填しているというのがこの内容でございます。

令和 3 年当初につきましては、令和 2 年度において実際のところ災害関係の補助等がありまして少ない金額だったものですから 50 万円だけ当初予算で計上させていただきました。その後、本事業につきまして補助等の関係がなくなった関係もありまして、令和 3 年度におきましてはその補填分について 537 万円ほどの金額が必要となった関係で 3 月補正において計上させていただきましたと執行させていただいたというふうなところではございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） 分かりました。

最後の質問です。企画調整課長、お伺いいたします。

ページ数は 39 ページ。

2 款 1 項 10 目 12 節歴史公園推進事業。あつかし千年公園なのですが、施設管理で 180 万円ほど決算で出ております。議案調査会で現地調査をさせていただいたときに、すみません、おトイレお借りしましたが、行ってみたところちょっと清掃しているようには感じなかったんですが、180 万円もの支出をしているのでこの清掃の頻度というんですか、そういったものをお聞かせ願いたいと思うんですが。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） お答えいたします。

まず、この委託事業につきましては、一般社団法人の二重堀サポートネットワークに

公園の管理をお願いしています。中身につきましては、いわゆるトイレの管理及び公園内の草等の維持、管理ということになっております。また、ハスの育成、管理についてもお願いしているというような中身になっております。

それで、トイレの清掃に関してはいわゆるお祭りの期間、ハスが咲いている期間についてはほぼ毎日見回りをお願いをしているということでございます。7月にハス祭りのお祭りが終わりました、今回8月より週2回程度の巡回をお願いしているというところでございますが、使用頻度等によりまして若干汚れた部分はあったのかなというふうに思いますので、それらについては適時対応していきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） というのは、感じなかったというのは今の時期だと虫すごいです。ですので、男性はよっぽどいいんでしょうけれども女性が使用する場合に虫がすごい感じがしたので、利用頻度もあると思いますけれども、ぜひ清掃のほう徹底的にしていきたいと思います。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

松浦常雄君。

1 1 番（松浦常雄君） 決算書の39ページ。

10項目11節委託料の右端の上から3番目くらいに情報発信業務委託とあります。297万円の支出がありますが、これ個別の施策を見ますと音旅を作成をしたということですが、国見町の歴史的に有名なところを音声化したということだと思えますけれども、どのように活用しているのか説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

まず、この事業につきましては、音旅事業ということでご集印帳を、今から五年六年ぐらい前にご集印帳のほうをつくったものをリニューアルいたしまして、QRコードを読み取ると全国どこにいても国見町の歴史的遺産や史跡の解説、また、その状況が浮かぶような音とかそういうもので国見町に興味を持っていただくというそういう事業になっております。

それで、活用につきましては、まずこの1,000部つくらせていただきまして、一番分かりやすい例で言いますと歴史ウォーク、今回ございました。歴史ウォーク参加者の皆様に全て配付しまして、実際に見ていただいて聞いていただくというように事業を行っております。

また、町外向けにつきましては、いわゆるアンテナショップ等、県のアンテナショップ等でございます。また、ふるさと回帰センターでもございます。そういうところに発行部数の多めに送付いたしまして、国見町に興味を持っていただくというように、取組を行ったというところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 住民防災課長にお尋ねいたします。

主要な施策であれば39ページなんですけれども、MaaS事業、こちらは藤田総合病院のデマンド実証実験ということになっておるんですけれども、今回のやつでは1200万円ぐらいになっておりますけれども、昨年もやっておりますけれども、この実証実験について総金額、2か年だと思っておりますけれども総トータルでどのぐらいの経費をかけているのかちょっとお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

令和2年度の決算におきますと、各使用料、それから、委託料含めまして1120万円ほどの金額が出ております。

令和3年度においては1104万2000円でございますので、2225万円ほどになっております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） そうしますと、2か年計画というか実証実験ということでやっておりますけれども、必然的に2000万円以上のお金を使いましたということなので、当然それに対する今年の当初予算においては、MaaS事業に対しての検討をするということで、今年度の予算は当初予算は考えているんですけれども、今後はこの実証実験の結果というかそういうものは当然やらなくちゃいけないと思うんですけれども、その辺についてはどのように考えているのかお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

町の地域交通の関係を検討するのに藤田病院の利用が多いということは、これまでのまちなかタクシー等の実証で出ておりますので、藤田病院へのデマンド交通の実証ということのを例にしまして令和2年度、令和3年度その導入を基に基本的に町の公共交通関係を再構築し、さらには合理的、効率的な配車システム、将来に向けたAI人工知能を利用した交通システムの導入を模索しながら今回の実証実験を実施したというものでございます。

ただ、結果として料金関係がなじまない、もしくは高齢者のアプリの利用法など課題があり、なかなか本システムでの導入は難しいということが出てきておりますけれども、その利用者の利用状況、どういう利用状況ですとか、どこからどこまで使うというその知見については今回の実証実験で得ておりますので、これにつきましては、これから運用するMaaS事業といいますか、まちなかタクシーも含めたMaaS事業の関係で進めていくということで、今後地域公共交通会議等において、その知見を生かした形で検討し生活に即した輸送サービスの構築に検討を進めたいというように考えているところです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 課長からただいま聞きましたけれども、商工会の立場というか商工会でこのデマンド交通ということをやっとやっけてきていまして、それに携わっている者としてちょっと町長にお尋ねしたいと思います。

デマンド交通というのは、やっぱり地域交通と同じだと思うんです。やはり住民の足の確保ということで、路線バスを捨てても皆さんの足を確保しましょうということの狙いで今までやっけてきて、今回役場のほうで全部それでやっけていただくようになったんですけども、基本的にはやっけている当時は利用者をまず上げようと。使っている利用者を多く上げようというような形を取りながら、なおかつ当然利用者を上げれば当然町の負担を軽減させるということになりますんで、そういうことを努力しながらやっけてきたと。

前会長もやはり営業が落ちると、販売が落ちたということで、委託料を下げてもらったりというような実績をやっけてきて、今までにまちなかタクシーのことに對しては十分頑張ってきたなと思っはおります。

新たにこれをシステムを變えるのか、あるいは今、課長がおっしゃいましたように結果的には無理かな難しいかなということに落ち着くのではなくて、實際、まちなかタクシーが存在してまちなかタクシー自体を大きく広げていく、これを大きくしていくんだということをやっけてきた者にすれば、これと違ったものをぼろんと變えられるとまちなかタクシーはなくてもいいのかなとか、まちなかタクシーというのは存在というのはどうなってしまうのか。そして、これからやるのは、また元に戻ったまちなかタクシーを構築していくのか、その辺に關しては町長のお考えとしてはどう考へているのかそこら辺をお聞きしたいと。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

町長。

町長（引地 真君） お答えします。

まちなかタクシーの關係ですと平成20年度から導入をしていますけれども、その目的というのは商工会、商店街の振興、まずそこが目的だったと理解しています。

平成20年度から今年度までの取組の中身を見てみますと、どうも使いにくいといった声があつたりとか、いろいろなマイナスの意見のほうが多いように聞いています。

ただ、町全体として見たときに、高齢者の免許の返納に伴う移動する際の足の確保というのは、これは公共交通のシステムをうまく構築しないと高齢者や生活弱者と言われる人たちの日常生活の範囲を狭めてしまう。それは、我々があと十年、二十年たつたときに、どういった思いをするんだろうと。その思いというのは多分今の高齢者が感じていることなんだろうと想像すると、MaaSがどうの、まちなかタクシーがどうの、システムが違うからできないとか合わないとか、そういう次元の低い話を今、していてもしょうがないのかなと思っはいます。

それぞれのシステムのいいところ、それをピックアップをして1つの新たな交通形態をつくり上げるというのが必要なのかなと思っはいます。

引地に住んでいるところは徳江地区ですから、コンビニもありませんし、かつては個人商店がありましたけれども今はありません。年を取って免許を返納したときに、どこに行っても買物をしたらいいんだらうという不安は今から感じていますから、自分に置き換えてこの公共交通の体系を早めにつくり上げないといけないと思っています。

また、観月台体育館の存廃の問題でも、体育館を利用していた人たち、団体との意見の交換をしていると、およそ半分の方々は今の場所に体育館が欲しいと。観月台体育館、あの代わりになるものが欲しいと、あの場所に欲しいという意見を持っています。また、半分は、どこでもいい。町の中にあればいいという意見です。半々です。ただ、観月台に同じようなものが欲しいと言う方々は、移動の問題を一番気にしています。そこをきちんとクリアしておけば、公共施設はどこにあっても利用できるという、安全安心というものをきちんと担保できるのかなと思っています。

生活の面あるいは自分たちの楽しみのための足の確保というのは本当に必要になってくるんだらうなと思っていますから、担当には、課題がどういったものかというのは昨年度の実証で把握できているので、その課題を解決するための方策に知恵を出してくれという指示をしています。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

山崎君。

5番（山崎健吉君） 個別主要施策のうちで19ページの定住化促進総合対策、企画調整課ですか、お尋ねしたいんですけども、この中で委託費として先ほど同じような質問になるかと思えますけれども、1319万9000円。そのうちプロモーションビデオ395万9000円。あとは、リノベーションですか、まちづくりのために924万円ということになっているんですけども、具体的にはこのプロモーションを使ってどのように今後展開していくのか、ちょっとお聞きしたい。

議長（東海林一樹君） 企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 5番山崎議員のご質問にお答えいたします。

定住化促進総合対策ということで、事業については、個別にいろいろな形で行っております。まず、プロモーションビデオ作成、令和3年におきましては、プロモーションビデオの作成を行ったと。こちらにつきましては、国見町の交流人口を増やすためにショートムービーをつくって二極点住居者をターゲットにビデオを作成したということになっています。

活用法につきましては、まず、このビデオを見ていただくということが先決になりますので、ホームページ上で公開したり、発表会を行ったりというようなことで連携した事業を完成当時ちょっと行ったということでございます。

このアドバイザーリノベーションまちづくり、こちらも定住化促進の一つの事業ということになっております。こちらにつきましては、大坂住宅のリノベーションというところになっております。

新しく起業される方、いわゆる事業を起こす方とか新しく商店を始める方に対し場所

を提供したいというのが一番の思いということになっております。こちらは継続で、今、令和4年度も行っている事業ということでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎君。

5番（山崎健吉君） 分かりました。

それで、今、お話しした定住ですか移住の問題について大坂住宅をリノベーションに設計にかかったという話ですけれども、今年度の完成を目指して多分やるんだと思いますけれども、大体いつ頃をめどにこの募集というか始まるのか、ちょっと伺いたい。

議長（東海林一樹君） 決算の内容について質疑をお願いしたいんですが。

5番（山崎健吉君） はい。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、3款民生費について、44ページから55ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、4款衛生費について、55ページから60ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、5款労働費について、60ページから61ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、6款農林水産業費について、61ページから68ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、7款商工費について、68ページから71ページです。

質疑ありませんか。

山崎君。

5番（山崎健吉君） 85ページの、国見町コロナ社会を見据えた設備投資応援補助金として381万2000円、こう出ているんですけれども、この補助金5件というふうになっているんですけれども、これは1件当たり……

議長（東海林一樹君） ページもう一度言ってください。

5番（山崎健吉君） 85ページです。

議長（東海林一樹君） 85。

5 番（山崎健吉君） はい。

議長（東海林一樹君） いや、まだ今、商工費についてです。

個別のね。個別の資料の 85 ですか。

5 番（山崎健吉君） はい。

議長（東海林一樹君） 商工業振興事業、はい。

5 番（山崎健吉君） いいですか。

議長（東海林一樹君） はい。どうぞ。もう一度言ってください。

5 番（山崎健吉君） 今のやつなんですけれども、5 件の貸出しというか補助金があるんですけれども、1 件当たり何円というか何ぼくらいの貸出しをしているかをちょっと教えてください。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

こちらの補助金につきましては、令和 3 年度合計で 5 件の補助を行ってございます。内容としましては、ポストコロナ社会を見据えて取り組む新技術や新製品、新サービスの開発等に対し補助金を対象経費の 3 分の 2、さらに補助上限額が 100 万円で補助に取り組みまして、5 件の実績になってございます。

1 件当たりの平均になりますと、380 万円の 5 件になりますので 80 万円程度になるかと思えます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかにありませんか。

渡辺勝弘君。

10 番（渡辺勝弘君） 産業振興課長にお尋ねします。

ページで言うと主要な施策、個別の主要な施策の今、山崎議員からも言われました 85 ページになります。

この中の商工振興費の成果について記載されていますが、その中で事業が一番大きかったのは、昨年度も大きかったというものですけれども、プレミアム商品券の事業についてだと思っております。

その点についてお伺いします。

さきの一般質問で宍戸議員からも一般質問がありましたけれども、その中で、町が町民に対してプレミアム商品券事業に関するアンケート調査を実施したということの答弁がありました。

商工会においてもある程度のアンケートを取りまして、約 87% ということで満足度が上がっているということで感じましたけれども、町が実施したアンケートの結果をまずはお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 渡辺議員のご質問にお答えをいたします。

町で行ったアンケート調査ですが、無作為抽出した町民 1,000 人を対象に実施し、有効回答が 386 人でした。結果は、よかったが 373 人で 97%、悪かったが 13 人

で3%という結果となっております。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） そうしますと、アンケートの結果を受けまして、やはり産業振興課としては1回目も含めて2回目のプレミアム商品券の結果についてどのように評価をしているのか、町としてはどのように評価をしているのか、その点についてお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの影響を受けた地域経済の活性化と町内の消費拡大を図ることを事業目的に実施をし97%の方々からよかったとするアンケート結果も踏まえれば、一定の成果は得たものと評価していますが、改善、反省すべき点は次にしっかりと生かしていきたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 課長からいただきました、ありがとうございます。

やはりプレミアム商品券の事業を実施すれば商店街は活性化するという一方で、全てが完結する、全てが終わったということではないと思っております。

商工会に通ずる者といたしましては、プレミアム商品券の事業で多くの町民の皆様は商店街に来ていただき、そして、商店街の良さを知っていただくということが目的であると思っております。

次にまたご来店してもらうように、そして、一つでも多くお買物していただくように、そのために商工会では事業者からお金を頂くようになりましたけれども、お金を頂いて各商店の特色を生かしたパンフレットとかチラシを作成しまして、多くの町民の皆さんにそのチラシを見ていただいたという経緯がございます。

そんな町として、あるいは商工会としていろんな経済効果のためにいろんなことをやっていたと思うんですけども、今後どう考えているのか町の考えをお伺いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

2回目のプレミアム商品券事業では、地元店の利用割合が1回目から5ポイント伸びました。全体の3分の1を占めたことになりましたが、これは、商工会と地元の商店街の努力によるものだと考えてございます。

プレミアム商品券事業によって、より多くの町民が地元店に足を運び、魅力ある商品とサービスを知り、プレミアム商品券事業の終了後もリピーターになることが大事だと考えています。

魅力ある商品の開発が難しければ、どこにも負けない接客サービスを売りにするなど、それぞれの地元店の特色を生かした創意工夫により消費者に選ばれる店づくりに取り組み、プレミアム商品券事業を一過性のもので終わらせないことが大切だと考えています。

地元店の今日までの多様な経済活動により雇用の確保や人材の育成が図られ、町ににぎわいを創出するなど、地元店は国見町の地域経済の成長に大きく貢献されてきました。地域活性化のためには、地元店が元気であることが不可欠です。商工会の伴走型支援を受けながら地元店それぞれの特色を生かした取組に期待をしますし、町でもその取組を支援していきたいと考えています。

その一環として、町としましては現在、国見町中小企業小規模企業振興条例の案を来年の3月議会に提出するため、今、現在準備を進めているところです。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、8款土木費について、71ページから76ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、9款消防費について、76ページから80ページです。

質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、10款教育費について、80ページから103ページです。

質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 生涯学習課長にお尋ねします。

教育費の中の社会教育費、ページ数で言うと予算書の91ページ。

この中で、12節の委託料の中のイベント業務委託です。110万円計上されております。決算書見て。

今回の監査の指摘事項を読みますと、監査からの指摘事項はこの件なんでしょうか。

監査報告書では、このはたちのつどい委託事業においては開催当日僅か2名だったという報告がされております。この報告書の監査の報告の事業、これで間違いはないでしょうか。課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（小野笑子君） 13番八島議員のご質問にお答えいたします。

はたちのつどい委託事業についての問いでございますが、「晴れ photo in くにみ」は新型コロナウイルス感染拡大のため中止となりました令和3年国見町成人式に代わりまして新成人に楽しんでいただくため企画した事業となっております。

新成人が楽しみにしていた友人との再会や写真撮影を叶えるためにお盆の帰省に合わせて実施しようと準備していたものです。

ところが、新型コロナウイルスの第5波の影響により延期となりまして、感染の落ち

着きました11月に実施をさせていただいたものです。

その結果、本人のみの参加、抗原検査の実施など制約がございまして、当日の参加が2名となったものです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 結果、これ間違いないとすれば、そこで教育長にお尋ねする。

やはり原因があったんだと思います。この結果になったのは。

コロナの問題もありますけれども、こういった結果を受けて、今後どのように委員会としてはこういった問題に対処していくのか教育長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） 八島議員のご質問にお答えをいたします。

今、課長が答弁をしたとおりの結果としては少数の参加だったという形になってしまったこと、このことについては真摯に受け止めて反省をしなければならないと思っています。

ただ、様々な理由があった中で、結果として2名だったというところをご理解をいただきたいところがありますし、当日晴れ photo で使った機材等について、これ写真を撮るベースとなるものということになりますが、今年の成人式のときに利用しているというところをご理解をいただければと思います。

なお、成人式については、今年度から来年の1月の部分から実際には成人年齢が引き下げられたということもありますので、どのような成人式、あるいは18歳であるのか20歳であるのかということについても今、アンケートを取って実際に検討しているところであります。

今、お話をしたようにきちんと対象者の声を聞いて、それを事業に生かすということについては、真摯にこれからも続けていきたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 教育長の答弁でそれでいいと思うんですけども、ただいまの答弁の中で、今後の成人式の在り方は何歳かも含めて内容を検討していくと理解して、現在は、20歳でやるか18歳でやるかは決まっていないと認識していいんでしょうか。教育長。

議長（東海林一樹君） 教育長。

教育長（菊地弘美君） お答えをいたします。

現在、検討中ということでご理解をいただければ良いかと思います。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、次に、11款災害復旧費から14款予備費について、103ページから105ページです。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

議長（東海林一樹君） なければ、歳入歳出の全体的な質疑に入りたいと思います。

質疑ありませんか。

松浦常雄君。

1 1 番（松浦常雄君） 決算書の 6 7 ページ。産業振興課長にお願いします。

1 2 節の委託料でふくしま森林再生事業 6 4 4 8 万円と巨額のお金になっていますが、どのような再生事業を行ったのか、また、おおよその場所はどの辺なのか、お尋ねします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 松浦議員のご質問にお答えいたします。

個別の主要施策の成果 8 4 ページをまずご覧いただければと思います。

8 4 ページの中段から下に事業の概要欄の①番のところにふくしま森林再生事業として令和 3 年度に行った内容として森林整備が 3 5 ヘクタール、路網整備が 1, 5 0 0 メートル、1. 5 キロと記載してございます。

内容としてはこのような作業を行って、場所としては泉田地区、あるいは石母田地区で作業を行ったところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

1 1 番（松浦常雄君） もう少し具体的な内容を教えていただきたいんです。例えば、これまでやってきました松くい虫防除のための木の伐採とか、下草刈りとかいろいろあったと思うんですが、そういう点はどうだったのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） お答えいたします。

こちらのふくしま森林再生事業の中身としましては、松くい虫の伐採ではなく、新たに今ある伐採適齢期のところの木を切って新たに植栽をするような、当然植栽をした後は数年間下刈りなどをして植えた木がきちんと成長するようなどころまでしっかりカバーしていく形で事業に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 松浦常雄君。

1 1 番（松浦常雄君） おおよその場所としてはどの辺になりましたか。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 松浦議員のご質問にお答えします。

一番大きな面積としましては、泉田地区で泉田の新田からさらに上ったところの山を大きく令和 3 年度については実施したところでございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） 全体的ということで、議案調査会でもお話ししましたが、個別主要施策の成果、こちら、今回現年度決算額と本年度最終予算額補正を拾っていただいて、しっかりとした数字が出てきましたのでありがとうございます。

せっかくここまでしていただいているんですが、答弁はいただきましたけれども、予算を作成して議会で決議している事業名と決算の成果の事業名が異なっているものが数か所あります。半分ぐらいですかね。

ですので、できれば予算を作成するときに、決算を基にこれをつくっているとは答弁いただいておりますけれども、やはりこういう事業で幾ら使うよと予算でも多分承認いただいていると思いますので、予算をつくる際にしっかりとこの事業名、変更するのではなくて予算と決算がリンクするような形にできないかどうかお聞きしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 1 番蒲倉議員のご質問にお答えをいたします。

一番大きな原因は、原因といいますか令和 3 年度決算につきましては、6 次総合計画の初年度です。令和 3 年度予算は、その前に調整をさせていただいたものもありますので、大きくはその違いが出ているのかなと考えております。そこだけのご理解していただきたいので、令和 3 年度から令和 4 年度で次年度となる場合につきましては、その差が修正されるのかなと思っています。

あとは、事務方としての注意しなければならないのは、やっぱりちゃんと予算書を見て、あと、それに応じて決算書を作成するというのを徹底をするような形でそれを担当課長のほうに指示をしていきたいと思っておりますので、ご忠告いただきましたので、その辺は注意してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） はい、分かりました。

そうすると、令和 5 年度の予算のときはそういうことは起きないということでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えします。

極力私がチェックをさせていただきます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

1 3 番（八島博正君） 税務課長にお尋ねいたします。

すばらしい成績で、まずはこの毎日の仕事在那だけ充実しているという形で、まずは、この決算書における税務課の仕事に対しては敬意を表しておきます。

というのは、不納欠損が会計監査の報告書によりますと、去年は 2 1 件で 2 2 7 万 4 0 0 0 円あったのが、今年は 4 件だけ。しかも 1 1 万 9 8 4 4 円。内訳は、決算書

1 ページを見ますと、町民税が 8 万 4 0 0 0 円。固定資産税が 3 万 5 0 0 0 円という形で非常に少なくなっている。これはやっぱり税務課の努力だと思います。本当に課長はじめ職員の努力に敬意を表したいと思いますけれども、そこで、この 4 件の不納欠損にした理由は、決算書から読み取ることができません。監査指摘事項ではやむを得ないということになっていきますけれども、差し支えなかったら不納欠損にした 4 件について発表願えないでしょうか。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（佐藤光男君） 八島議員のお質しにお答えいたします。

処分停止から 3 年が経過したことによります欠損ということになりまして、税法で言いますと 1 5 条の 7 の第 4 項に該当するものです。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

1 3 番（八島博正君） 併せて、収入未済額の 6 8 8 万円、町民税は 2 0 0 万円、固定資産税は約 4 0 0 万円の 6 0 0 万円。この 3 月 3 0 日の決算書の決算の期日ではありましたが、現在はどのぐらいになっているのでしょうか。8 月 3 0 日現在ぐらいでどのぐらい未収金が減っているのでしょうか。分かりましたら、発表願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（佐藤光男君） 2 5 % ほど収納となって圧縮が進んでいる状況です。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

1 3 番（八島博正君） 2 5 % 程度、全体で 6 0 0 万円としましても、2 0 0 万円くらいはもう少なくなっているという認識でいいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 税務課長。

税務課長（佐藤光男君） そのとおりでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

松浦常雄君。

1 1 番（松浦常雄君） お尋ねします。

個別の施策の 4 ページ、文書管理事業の総務管理費。複合機、印刷機借上げとあるんですが、複合機というのはどのような機械なのでしょうか。事業の成果のところでは、それがあつたために事務の効率化が図られているということですが、複合機について説明をお願いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 松浦議員のご質問にお答えします。

複合機といいますのは、基本はコピー機です。コピーとあとはファクスとあとは P D F と言いまして文書をドキュメント化するシステムがありますが P D F をするのと総合的にいろんな形で使えるものというのが複合機、コピーにいろんな機能がついているも

のということで、それにつきましては、1階のフロアには南北1台ずつ、2階はフロアに1台。あと議会には小型のやつが1台という形でありまして、そのほか文化センターにもございますが、こういった形でネットワーク上で一元的に管理できて簡単に言いますと自分の机からここにプリントのボタンを押すとこちらにも個別に配信されて、自分のアカウントで入力すればこれでプリントができるということになります。あとはカラーです。カラーの印刷はその複合機でやっているということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 総務課長にお尋ねします。

これも監査の指摘事項の中で、超過勤務の残業手当について質問いたします。

100時間を超える職員の数が去年の30人からこの決算書では19人に減っている。非常にすばらしいことだと思う。決算書を見れば、災害復旧関係で700万円の超過、それから、衆議院選挙がございましてそれで約300万円の1000万円が例年より多くなるのは理解できますけれども、総額で約6000万円近くの超過勤務の金が支出されております。私はいつも指摘していますが、やはり人件費を少なくするのはこの超過勤務をいかに少なくするか。ほかには決められた金額の支出になりますので、なかなか削減することは難しいと。

今年の補正予算も見ておりましたけれども、今年は4000万円台で補正予算が決まりましたんで、これをぜひ守ってほしいなと思いますけれども。

残業の少なくすることについて、どのような現在取組をしているか総務課長にお尋ねします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 13番八島議員のご質問にお答えをいたします。

八島議員のおっしゃることごもっともで、なるべくやはり仕事は効率的に合理的に進めなければならないと考えております。

当然、今年の3月や去年の2月のような震災とかあった場合については、当然町民福祉のためにしっかりやらなければならないことはありますけれども、これ以外の通常的な業務の中でいかに業務を改善していくのかということが一番大事なんだろうというように思っています。

1つは、町としては労働安全衛生委員会組織しておりまして、年に3、4回藤田病院の近藤院長も含めて様々な議論を進めて行っております。その中で超過勤務の多い方については、定期的にメンタルケア、カウンセリングを含めて実施をしております。そのような形で少しでも業務の改善をするためにどうしたらいいかという方向性を示していただいているところでございます。

あとは、庁議などでは逐次超過勤務を縮減するための各セクション、各課長レベルでのやり方を検討するように指導しておりますし、なるべく余計な仕事ということではな

いんですけれども、時期的に間に合う仕事であれば後にして、今やるべき優先順位をつけるような形での仕事の進め方をするようにやっているような状況がございます。

いかんせん、個々人それぞれで性格も違いますし環境も違いますし、ここで言うのもあれですけれどもスキルも多少は違うんだらうという部分もありますんで、そこは各個々人の部分を各課長が把握をした上で、一番いいと言いますかその課の中での状況にあった業務の配分をしていくということが一番大事なのかなと思っていますから、その辺のメリ張りのつけ方も含めてただら残業しない、当然水曜日にはノー残業デーにしていますし、今後水曜日以外でも各課各係において週に1回は早く帰る日をつくりましょう、コロナ禍でなければ今日飲みに行くぞなんていうのも昔あったんですけれども、なかなかそういう状況にもありませんけれども、そのほかでは親睦会的な野球とかバレーとかいろんなものがありますので、そういったことを生かしながら少しでも残業が減るような方向性を職員、そして特別職も含めてみんなで共有しながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 佐藤副町長にお尋ねします。

職員の管理は、町長よりも総務課長と副町長がトップになって町内の職員の仕事の内容の指導なり点検を行っていると思うんですけれども、やはり副町長としても職員の監査指摘事項と健康管理のためにも100時間を超す残業の職員はなるべくゼロに近いような形で進めてほしいと思いますけれども、佐藤副町長のご意見を伺います。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） お答えをします。

超過勤務の縮減、それとワークライフバランスの実現というようなことでございますけれども、先ほど総務課長も答弁をしました労働安全衛生委員会という組織があってそこで様々な議論をされています。

それで、労働安全衛生委員会の中で超過勤務縮減に向けて7つの取組をしましょうということを決めています。それを参考までに紹介しますと、1点目、超過勤務は特別な勤務というような意識づくり、2点目が先を見越したスケジュール管理、3点目が日中の時間に業務に集中できる時間の確保、4点目が業務のマニュアル化、簡略化を進めること、5点目が会議打合わせを短時間で要領よく行う、6点目が週休日の振替の徹底、そして、7点目がノー残業デーの取組ということで、このようなことを職員全体で意識しながら超過勤務を縮減する取組をしていきたいと思いますということで、労働安全衛生委員会での確認をし周知しながらやっているというような状況でございます。

その中でも当然、ノー残業デーの取組は数年前からやっていますし、それとあと、やっぱり超過勤務は特別なんだという意識づくりをそれぞれ個人個人が持っていくのが大切なかなと思っています。

それと、総務課長の答弁にはなかったですけれども、組織等検討委員会、役場の組織は、イキモノですので、それぞれ様々な業務が発生してきます。それと不要になる業務

もごございますので、組織等検討委員会という組織を立ち上げまして、私がトップでその辺の議論をしているわけですけれども、その中で本当に町民サービスを向上するための組織というのはどうしたらいいのかということで、2か月に一回程度会議を開催してそれぞれ各課長等から話を聞いてそれらの意見を取りまとめて次年度以降の組織体制に生かしていくという取組もしてございます。

それともう一点、超過勤務を減らすために、やはり大切なのが人材育成なのかなと思っています。職員個々人のスキルを上げていくと、それによって仕事が効率化される部分もごございますので、昨年、組織等検討委員会の中で人材育成方針というものを策定しております。それらに基づいて、管理職としての職務、係長としての職務、それぞれ担当としての職務、それぞれのスキルを上げていけるようなことを、今後具体的に人材育成方針に沿って取り組んでいきたいと考えてございます。それら3つの取組を活用して超過勤務の縮減、そして、ワークライフバランスの実現に向けて取り組んで行ければと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 次に、別な質問です。

これも、監査報告の中にありまして、町長に質問いたします。

監査報告書では、予算額の9.2%が余っているよと、今年は。去年よりも約2%多いんですけども、私もこの、赤字でいいとは言わないですけども、予算額の大体5、6パーセントくらいが残るのかなとは思っているんですけども、適正值として、9.2%というのは少し多かったのではないかと。

監査指摘の中でも、やはり町民の福利厚生のため、あるいはまた、要望の達成のためにもう少し予算の有効活用を図るべきだという指摘がございまして。

町長、この指摘に対してどのような考えで、今後どのようにするんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 町長。

町長（引地 真君） お答えします。

9.2%というのは、引地としても多いかなという思いはあります。

ただ、予算を策定するときに、補正予算も含めてなんですが、なるべく多くの町民の福祉の向上に役立てるために多めに取るということがあります。

実際にその事業を始めたときに、予定対象者の数が思ったよりも少なかったりとか、あるいは昨年度の場合ですとコロナ新型感染症の影響があったり、そういうことで、思ったような事業が展開できなかったこともご理解いただきたいと思います。

町が多めに予算を取るというのは、予算を膨らませるためではなくて、より多くの町民に対してその福祉の分配をしたいというその思いがあってのことです。あるいは国、県からの補助金もそうなんですが、まず、ある程度多めに予算を確保する、実績は今回の決算書に表れるといったそこら辺の差がこの9.2%という数字に表れているのかなと思っています。

いろいろな事情、コロナであったり、3月の地震であったり、そういった行政側が予期しない事象で予算額と決算額との間の差が大きくなっていると理解をしています。

通常ベースでいけば、もう少しその差は小さいものだと思います。先ほど八島議員おっしゃったような5～6%なんだろうという、そこら辺が妥当な数字なんだと思いますが、令和2年度と令和3年度の決算においては、我々が予期していないあるいは望んでいない事象があって、その事業の執行に影響が出てきたとご理解いただきたいと思いません。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 八島博正君。

13番（八島博正君） 国見町では、今年過疎指定になっております。9月の補正予算では、過疎指定になったために今までできなかった事業も今回補正で計上されてできるようになった。よって、財調積立金は多いほうがいい、あるいは自己資金は多いほうがいいんですけども、やはり町民の要望に応えるためには、予算の有効な使用、監査から指摘を受けないような褒められるような運用が必要だと思いますので、要望を応えて私の質問を終わります。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 決算書24ページです。

諸収入の中で雑入という項目があります。

その中で、弁償金として123万703円ということで記載されておりますけれども、これは何の弁償金なのでしょうか。どなたでしょうか、お答え。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

雑入の中で、ページで言いますと24ページです。

2目の弁償金でございますが123万1000円。こちらにつきましては東京電力の損害賠償請求における弁償金でございます。これまで何度かにわたりまして返済がありましたけれども、令和3年度に受け取った金額でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） この弁償金、原発災害によって通常の仕事以外にこの仕事が増えたということでの賠償請求だと思うんですけども、それにしてもこの時間外の分しか出さないというのが東電の方針だと受け取っているところでもありますけれども、これまでに請求されました金額、そして、これまで受け取った賠償金、それぞれ幾らになるかお教えいただければと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

国見町でのこれまでの請求につきましては3億3215万9000円でございます。

これに対しまして、東京電力から支払いがあった金額につきましては1億5766万

2000円でございます。

率にして47.47%の賠償金の支払いがございました。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 47.47%、まだ半分も賠償されていないということなんですけれども、これは本当に国見町それぞれの自治体が単独で持ち出したお金ということで、どうしてもこの賠償してもらわなくてはおかないと思っておりますけれども、今後の見通しといたしますか、現時点の東電の方針といたしますか、その辺り分かれば。この全額弁償に持っていくことができるんでしょうか。その辺りも含めてお願いしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） お答えいたします。

東京電力とは今年一度打合せを持っております。

東京電力としても払える分については早々に処理しますと。ただし、税込減ですとか、除染の対策の特措法で町の業務として見られた分については、それは東京電力では払えないと。

国見町としては、これまでの必要な書類を出してこういうこととということですが、東京電力ではそこは払えないものは申し訳ないけれどもということっております。

先ほどありました超過勤務等払えるものについては速やかに処理したいということの意向だけは確認しております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） そうしますと、この請求金額、これは全て東電としては賠償できる金額だという考えでいらっしゃるのか、それともこの3億幾らは東電として払えない部分もこの中には入っているということになるんでしょうか、どうなんですか、この辺りは。

議長（東海林一樹君） 住民防災課長。

住民防災課長（羽根洋一君） 当方では必要だということで請求しておりますが、東京電力としては現在のところもこれについては払うことは難しいという見解でございます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） なければ、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第1号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 11時25分まで休議いたします。

(午前11時17分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午前11時25分)

◇ ◇ ◇

◇認定第2号 令和3年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議長(東海林一樹君) 日程第2、認定第2号「令和3年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長(佐藤智昭君) 認定第2号、令和3年度国見町大木戸財産区特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから認定第2号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第2号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第3号 令和3年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議長(東海林一樹君) 日程第3、認定第3号「令和3年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長(佐藤智昭君) 認定第3号、令和3年度国見町入山財産区特別会計歳入歳出

決算認定についてご説明いたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

村上 一君。

7番(村上 一君) 入山財産区なんですけれども、これが明治37年に契約されていて、そして、結局、この区分が藤田町外3か村になっていて、実際に、あそこの場所というのは、入山財産区のあれで徳江森山、あとどこかの財産区になっていて、ある程度、私も前に区の総代をやっていたとき、ずっとあそこの境界線改めをやっているの。

現在、あそこのところで、杉とかヒノキとか、結構な木になっているけれども、全然、切り出しも何もないの。そのあれで、何か白石市から借りているんだと、あの土地を。そのあれで、やっぱり、長時間にわたって借りていると思うんですけれども、何か、全然、この歳出歳入に関しても、確かに管理料だけなんですよ。この中で、毎年これを払っていくと、やっていくというようなことは、やはり、これから区の負担にもなってくるし、それなら、ある程度、今、見直さなくてならない時期なのでないのかなと私は考えるんですけれども、その点、伺いたいと思います。

議長(東海林一樹君) 産業振興課長。

産業振興課長(佐藤智昭君) 村上議員のご質問にお答えいたします。

入山財産区の区域の中には、村上議員おっしゃられるとおり、森山ですとか徳江ですとか、各地区の山も含まれてございます。そちらの部分については、分収林契約をしているところかと思っておりますので、その契約の内容を確認しまして、必要に応じて、伐採などができるようであれば、今後進めていければと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長(東海林一樹君) そのほか質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから認定第3号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第3号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第4号 令和3年度国見町石母田財産区一般会計歳入歳出決算認定について

議長(東海林一樹君) 日程第4、認定第4号「令和3年度国見町石母田財産区一般会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 認定第4号、令和3年度国見町石母田財産区一般会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

八島博正君。

13番（八島博正君） 産業振興課長にお尋ねします。

石母田財産区の中に畑が2.3ヘクタールあります。現在も、これ、耕作しているんでしょうか、それとも耕作放棄地になっているんでしょうか。と同時に、もし耕作しているんだったら、何人の方が耕作しているのか。現況についてお尋ねいたします。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 八島議員のご質問にお答えをいたします。

各特別会計の決算の概要の3ページに、石母田財産区の所有財産の面積として、畑が2.3ヘクタールと記載してございますが、こちらについては、現状で貸して畑を耕作しているところは現時点ではありません。基本的には、元畑の土地で、現況では、耕作しているところはないことになります。

よって、石母田財産区の歳入で、土地貸付収入については、仮置場の地代のみの収入になってございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第4号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第4号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第5号 令和3年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第5、認定第5号「令和3年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 認定第5号、令和3年度国見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番(渡辺勝弘君) 上下水道課長にお尋ねいたします。

先ほどの決算の概要の中で、分担金及び負担金の中で、本年度の決算額として、前年度決算比、約110万円ほど減額になってしまったということになってはいますが、その要因は何なんですか。ちょっと、その部分をお聞きしたいと思います。

議長(東海林一樹君) 上下水道課長。

上下水道課長(宍戸浩寿君) 渡辺議員の質問にお答えいたします。

1款の分担金及び負担金の今年度決算額が前年度より114万9000円ほど減額になったと。理由でございますが、主な理由といたしまして、道の駅に係ります下水道受益者負担金、5年分割納付していただく分が終了したことによる減でございます。

以上、答弁いたします。

議長(東海林一樹君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから認定第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第5号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇認定第6号 令和3年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長(東海林一樹君) 日程第6、認定第6号「令和3年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。総務課長。

総務課長(阿部正一君) 認定第6号、令和3年度国見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をいたします。

(以下議案書により説明)

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第6号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第6号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第7号 令和3年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第7、認定第7号「令和3年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） 認定第7号、令和3年度国見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 総務課長でよろしいのでしょうか。歳入の不納欠損額についてお尋ねしたいと思います。

監査委員の報告書によりますと、不納欠損処分については、3件で136万4261円。そして、括弧書きで、前年度が13件で376万9056円と。これ、13件での金額と3件での金額をちょっと計算してみますと、3件で136万円というのは、単純に割って45万6000円ぐらいになります。それから、昨年度の場合は28万円とことになります、13件で割りますと。詳しい中身は分かりませんので、計算上ですけれども、これほど大きい、3件で45万円というと相当な金額になりますけれども、これに対する相談、そうした中身については、どんな経過があるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） 私から、12番浅野議員の質問にお答えをいたします。

3件で130万円というような中身でございますが、個別に見ますと、1人の方が116万円という方がいらっしゃいます。そのほかの方が10万円と9万円程度ということになっています。

それで、この116万円の方につきましては、長期間未納があったということで、財産調査、そのほか、当然、面談をして、生活状況なども把握をさせていただいて、資産もない、生活困窮ということで、平成30年、処分停止をして、今年度で処分停止から3年経過ということで、不納欠損という形で処理をさせていただいたという中身でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 3年経過で処分ということで、法律どおりといたしますか、決まりどおりの処分をしたということなんですけれども、その方、当然、納めていないから不納欠損ということで役場はやったんだと思うんですけれども、そうした場合に、国見町は、これまで資格証というものは発行してなくて、短期証というふうなことでこの医療保険に対応してきたと思うんですけれども、この方については、医療を受ける場合には、やはり短期証、それで受けるということは可能なんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） お答えをします。

議員お質しのとおり、国見町での対応として、資格者証というのはほぼ発行したことがないかと思います。基本的に、1か月の短期証で、1か月ごとに来庁いただいて、納税相談も含めてお話をしてから短期の保険証を発行するという対応を取っているところ です。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

1 2 番（浅野富男君） 不納欠損のほかに、収入未済額というふうな金額もはじき出されております。こちらは586万円ということになりますけれども、こういった方々、それぞれ、いろんな方がいらっしゃるのかなとは推察するところでありましてけれども、実際に払えないという部分についての評価といたしますか、客観的に見てぐらいいか分からないのかなと思うんですけれども、請求すればいただける、あるいは、請求してもなかなか難しいと、そのあたりの判断といたしますか、今後の対処方針、そのあたりは、どうい うことで、これ、納めてもらうことになるんでしょうか。多分、ほかの部分についても納まっていない部分があるのかなと、勝手な推測なんですけれども、そのあたりで、こ うした方に対する対処、相談活動、そのあたり、どのように進めていくんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 副町長。

副町長（佐藤克成君） お答えをします。

収入未済額が580万円ということで、こちら、24名の方でございます。

それで、現在までに160万円ほど収入をしています。その中には、先日、議員懇談会でもお話ししました、差押えして、公売し、その売却益を充当した方もいらっしゃいまして、160万円ほどの収入ということになっています。当然、未納の方に対しましては、相談をしながら、財産調査などの調査も進めまして、それで、どうしても財産もない、働くこともなかなかできないと、そのような方も確かにいらっしゃいますので、そういう方については、別の制度で、最終的には生活保護という制度もございますので、そういうご案内をしたり機会一辺倒にならず、納税者の方の話も聞きながら今後とも対応していきたいと考えています。

ただ、これ、未納になりますと、この部分は、ほかの被保険者の方が負担をするということにもなりますので、負担の公平と個々人の状況に合わせて対応してきているという実情でございますので、今後ともそのような対応をしていきたいと考えているところ でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 別な制度、生活保護、そういったことも今、答弁の中で若干ありましたが、やはり、使える制度、いろんな制度を使えるというふうなこともご案内しながら、こうした未納に対するこれからの進め方、これをお願いしたいと思います。以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 認定第7号についての討論であります。

本議案は、誰もが安心して医療を受けることができることの福祉政策であります。しかし、現実には、保険税が払えない方がなかなかなくなる。しかも、一般会計からの繰入れも制限されるような制度になっています。平等に恩恵にあずかれる保険料となるよう、制度の変更も必要ではないかと考えるものです。

よって、本案は認められないものとするものであります。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第7号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

議長（東海林一樹君） 起立多数です。

したがって、認定第7号は原案のとおり認定することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長（東海林一樹君） 午後1時まで休議いたします。

（午後0時00分）

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長（東海林一樹君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇ ◇ ◇

◇認定第8号 令和3年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第8、認定第8号「令和3年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 認定第8号、令和3年度国見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第8号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第8号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第9号 令和3年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第9、認定第9号「令和3年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。企画調整課長。

企画調整課長（大勝宏二君） 認定第9号、令和3年度国見町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第9号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第9号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第10号 令和3年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について

議長（東海林一樹君） 日程第10、認定第10号「令和3年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題といたします。

本認定について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 認定第10号、令和3年度国見町渇水対策施設特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第10号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、認定第10号は原案のとおり認定することに決しました。

◇

◇

◇

◇認定第11号 令和3年度国見町水道事業会計決算認定について

◇議案第54号 令和3年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について

議長（東海林一樹君） おはかりいたします。

日程第11、認定第11号及び日程第12、議案第54号は企業会計の関連議案につき一括議題とし、説明及び質疑、討論は一括して行い、その後の採決については1件ずつ行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第11号及び議案第54号を一括議題とすることに決しました。

日程第11、認定第11号「令和3年度国見町水道事業会計決算認定について」及び日程第12、議案第54号「令和3年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分について」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 認定第11号、令和3年度国見町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

上下水道課長（宍戸浩寿君） 続きまして、議案第54号、令和3年度国見町水道事業未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） 水道事業損益計算書、3 ページなのですが、ちょっと教えてください。

営業利益マイナス2500万円、営業外収益2900万円、これで帳尻が合っているように見えるんですけども、この長期前受金戻入と、もう一度、雑収益について内訳を教えてください。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） 蒲倉議員のご質問にお答えいたします。

まず、長期前受金についてですが、これは、平成26年度の地方公営企業、改正によりまして、当時、みなし償却というものをやっています、それが廃止となりました。補助金を財源として水道工事を行った場合は、減価償却見合い分を、補助金を順次収益化していくというような企業会計の会計処理ということで行っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

雑収益でございますが、これ、696万2000円ほど収入がありました。これ、東京電力からの損害賠償金ということで、水道料金の減収分、2年分を一括して終期としたというものでございます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） 690万円というの2年分ということですが、これって、ずっと続いていくものなんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） この損害賠償につきましては、2年分を一括いただきましたので、ここで終わりということになります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） 東京電力からは、これとして、総額幾ら頂いているんでしょうか。

議長（東海林一樹君） 上下水道課長。

上下水道課長（宍戸浩寿君） お答えいたします。

水道事業におきましての損害賠償額でございますが、1826万9710円でございます。請求金額全部完納、完了しております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから認定第11号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、認定第11号は原案のとおり認定することに決しました。

これから議案第54号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり処分することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり処分することに決しました。

◇

◇

◇

◇委員長報告(陳情第27号)

議長(東海林一樹君) 日程第13、「委員長報告」を行います。

産業建設常任委員会に付託されました陳情第27号の審査結果について、産業建設常任委員長より報告を求めます。

村上 一君。

7番(村上 一君) 今定例会におきまして、産業建設常任委員会に付託された陳情第27号の審査結果についてご報告いたします。

産業建設常任委員会は、9月6日、午前11時45分より、役場中会議室にて開催し、会議には委員4名と、説明のため佐藤産業振興課長、職務のため澁谷議会事務局長が出席しております。

陳情第27号であります。本件はシルバー人材センターに対する支援について意見書の提出を求める陳情であります。

陳情の要旨、理由。

令和5年10月に導入される消費税における適格請求書等保存方式、インボイス制度において、免税事業者である会員との取引、配分金の支払いの際の消費税に関わる仕入控除が認められなくなります。このことにより、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が非常に大きいことから、定期的かつ持続的な事業運営が可能となる措置を要望されました。

人生100年を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められている中、報酬より社会参加及び健康維持に重きを置いた生きがい就労をしているセンターの会員に対し、形式的に、個人事業者でもあることをもってインボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようとしている高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては、地域社会の活力低下をもたらすものと懸念され、非常に重要な案件であることから、賛成すべきとの結論に、全会一致で採択すべきと決しました。

よろしく願いいたします。

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから陳情第27号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情第27号は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、陳情第27号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◇ ◇ ◇

◇休議の宣告

議長(東海林一樹君) 議案の追加がありますので、暫時休議いたします。

(午後1時32分)

◇ ◇ ◇

◇再開の宣告

議長(東海林一樹君) 再開いたします。

(午後1時33分)

◇ ◇ ◇

◇追加日程の議決

議長(東海林一樹君) ただいま配付いたしました追加日程表のとおり、3件の追加がありますので、これを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、この3件は直ちに議題とすることに決しました。

◇ ◇ ◇

◇発議第5号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

議長(東海林一樹君) 日程第14、発議第5号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」の件を議題といたします。

書記に議案及び意見書を朗読させます。朗読。

(書記 発議第5号及び意見書を朗読)

議長(東海林一樹君) 提出者より説明を求めます。

7番村上 一君。

7番(村上 一君) 発議第5号、書記が今説明したとおりなんですけれども、皆様の同意、よろしく願いいたします。

議長(東海林一樹君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 質疑なしと認めます。

これから発議第5号の討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 討論なしと認めます。

これから発議第5号の採決を行います。この採決は起立によって行います。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

議長(東海林一樹君) 起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◇議員の派遣について

議長(東海林一樹君) 日程第15、「議員の派遣について」の件を議題といたします。

本件はお手許に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なし。

よって、本件はお手許に配付したとおり派遣することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇常任委員会の所管事務調査について

議長(東海林一樹君) 日程第16、「常任委員会の所管事務調査について」の件を議題といたします。

本定例会までに総務文教、産業建設、広報の各常任委員長より、私宛てに閉会中の調査について、それぞれ実施したい旨の申出がありました。

おはかりいたします。

各常任委員長の申出のとおり、閉会中の調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(東海林一樹君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の調査は実施することに決しました。

◇ ◇ ◇

◇町長挨拶

議長(東海林一樹君) 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。

町長。

町長(引地 真君) 令和4年第3回国見町議会定例会の閉会にあたって、挨拶します。

提案した議案は、格別のご理解により、原案のとおり議決いただいたことに感謝します。ありがとうございます。

ここで、本定例会の一般質問や議案審議の中で交わされた議論のうち、今日までに対応したことを報告します。

国見町役場交差点の整備と、藤田駅から旧つくだや酒店交差点までの改良は、国見町

と管理者の福島県、それぞれの意思をすり合わせながら、早急により良い方策を見つけるための協議を9月21日に行うこととしました。

また、県道白石国見線の腐食したガードパイプの対応は、既に福島県に要望しています。令和5年度の予算編成時に要求するとの言質を得ています。

続いて、議員、特に当選期数が少ない議員にお願いがあります。議案審議をはじめ、多くの意見交換の場で、議論がかみ合わないと感じます。発言の目的は、議会、行政とも、町民福祉の向上の一語に尽きます。ですから、行政から次の5つをお願いします。

1つ目は、本会議、常任委員会、議案調査会などで議員や行政が述べる言葉一つ一つに重い責任があることを再確認することです。発言の責任は、発言者本人と属する組織、行政や議会に帰属し、とても重いということを、私たちは改めて自覚すべきです。名のある人の言葉や著書、全国紙の記事を発言の基にすることは良しとしても、それを根拠に、自分以外の考えを認めず、否定するかのような発言を繰り返すことは、これまでの国見町と国見町議会の関係にはなかったことです。こういった行為は、翻って、その発言者自身に、町民から選ばれるべき議員として適切か否かの疑義、不信を生じさせかねません。一方、説明責任を負う行政は、行政自身が制度理解を深め、分かりやすい説明の方法と手段を再考することとします。

2つ目は、議員が取り上げるべき事項は、町民の意思を反映した内容が基本であるということです。議員活動の中で議員へ寄せられる町民からの問合せや意見を基に、議員自身の疑義と併せ、町政に疑義が生じたときは、まずは、担当課にその本質と事実を確認してください。議員の施策目的の理解度が、議論がかみ合わない理由の一つと考えられることが多いためです。担当課は的確な説明に努めますが、その上で、俯瞰的で高次の視点、行政の意思、あるいは政治的な判断といったことをただす必要がある場合には、一般質問や議案審議の中で議論を深めるべきだと思えます。

3つ目は、議員といえども、担当職員への度を越した行為には、行政は毅然とした対応を取るということを認識してください。自身の質問への答弁に納得せず、その後、担当職員に、電話で、語気を荒げながら、1時間以上にわたって持論を述べ続けるといった議員の行為がありました。行政の説明責任の重要性は十分に理解していますが、町民は別として、議員によるこのような行為は前代未聞。引地は未だ知りません。今後も議員によるこのような行為があった場合は、国見町は、弁護士と協議しながら、行政組織と職員への業務妨害、言葉による暴力と判断して対応せざるを得ないということ、あわせて、今回のことを契機に、引地は、組織と職員の安全を守り、円滑な行政運営を担保するため、議員を例外とはせず、既に定めてある国見町行政対象暴力への対応マニュアルに沿った対応を全職員に指示することをご承知おきください。

4つ目は、議会での発言は真実でなければならないということです。行っていないことを行ったと言う。なかったことをあったと言う。根拠が不確かなことを確かなことと言う。これらは、故意、過失の別なく、論外です。議会のルールに従い、行政も含め、発言者の謝罪、議事録の訂正、あるいは削除、加えて、その発言内容に行政、議会、町民への不誠実が認められた場合は発言者の処分、重大な場合には議員の辞職、これらが

あるということを再認識してください。

そして、最後、5つ目は、議長、副議長、議会運営委員会の委員長、そして当選期数が多い議員は、期数の少ない議員へ、国見町議会の歴史やルールを、議会議員の何たるかを教示してください。また、期数の少ない議員は、おごらず、真摯にその教示に耳を傾け、国見町議会の重要さ、品位、信頼度を向上させてください。

お願いは以上です。

日本の政治は、言論による民主主義の政治です。国見町も例外ではありません。私たちのまちづくりも、行政と議会の言論、議論での合意形成という手続を、住民自治の主体者の町民が信頼するという前提で成り立っています。それは、議論される課題の重要性や理解に、行政、議会、町民の間にある程度の共通理解があること、仮に意見の対立があっても、その根底には、それぞれの間に相互信頼が成り立っているという大前提があるからです。引地は、この大前提を大事にしたいと思います。

過疎の指定を受けた国見町ですから、引地は、今申し上げた5つのお願いに起因する懸念を早期に修正し、その上で、行政、議会、町民のより強い相互理解を確立して、国見町民に、他の市町村に劣らない、厚い福祉の分配を進めたいと思っています。

議員の任期は来春までです。引地も、間もなく任期の半分を経過します。今期を考えたとき、双方にそれほど十分な時間はありません。議員には、引地の真意を酌み取り、今後も、町政進展、町民福祉向上のための施策を理解し、出精されるよう心から切望し、閉会の挨拶とします。よろしく願います。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） これをもって、本日の会議を閉じます。

午後2時より広報常任委員会を委員会室で開催しますので、ご参集願います。

令和4年第3回国見町議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後1時53分)

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月16日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 山 崎 健 吉

同 署名議員 小 林 聖 治